

財 政 白 書

わかりやすい流山市の財政

（令和２年度決算版）

令和４年６月

流山市

◇ 初めに

市民の皆様に流山市の財政状況をお知らせするために、「財政白書（令和2年度決算版）」を作成しました。

この白書では、従来の決算数値のほかに、新たな公会計制度に基づき「発生主義」や「複式簿記」の考え方を取り入れて作成した財務諸表（「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」）についても解説しています。

こうした情報公開を通じて、市民の皆様に対して市の財政状況を分かりやすく説明し、従来よりも説明責任を高めることを目指しました。また、財務諸表は単に作って終わりということではなく、自治体経営のためのインフラとして、今後も整備を進めていく予定です。

また、平成29年12月には、流山市自治基本条例第23条の規定に基づき、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する持続可能な制度の構築を図るため、財政運営上の基本理念及び基本原則を明確にすることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的として、「流山市健全財政維持条例」を制定しました。

今後の市の行財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性や方向性について、市民の皆様が議論する際に、「財政白書」を活用していただきたいと考えています。

なお、本文中では専門用語の使用をなるべく避けるようにしましたが、固有名詞である専門用語については財政白書の性格上やむなく使用しています。このため、随所に解説を書き添えたほか、巻末に財政用語の説明を掲載しています。本書をお読みになる際の一助として、ぜひ御活用ください。



◇ 目次

第1部 市の財政ってどんなもの？

1 総論～財政ってどんなもの？～

(1) 市の財政とは「入るを量って出るを制す」.....	8
(2) 予算と決算「1年間の計画と結果」.....	9
① 予算とは.....	9
② 補正予算とは.....	10
③ 決算とは.....	10
(3) 一般会計と特別会計「二つの財布」.....	11

2 財政の概況

(1) 流山市の家計簿 ～ながれやま家はやりくり上手？.....	12
(2) 流山市の財政状況～「貯金は？借金は？」主な財政指標～お金は足りているの？....	14
(3) 健全財政維持に向けた主な取組.....	17

3 令和2年度の決算 「収入と支出の結果はどんなの？」

(1) 決算の概況.....	18
① 一般会計の収支結果.....	18
② 全会計の収支結果.....	19
(2) 歳入「どんな収入があるの？」.....	20
① 歳入にはどんなものがあるの？.....	20
② 令和2年度決算の特徴.....	21
③ 市税の状況.....	23
④ 地方交付税の状況.....	26
⑤ 市債の状況.....	28
(3) 目的別歳出「どんな目的に使っているの？」.....	30
① 歳出の区分の仕方.....	30
② どんな目的に使っているの？.....	31
③ 令和2年度決算の特徴.....	32
④ 目的別歳出の推移.....	33
(4) 性質別歳出「どんなことに使っているの？」.....	34
① どんなことに使っているの？.....	34
② 令和2年度決算の特徴.....	35
③ 性質別歳出の推移.....	36

(5) 人件費について.....	38
① 職員数と人件費の推移（一般会計）.....	38
② 人件費と賃金の推移（一般会計）.....	39
(6) 基金・市債の残高「貯金と借金はどうなっているの？」.....	40
① 一般会計基金の内訳・残高の推移.....	40
② 一般会計市債の内訳・残高の推移.....	41
③ 一般会計基金残高と市債残高.....	41
④ 特別会計等の市債の内訳と市債残高.....	42
(7) 市民一人当たりには換算すると？～近隣市との比較～.....	44
① 市民一人当たりの歳入.....	44
② 市民一人当たりの目的別歳出.....	45
③ 市民一人当たりの性質別歳出.....	46
④ 市民一人当たりの市債残高.....	47
⑤ 市民一人当たりの財政調整積立基金残高.....	48
(8) 主な財政指標～近隣市との比較～.....	49
① 財政力指数.....	49
② 経常収支比率.....	50
③ 公債費負担比率.....	51
④ 人口千人当たりの職員数.....	52
⑤ 市税に占める人件費の割合.....	53
⑥ 地方債の償還能力.....	54
 4 健全化判断比率等の状況～「流山市は大丈夫なの？」～	
(1) 財政健全化法.....	55
① イエローカードとレッドカード.....	55
② 健全化判断比率.....	56
(2) 流山市の状況.....	57
① 実質赤字比率.....	57
② 連結実質赤字比率.....	57
③ 実質公債費比率.....	58
④ 将来負担比率.....	59
⑤ 資金不足比率.....	60

第2部 地方公会計制度による財政分析

1 地方公会計制度

(1) 地方公会計制度について.....	6 2
(2) 官庁会計との違い.....	6 2
① 発生主義と現金主義.....	6 2
② 単式簿記と複式簿記.....	6 4
(3) 地方公会計制度の目的.....	6 5

2 地方公会計の財務書類

(1) 貸借対照表 (BS).....	6 7
(2) 行政コスト計算書 (PL).....	6 8
(3) 純資産変動計算書 (NW).....	6 9
(4) 資金収支計算書 (CF).....	7 0

3 連結財務書類

(1) 財務書類の作成範囲.....	7 1
(2) 貸借対照表.....	7 3
① 貸借対照表の概要.....	7 3
② 貸借対照表の中身を見てみよう.....	7 4
③ 前年度との比較.....	7 5
(3) 行政コスト計算書.....	7 6
① 行政コスト計算書の概要.....	7 6
② 行政コスト計算書の中身を見てみよう.....	7 7
③ 前年度との比較.....	7 8
(4) 純資産変動計算書.....	7 9
① 純資産変動計算書の概要.....	7 9
② 純資産変動計算書の中身を見てみよう.....	7 9
③ 前年度との比較.....	8 0
(5) 資金収支計算書.....	8 1
① 資金収支計算書の概要.....	8 1
② 資金収支計算書の中身を見てみよう.....	8 1
③ 前年度との比較.....	8 2

4 財務指標を用いた分析

(1) 発生主義による財務指標分析について.....	8 3
(2) 資産形成度について.....	8 4
有形固定資産減価償却率.....	8 4

(3) 世代間公平性について.....	85
純資産比率.....	85
(4) 行政サービスの効率性について.....	87
① 市民一人当たり人件費.....	87
② 市民一人当たり純行政コスト.....	87
(5) 受益者負担の水準について.....	89
受益者負担率.....	89
(6) 有形固定資産減価償却率と将来負担比率の組合せについて.....	90
(7) まとめ.....	91

資料編

・令和2年度 流山市財務書類（統一モデル）～全体会計.....	96
・令和2年度 流山市財務書類（統一モデル）～連結会計.....	100
・主要な財政指標の算出式.....	104
・財政用語の説明.....	106

第1部 市の財政ってどんなもの？

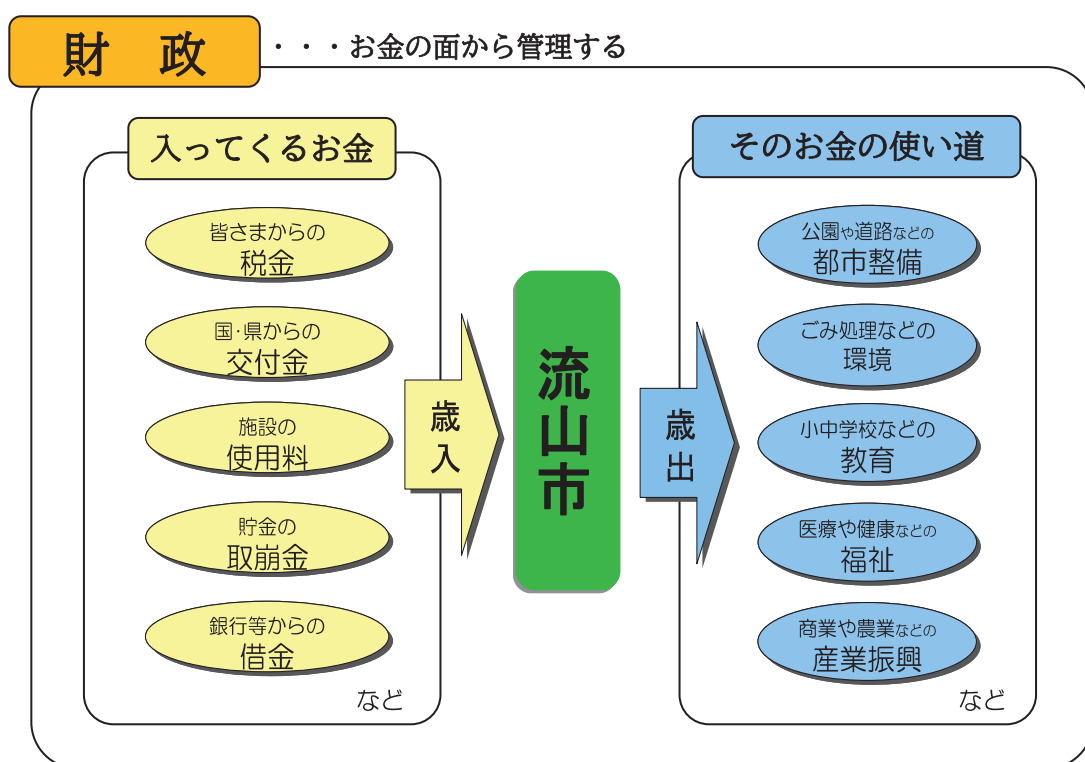
1 総論 ～財政ってどんなもの？～

(1) 市の財政とは 「入るを量って出るを制す」

市では、皆様からお預かりした税金などの収入を、皆様の生活に欠かせない『都市基盤の整備』『環境』『教育』『福祉』『産業振興』などの様々な事業のために使っています。

一年間にわたる『収入』のことを『歳入』、『支出』のことを『歳出』といい、『歳入』や『歳出』をお金の面から管理することを『財政』といいます。

財政の大きな仕事の一つは、一般の家庭と同様に、入ってくるお金をしっかり踏まえて、使うお金を決めることといえます。



(2) 予算と決算 「1年間の計画と結果」

① 予算とは・・・

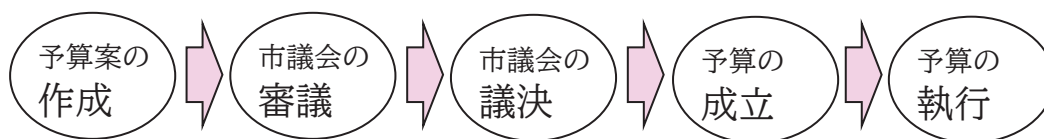
市役所では、1年間の「入ってくる予定のお金（歳入）」を予測して、「そのお金の使い道（歳出）」を決めています。このようなお金の『計画』を見積もったものを『予算』といいます。

市民の皆様により良い生活を送っていただくためにはどうしたら良いか、また、そのために必要なお金の確保と使い道をどうするか、市役所の様々な部署で検討します。その結果に『市長』が総合的な判断を加えて、予算の案を作ります。

予算は、歳入予算と歳出予算を同額として作成します。歳入予算を上回る歳出予算を作成することはできません。

この予算の案は、『市議会』に提出され、審議の結果、『市議会』の議決を受けて、初めて予算が決まります。

つまり、予算は皆様が選んだ『市長』と『市議会議員』が決めているということになります。



ポイント

- ・「予算」とは、1年間の計画です。
- ・「予算」は、皆様が選んだ「市長」と「市議会議員」が決めています。
- ・歳入予算＝歳出予算

【参考】「基本計画と予算」

平成22年度から令和元年度の10年間を計画期間とした、『流山市総合計画・後期基本計画（後期基本計画）』の計画期間が終了したことから、令和元年度に新たな計画を策定し、令和2年度から10年間の基本計画に基づき、流山市の目指すまちの実現に向けて取り組んでいます。

予算は1年間の計画ですが、10年間の基本計画に基づいた内容になっています。

② 補正予算とは・・・

予算を執行していくにあたり、1年間の当初予算では予測できなかったことが起こることがあります。たとえば、台風などの災害といった、すぐに対応しなければならない場合、その事態に対応するために様々な支出を行うことが必要となるでしょう。

予算を変更する場合には、変更する予算案について市議会で審議が行われ、議決されることによって成立します。

このような予算のことを『補正予算』といいます。

補正予算を審議する議会は、定例で年4回（6月、9月、12月、3月）開会されますが、緊急時には臨時的に議会を開会し、審議を行います。

さらに、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がない場合は、市長が議会の議決を待たずに処理することができます。これを、『専決処分』といいます。

※専決処分をした場合には、地方自治法第179条により次の議会において報告し、承認を受けることになっています。

③ 決算とは・・・

予算とは、「入ってくる予定のお金（歳入）」と「そのお金の使い道（歳出）」を見積もったものでした。

その予算を使った結果を『決算』といいます。

決算は、実際に「入ったお金」と「使ったお金」をまとめたものです。

決算は、市が1年間に予算の範囲内で行った行政サービスをあらわしたものと いえます。

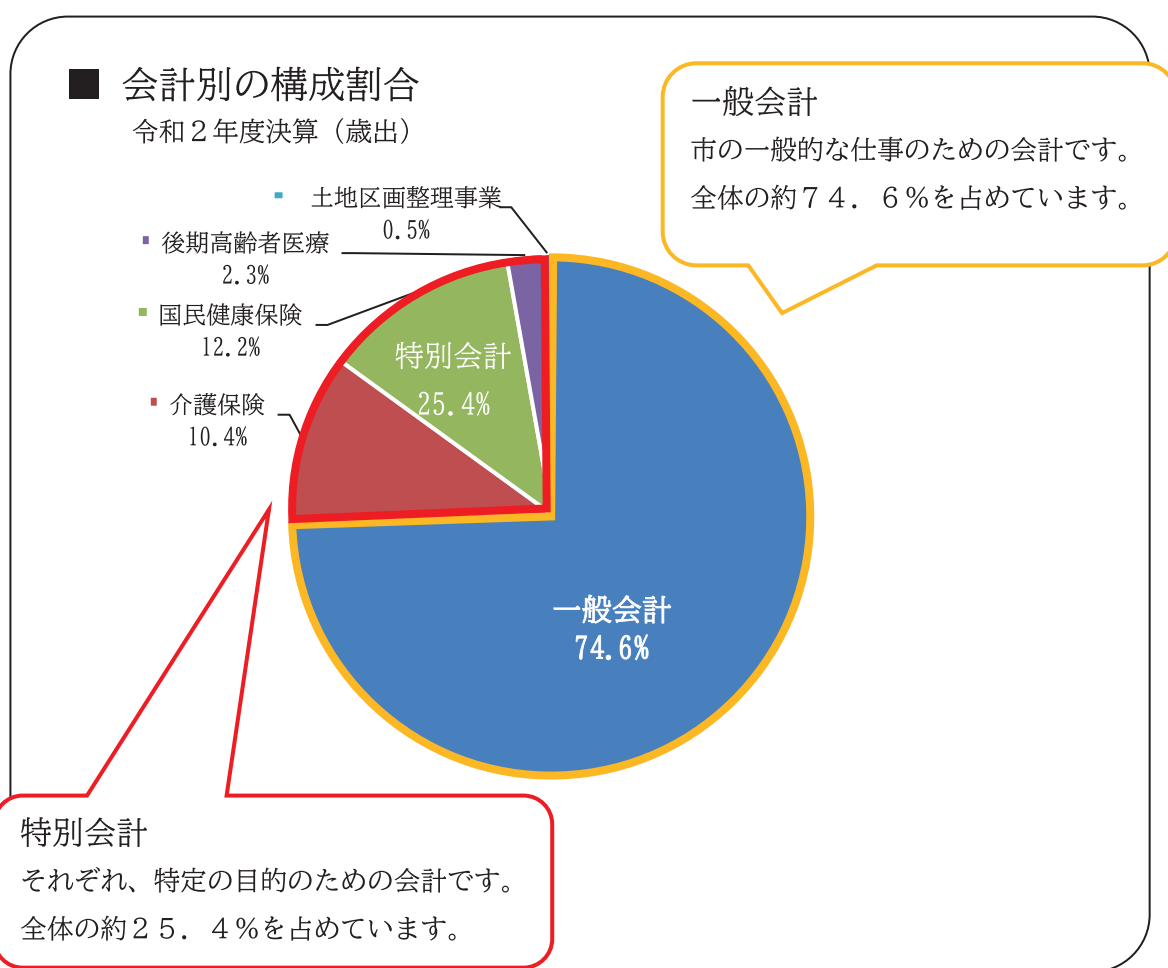
※決算書は、会計管理者が作り、市長が市議会の認定を受けることになります。

【参考】「予算書・決算書の書き方の決まり」

予算書や決算書での「歳入」や「歳出」の区分の仕方は、どこの市町村の予算書、決算書でも比較できるように、地方自治法施行規則によって全国一律に定められています。

(3) 一般会計と特別会計 「二つの財布」

- ・どこの自治体にも、『一般会計』と『特別会計』の二種類の会計があります。
- ・『一般会計』は、市の一般的な仕事のための会計です。皆様から納付していただく税金や、国・県からの補助金などが主な財源です。
- ・『特別会計』は、特定の事業を行うための会計で、保険料や使用料などの特定の収入で賄われており、独立採算制が基本となっています。
- ・『特別会計』は、法律によって決められたものがほとんどです。流山市でも、土地区画整理事業特別会計は市の条例で設置していますが、それ以外は、法律で決められたものです。



- ・第1部では、特別にことわらない限り、一般会計の決算状況について説明します。

『平成19年度以降の決算書や行政報告書などの決算関係の資料は、流山市ホームページから御覧になれます。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008311/1008371/index.html>

流山市 決算



2 財政の概況

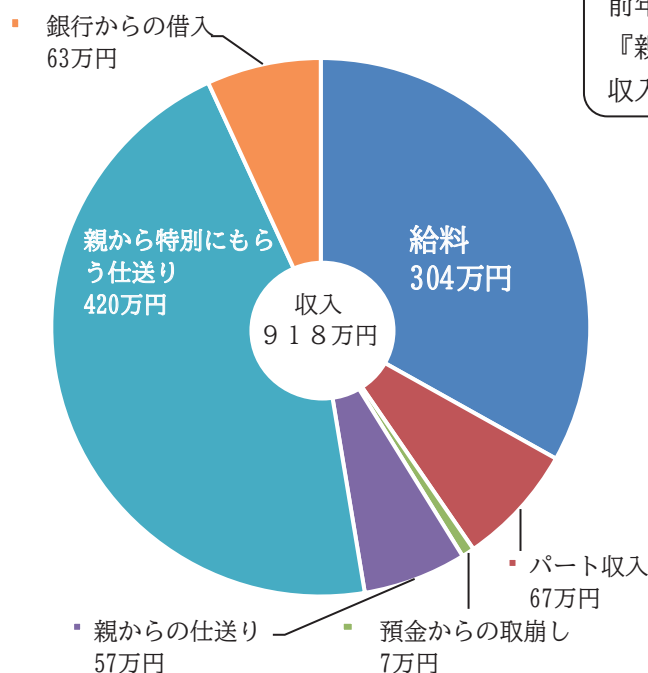
(1) 流山市の家計簿 ～ながれやま家はやりくり上手？～

・流山市の財政を身近に感じていただくために、令和2年度と令和元年度の一般会計の決算を10,000分の1の家計簿に置き換えてみました。

■ 入ったお金 ⇒ 収入

入ったお金	令和2年度	令和元年度	対前年度比	増減率
給料	304万円	292万円	12万円	4.1%
パート収入	67万円	69万円	△2万円	△2.9%
預金からの取崩し	7万円	0万円	7万円	皆増
親からの仕送り	57万円	54万円	3万円	5.6%
親から特別にもらう仕送り	420万円	159万円	261万円	164.2%
銀行からの借入	63万円	52万円	11万円	21.2%
計	918万円	626万円	292万円	46.6%

■ 令和2年度に入ったお金の内訳



前年度と比べて、『親から特別にもらう仕送り』『給料』の収入が増えています。

『親から特別にもらう仕送り』の増額は、特別定額給付金事業に対する補助金の受け入れによるもの、『給料』の増額は、人口増加による市税収入の増加によるものが大きな要因となっています。

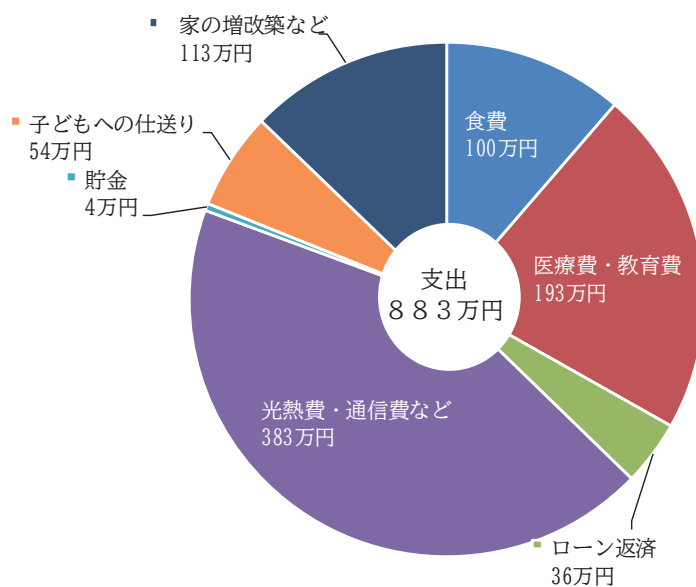
■ 家計簿に例えたものは実際にどんなお金になるの？（収入）

- 給料・・・市税：市民税や固定資産税など、皆様に市へ納めていただく税金です。
- パート収入・・・分担金及び負担金／使用料及び手数料／繰越金等
分担金及び負担金：特定の事業に必要な経費を負担していただくお金です。（例：保育所の保育料）
使用料及び手数料：市の施設を利用した時などに負担していただくお金です。
繰越金：前年度から繰り越したお金です。
- 預金からの取り崩し・・・繰入金：主に、基金（貯金）を取り崩すお金です。
- 親からの仕送り・・・地方交付税／地方譲与税・交付金など
地方交付税：自治体間での市税のばらつきを調整して、どこに住んでいても同じ水準のサービスを受けられるように、国や県を通じて、流山市に入ってきます。使い道は自由です。
地方譲与税・交付金など：国に納められたお金を一定のルールで地方に配分したお金です。
- 親から特別に貰う仕送り・・・国・県支出金：国や県を通じて流山市に入ってくる、使い道が決められたお金です。
- 銀行からの借入れ・・・市債：事業費に充てるための、銀行などからの借金です。

■使ったお金 ⇒ 支出

使ったお金	令和2年度	令和元年度	対前年度比	増減率
食費	100万円	86万円	14万円	16.3%
医療費・教育費	193万円	178万円	15万円	8.4%
ローン返済	36万円	37万円	△1万円	△2.7%
光熱費・通信費など	383万円	150万円	233万円	155.3%
貯金	4万円	13万円	△9万円	△69.2%
子どもへの仕送り	54万円	52万円	2万円	3.8%
家の増改築など	113万円	83万円	30万円	36.1%
計	883万円	599万円	284万円	47.4%

■令和2年度に使ったお金の内訳



前年度と比べて、

『光熱費・通信費など』・『家の増改築など』の費用が増加しています。



『光熱費・通信費など』の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として給付した特別定額給付金などの補助費の増加によるもの、『家の増改築など』の増額は、学校建設などの投資的経費の増加が大きな要因です。

■家計簿に例えたものは実際にどんなお金になるの？（支出）

- 食費・・・人件費：特別職と職員の給与、会計年度任用職員の報酬、議員報酬、審議会委員の報酬等に要するお金です。
- 医療費・教育費・・・扶助費：高齢者、障害者、生活保護が必要な人等を援助するお金や子育て支援に要するお金です。
- ローン返済・・・公債費：市債の元金や利子の返済に要するお金です。
- 光熱費・通信費など・・・物件費／補助費等
物件費：委託料、臨時職員の賃金等のお金です。
補助費等：各種団体への補助金、負担金等に要するお金です。
- 貯金・・・積立金：基金へ積み立てるお金です。
- 子どもへの仕送り・・・繰出金：各種団体への繰出金に要するお金です。
- 家の増改築など・・・投資的経費／維持補修費
投資的経費：学校や道路、河川、公園等の整備に要するお金です。
維持補修費：施設の修繕等に要するお金です。

(2) 流山市の財政状況～「貯金は？借金は？」主な財政指標～ お金は足りているの？

①財政力指数（収入と支出を、国の基準に基づいて比べたもの）

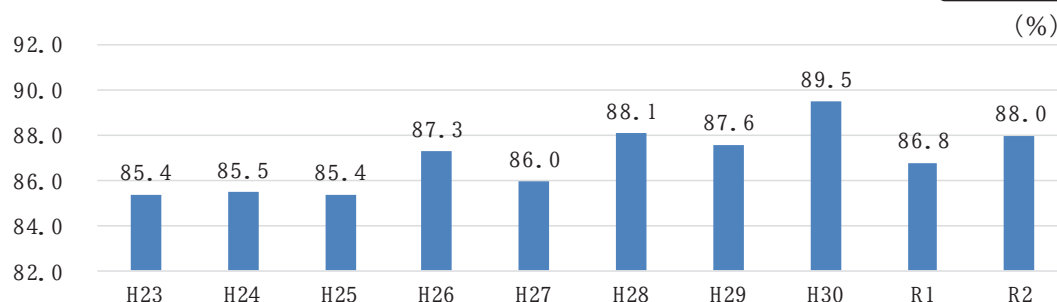
高いほど良い



- ・地方公共団体の『財政力』を示す指標で、標準的な収入の見込み（基準財政収入額）を、標準的な支出の見込み（基準財政需要額）で割って得られた数値の3年間の平均値のことです。
- ・この数値が大きいほど、財源に余裕があることを示し、1を超えると普通地方交付税の不交付団体になります。

②経常収支比率（市税などの常に見込める収入と、公債費など支払義務のある支出を比べたもの）

低いほど良い

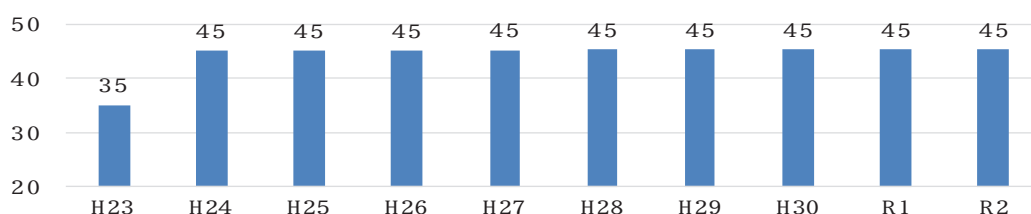


- ・この値が高いほど「臨時的な経費に使えるお金が少ない」ことを意味します。
- ・千葉県内37市の平均は92.7%、人口規模や産業構造が類似している市である類似団体の平均は93.6%となっています。流山市では90%を超えることがないように、常に経常経費の抑制に努めています。

《比率の算出式は104ページを御覧ください》

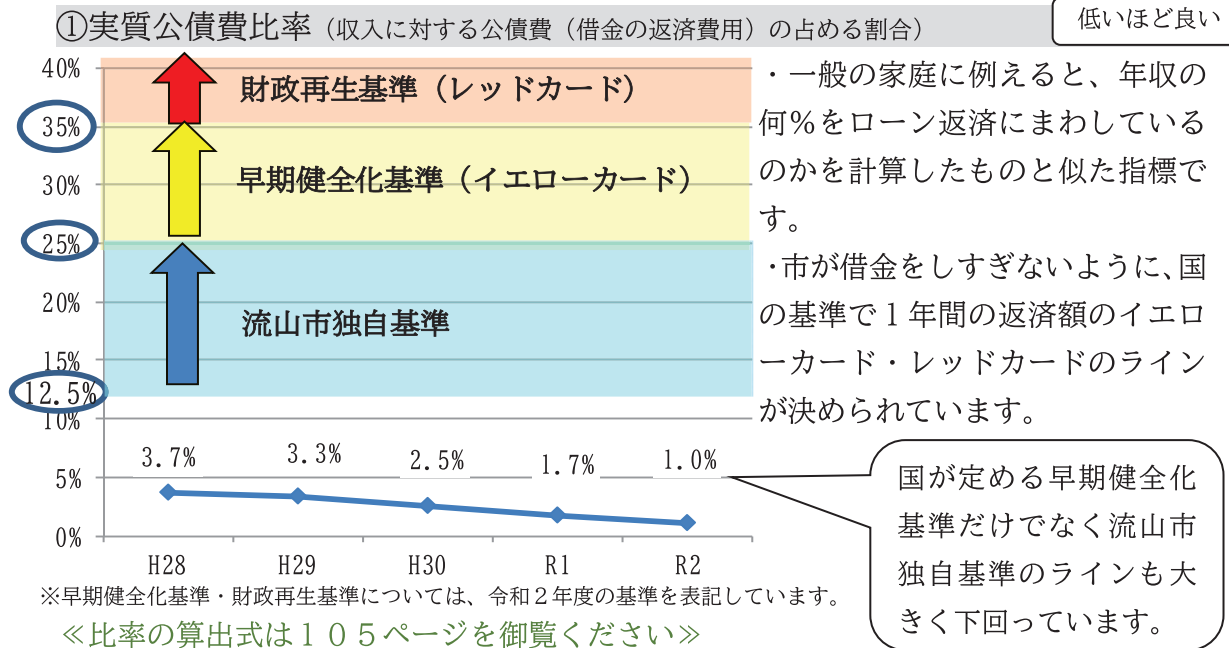
③財政調整積立基金（市の貯金）

(億円)



- ・急にお金が必要になったり、収入が落ち込んだりした時に対応できるように、市でも貯金をしています。これを『財政調整積立基金』といいます。
- ・今後も人口増加に対応するため、各種社会資本の整備が必要となることから、今後は減少していくことが予想されるので、計画的な財政運営に努め、標準財政規模の10%程度を確保していく考えです。

■借金をしすぎている？



②地方公会計制度の貸借対照表で見ると…

■貸借対照表 (億円)

【資産の部】	連結 会計	【負債の部】	連結 会計
1. 有形固定資産			
(1) 事業用資産	1,013	流動負債・固定負債	1,308
(2) インフラ資産	1,405	(市債や退職手当 引当金など)	
(3) 物品	38		
2. 無形固定資産・投資等 (出資金や基金など)	278	【純資産の部】	連結 会計
3. 流動資産	206	純資産合計 (資産と負債の差額)	1,632
資産合計	2,940	負債及び純資産合計	2,940

■インフラ資産を0円とした場合 (億円)

【資産の部】	連結 会計	【負債の部】	連結 会計
1. 有形固定資産			
(1) 事業用資産	1,013	流動負債・固定負債	1,308
(2) インフラ資産	0	(市債や退職手当 引当金など)	
(3) 物品	38		
2. 無形固定資産・投資等 (出資金や基金など)	278	【純資産の部】	連結 会計
3. 流動資産	206	純資産合計 (資産と負債の差額)	227
資産合計	1,535	負債及び純資産合計	1,535

※表示単位未満四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

・流山市は、資産合計が負債合計（流動負債・固定負債）を上回っています。

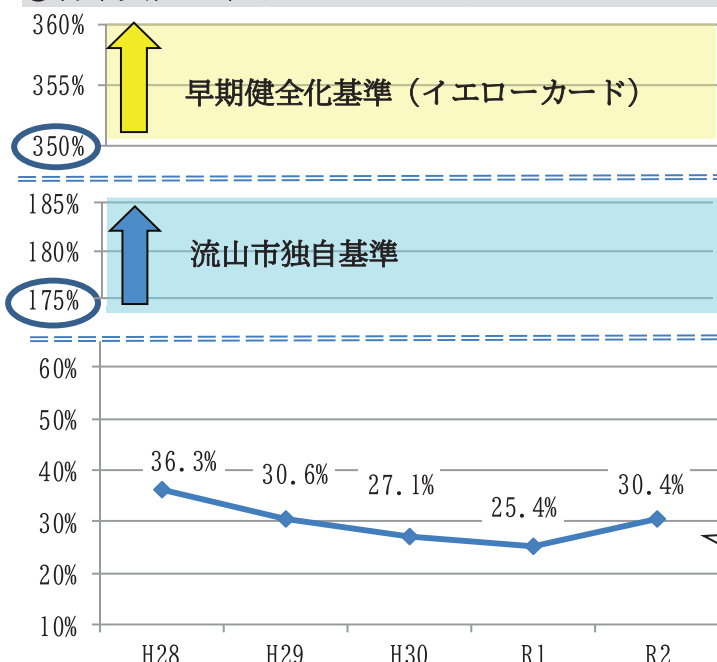
負債が資産より多くなると、仮に資産を全て売却してもまだ借金が残ってしまうことになります。現実的には考えにくいですが、仮に道路や学校などインフラ資産を売却し保有していなかったとしても、資産が負債を上回るため、健全な財政状況であるといえます。



■借金はいちちゃんと返せるの？

①将来負担比率（将来にわたって払う必要がある経費の総額を、1年間の収入総額で割ったもの）

低いほど良い



- ・一般の家庭に例えると、ローンの残高が年収の何倍になるかを計算したものと似た指標です。
- ・国の基準で一定以上になった場合は、借金削減の計画を立てなければなりません。

国が定める早期健全化基準だけでなく、流山市独自基準のラインも大きく下回っています。

※早期健全化基準については、令和2年度の基準を表記しています。

《比率の算出式は104ページを御覧ください》

実質公債費比率、将来負担比率ともに指標の数値は良好です。
今後も行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めていきます。



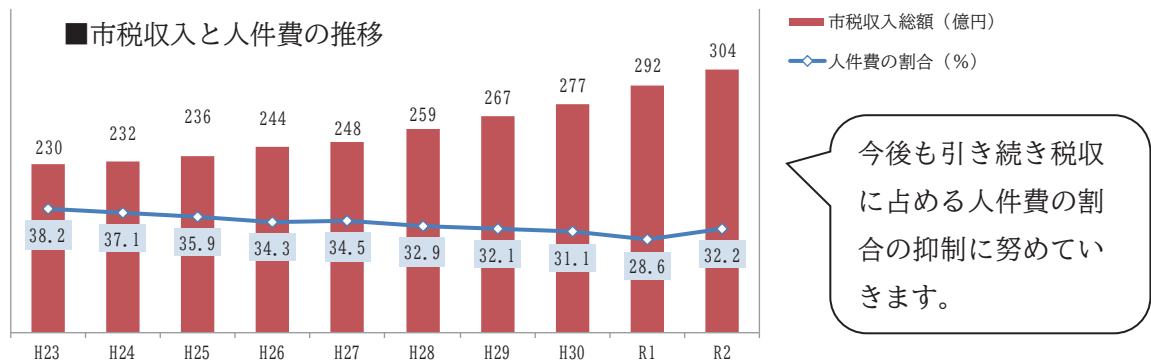
【参考】「流山市独自基準」

流山市では、流山市健全財政維持条例を制定し、実質公債費率及び将来負担比率について国が定める早期健全化基準の2分の1を流山市独自基準とし、これを上回らないように努めなければならないと定めています。

(3) 健全財政維持に向けた主な取組

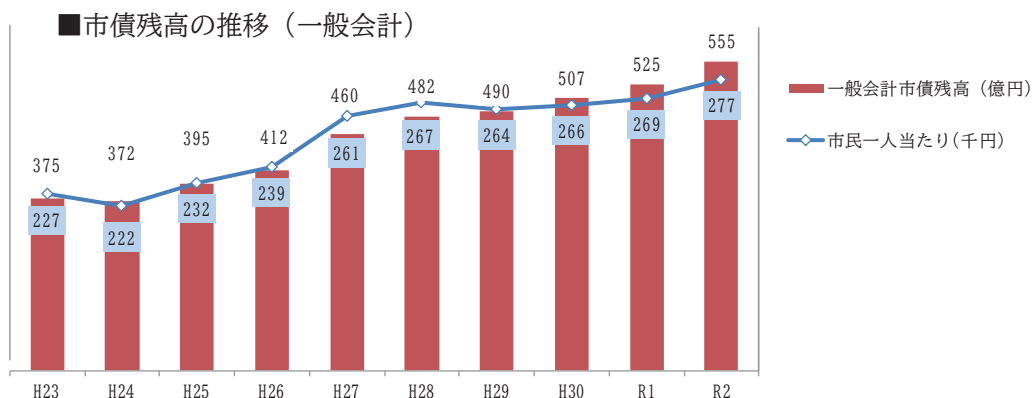
①人件費の削減

- ・定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めてきたことや TX 沿線整備に伴う人口増加により市税収入が増加したことにより、市税収入に占める人件費の割合は下降傾向にあります。令和2年度の人件費の割合が増えた理由は、会計年度任用職員（臨時職員）の報酬等についても人件費に含めることとなったためです。



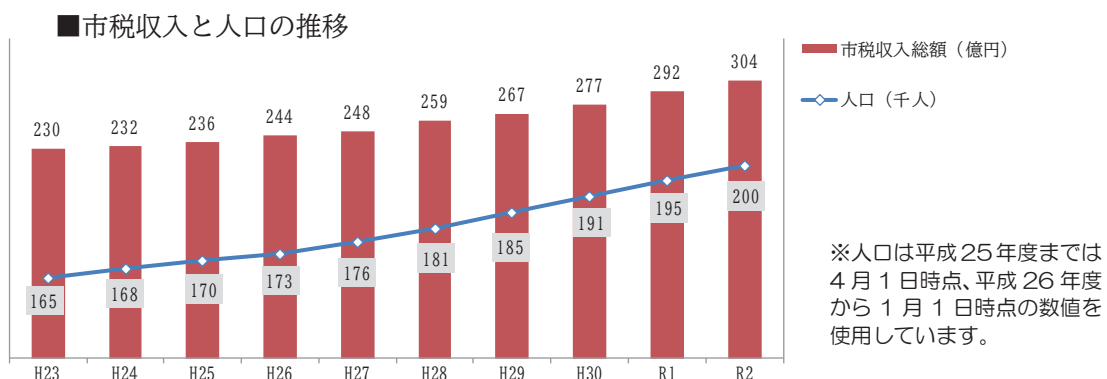
②市債の計画的な発行

- ・各年度の市債残高は予算規模を超えないことを目標としています。平成23年度以降は公共施設建設のための借入額の増加により、市債残高は増加傾向となっています。



③自主財源の確保

- ・流山市総合計画で掲げるまちづくりの実現に向け自主財源を増やすためには、住民誘致や企業誘致を積極的に進める必要があります。



3 令和2年度の決算 「収入と支出の結果はどうか？」

(1) 決算の概況

①一般会計の収支結果

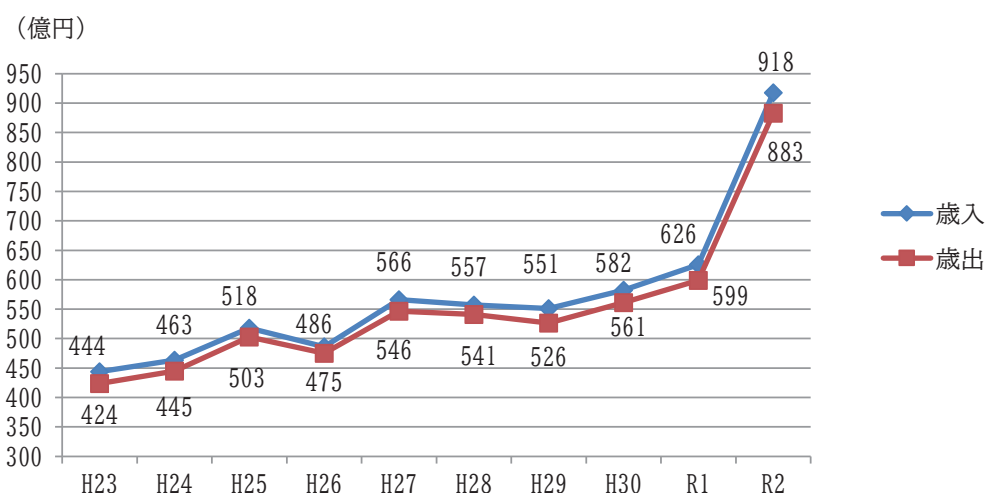
会計名	区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
一般会計	歳入	917億8,596万円	625億7,105万円	292億1,491万円	46.7%
	歳出	882億6,766万円	598億9,790万円	283億6,976万円	47.4%
	差引	35億1,830万円	26億7,315万円	8億4,515万円	31.6%

- ・ 令和2年度は、歳入も歳出も、令和元年度に比べて増加しています。
- ・ それぞれどんな要因があったのかについては、後に説明があります。

歳入について・・・20ページから

歳出について・・・30ページから

■ 一般会計の歳入・歳出総額の推移



令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済対策として実施した特別定額給付金の給付などがあったことから、歳入、歳出ともに前年度に比べ大きく増加しています。



②全会計の収支結果

■一般会計・特別会計

会 計 名		区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
一 般 会 計		歳入	917億8,596万円	625億7,105万円	292億1,491万円	46.7%
		歳出	882億6,766万円	598億9,790万円	283億6,976万円	47.4%
		差引	35億1,830万円	26億7,315万円	8億4,515万円	31.6%
特別会計	介 護 保 険	歳入	126億3,646万円	121億3,312万円	5億 334万円	4.1%
		歳出	123億 365万円	119億4,959万円	3億5,406万円	3.0%
		差引	3億3,281万円	1億8,353万円	1億4,928万円	81.3%
	国 民 健 康 保 険	歳入	146億2,559万円	148億4,168万円	△2億1,609万円	△1.5%
		歳出	144億3,975万円	147億6,626万円	△3億2,651万円	△2.2%
		差引	1億8,584万円	7,542万円	1億1,042万円	146.4%
	後 期 高 齢 者 医 療	歳入	26億6,786万円	24億 897万円	2億5,889万円	10.7%
		歳出	26億5,562万円	23億2,854万円	3億2,708万円	14.0%
		差引	1,224万円	8,043万円	△6,819万円	△84.8%
	土 地 区 画 整 理 事 業	歳入	7億2,855万円	8億2,274万円	△9,419万円	△11.4%
		歳出	6億3,571万円	7億2,789万円	△9,218万円	△12.7%
		差引	9,284万円	9,485万円	△201万円	△2.1%
	小 計	歳入	306億5,846万円	302億 651万円	4億5,195万円	1.5%
		歳出	300億3,473万円	297億7,228万円	2億6,245万円	0.9%
		差引	6億2,373万円	4億3,423万円	1億8,950万円	43.6%
合 計		歳入	1,224億4,442万円	927億7,756万円	296億6,686万円	32.0%
		歳出	1,183億 239万円	896億7,018万円	286億3,221万円	31.9%
		差引	41億4,203万円	31億 738万円	10億3,465万円	33.3%

- ・国民健康保険特別会計、土地区画整理事業特別会計は減少していますが、一般会計で大きく増加しているため全体では歳入、歳出ともに増加しています。

■公営企業会計(税抜き)

会 計 名	区 分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
水道事業会計	収 益 的 収 入	42億1,640万円	40億 467万円	2億1,173万円	5.3%
	収 益 的 支 出	31億1,640万円	36億 742万円	△4億9,102万円	△13.6%
	当 年 度 純 利 益	11億 円	3億9,725万円	7億 275万円	176.9%
下水道事業会計	収 益 的 収 入	34億9,390万円	32億9,917万円	1億9,473万円	5.9%
	収 益 的 支 出	32億2,478万円	30億1,467万円	2億1,011万円	7.0%
	当 年 度 純 利 益	2億6,912万円	2億8,450万円	△1,538万円	△5.4%

- ・水道事業会計、下水道事業会計ともに純利益を計上できました。
- ・水道事業会計における当年度純利益増加の主な要因は、給水区域内人口が増加したことと、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務や外出自粛が増えたことによる給水収益の増加によるものです。
- ・下水道事業会計では、他会計負担金や長期前受金戻入などの営業外収益の増加により、純利益を計上できましたが、流域下水道維持管理費や減価償却費などの増加により、当年度純利益は前年度と比べ減少しています。

(2) 歳入 「どんな収入があるの？」

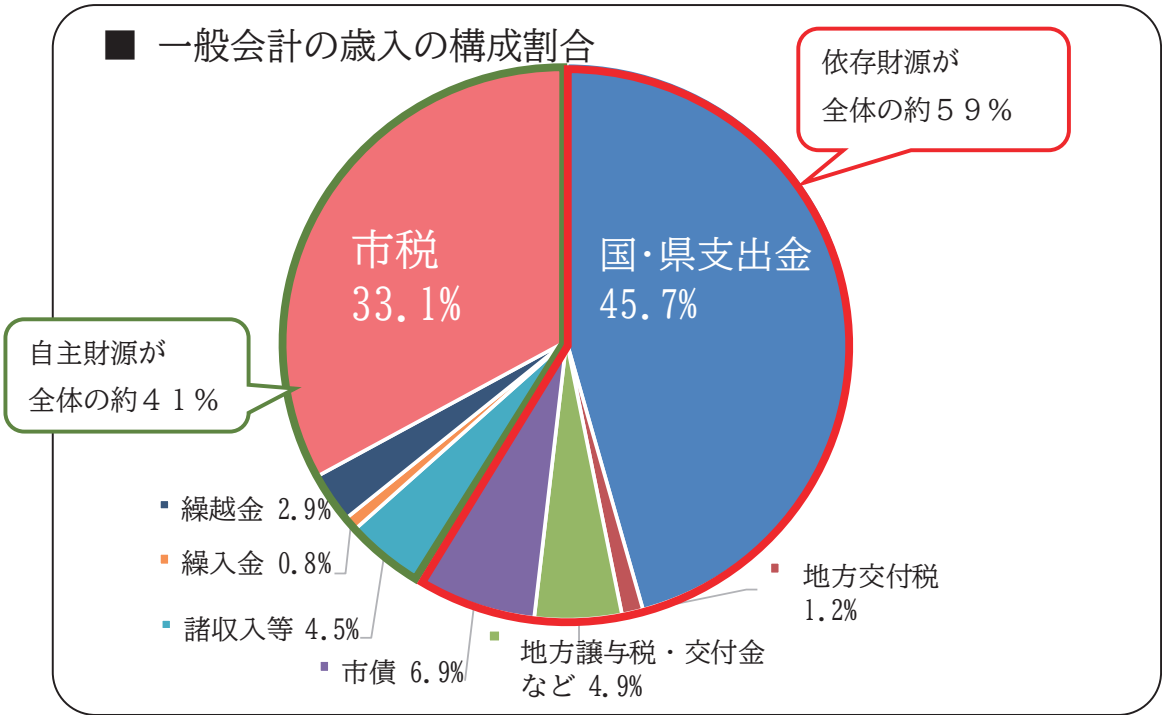
①歳入にはどんなものがあるの？

・『歳入』は次のようなものに分けられます。

■ 歳入の内訳

区 分		主 な 内 容	決 算 額
自主財源	市 税	市民税や固定資産税など、皆様に市へ納めていただく税金です。	303億7,026万円
	繰 越 金	前年度の決算で余ったお金です。	26億7,265万円
	繰 入 金	主に、基金（貯金）を取り崩したお金です。	7億2,786万円
	諸 収 入 等	使用料・手数料（市の施設を利用する時に支払うお金）、財産収入（土地などの貸付収入）、寄附金、諸収入（貸付けたお金の返済金や上記にあてはまらないもの）	40億6,884万円
	小 計		378億3,961万円
依存財源	国・県支出金	皆様が国や県へ納めていただいた税金の一部です。国や県を通じて、流山市に入ってきます。これは、使い道が決められています。	419億6,613万円
	地 方 交 付 税	皆様が国へ納めていただいた税金の一部です。自治体間での市税のばらつきを調整して、どこに住んでいても同じ水準のサービスを受けられるように、国や県を通じて、流山市に入ってきます。使い道は自由です。	11億1,661万円
	地方譲与税・交付金など	国に納められたお金を一定のルールで地方に配分したお金です。	45億4,101万円
	市 債	事業費に充てるため、銀行などからの借金です。	63億2,260万円
	小 計		539億4,635万円
合 計			917億8,596万円

- ・歳入の中で一番大きいのが『国・県支出金』で、約45.7%を占めています。
- ・上の表を円グラフにすると、下のようになります。



②令和2年度決算の特徴 「全体で46.7%増」

■ 歳入の前年度比較

区分		令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
自主財源	市税	303億7,026万円	291億5,186万円	12億1,840万円	4.2%
	繰越金	26億7,265万円	21億4,231万円	5億3,034万円	24.8%
	繰入金	7億2,786万円	3,686万円	6億9,100万円	1874.7%
	諸収入等	40億6,884万円	47億4,223万円	△6億7,339万円	△14.2%
	小計	378億3,961万円	360億7,326万円	17億6,635万円	4.9%
依存財源	国・県支出金	419億6,613万円	158億4,254万円	261億2,359万円	164.9%
	地方交付税	11億1,661万円	13億2,953万円	△2億1,292万円	△16.0%
	地方譲与税・交付金など	45億4,101万円	40億8,352万円	4億5,749万円	11.2%
	市債	63億2,260万円	52億4,220万円	10億8,040万円	20.6%
	小計	539億4,635万円	264億9,779万円	274億4,856万円	103.6%
合計		917億8,596万円	625億7,105万円	292億1,491万円	46.7%

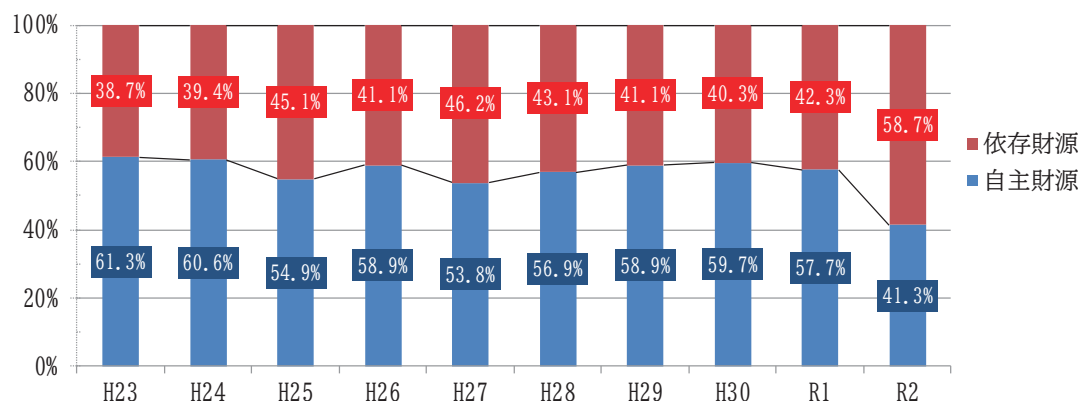
【主な特徴】

- ・令和2年度と令和元年度を比較して、歳入の増加が大きいものは、「国・県支出金」の約261億円（164.9%）、「市税」の約12億円（4.2%）です。
- ・「国・県支出金」の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として給付した特別定額給付金の給付費用に対する補助金の増加などが主な要因です。
- ・「市税」の増加は、つくばエクスプレス沿線開発による納税義務者数の増加や、物流センターの新設による固定資産税の増加などが主な要因です。
- ・『自主財源』は、市税や施設の使用料など、市が自主的に収入することのできる財源です。
- ・『依存財源』は、国や県的意思によって定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことです。
- ・『自主財源』の割合が高い方が、「歳入の自主性・安定性が高い」といえます。

基金からの繰入金（貯金の取崩し）や、前の年からの繰越金も収入に入ります。



■ 自主財源・依存財源の割合の推移



自主財源の割合は国の政策の影響でも変わります。



年 度	影 響 を 与 え た も の
平成27年度	地方消費税交付金の増加や市民総合体育館の建替えなどによる市債の発行により、依存財源の割合が増加しました。
平成28年度	個人総所得の増加やTX沿線開発に伴う納税義務者数の増加、市民総合体育館の建替完了による市債の発行額の減少等により自主財源が増加しました。
平成29年度	個人総所得の増加やTX沿線開発に伴う納税義務者数の増加、おたかの森小・中学校の建設完了による市債の発行額の減少等により自主財源の割合が増加しました。
平成30年度	個人総所得の増加やTX沿線開発に伴う納税義務者数の増加、繰入金や繰越金の増加等により自主財源の割合が増加しました。
令和元年度	幼児教育・保育料の無償化に伴う国県支出金の増加により依存財源の割合が増加しました。
令和2年度	新型コロナウイルス感染症対策事業（特別定額給付金など）に係る国県支出金の増加により依存財源の割合が大きく増加しました。

【参考】「自主財源を確保するために」

自主財源の多くの割合を占める市税の歳入を増やすため、市ではマーケティング課や誘致推進室を中心に市のPR等を行い、住民誘致や企業誘致を積極的に進めています。

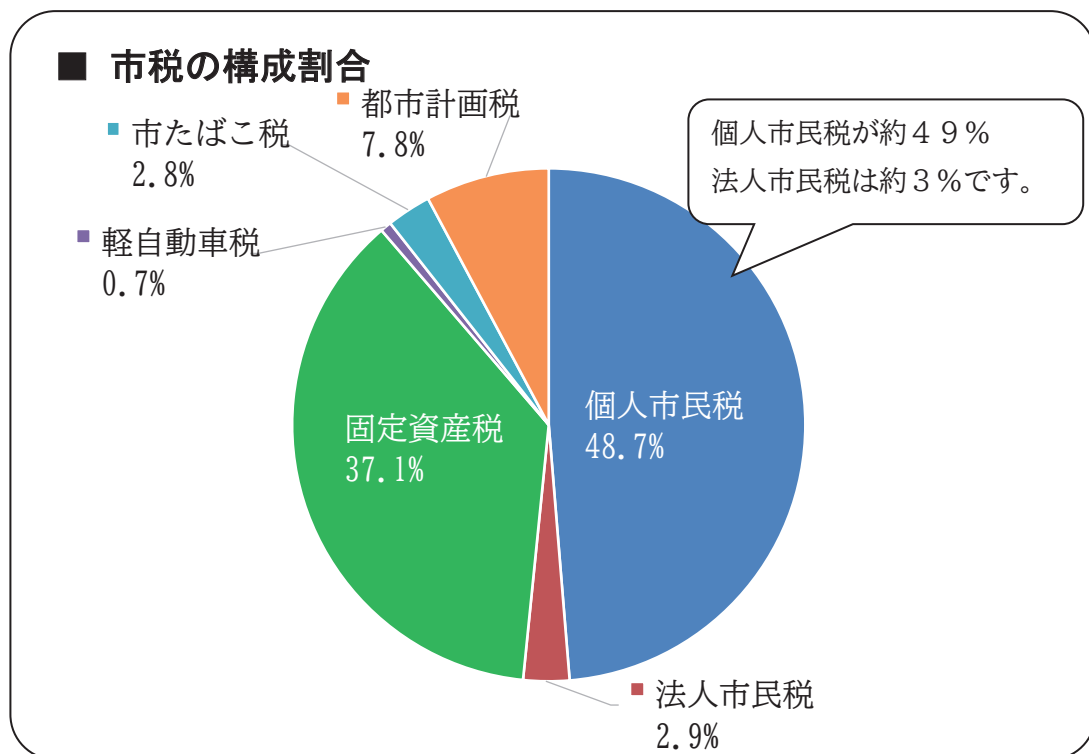
③市税の状況 「自主財源で一番大きな歳入です」

・市税には、次のようなものがあります。

■ 市税の内訳

区分	主な内容	令和2年度
個人市民税	市内に住む人が所得に応じて納める税金です。	147億8,379万円
法人市民税	市内の会社が利益に応じて納める税金です。	8億7,250万円
固定資産税	市内に土地や家屋などを持っている人が納める税金です。	112億7,146万円
軽自動車税	軽自動車やオートバイを持っている人が納める税金です。	2億 316万円
市たばこ税	たばこを買ったときにかかる税金です。	8億6,156万円
都市計画税	市街化区域内に土地や家屋を持っている人が納める税金です。	23億7,779万円
合 計		303億7,026万円

- ・一番大きいのが、個人市民税です。
- ・上の表をグラフにすると、下のようになります。



【参考】「個人市・県民税の税率はどの自治体でも同じ」

市・県民税の税率は前年の所得の10%（市民税6%・県民税4%）と法律で決ま
ているので、税率はどこの自治体でも同じです。

市税の前年度比較

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
個人市民税	147億8,379万円	138億3,755万円	9億4,624万円	6.8%
法人市民税	8億7,250万円	10億4,118万円	△1億6,868万円	△16.2%
固定資産税	112億7,146万円	109億3,922万円	3億3,224万円	3.0%
軽自動車税	2億 316万円	1億8,991万円	1,325万円	7.0%
市たばこ税	8億6,156万円	8億2,175万円	3,981万円	4.8%
都市計画税	23億7,779万円	23億2,225万円	5,554万円	2.4%
合 計	303億7,026万円	291億5,186万円	12億1,840万円	4.2%

【主な特徴】

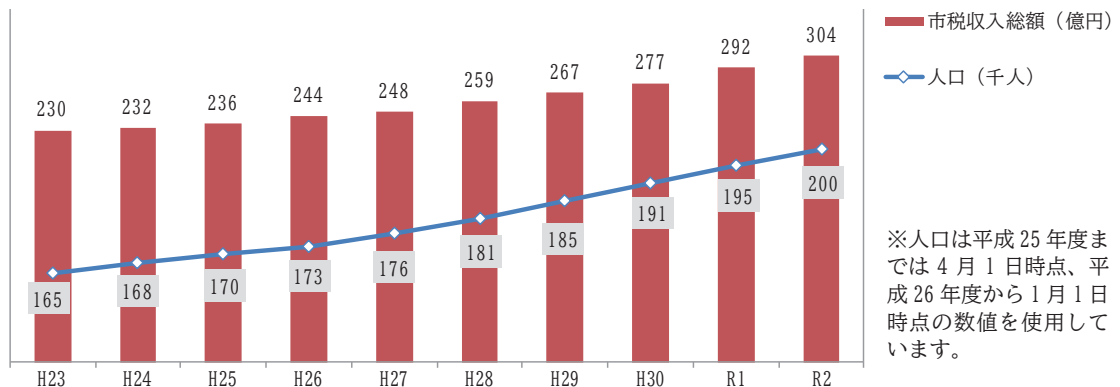
- ・『個人市民税』は、転入者増加による納税義務者数の増加や、個人の所得額の増加などから、約9億円（6.8%）増加しました。
- ・『固定資産税』は、新築家屋の増加や、物流センターの新設などにより、約3億円（3.0%）増加しました。
- ・『市税』全体では、約12億円（4.2%）前年度を上回りました。

市税収入の増加率は近隣市の中で
1番高いです。

近隣市の市税の前年度比較

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
流山市	303億7,026万円	291億5,186万円	12億1,840万円	4.2%
松戸市	704億3,357万円	704億9,600万円	△6,243万円	△0.1%
柏市	692億1,863万円	686億2,045万円	5億9,818万円	0.9%
我孫子市	172億4,129万円	172億5,530万円	△1,401万円	△0.1%
野田市	229億5,137万円	230億1,346万円	△6,209万円	△0.3%
鎌ヶ谷市	138億4,107万円	137億7,438万円	6,669万円	0.5%

■ 市税収入と人口の推移(再掲)



- ・TX沿線整備や、子育てにやさしいまちづくりによる生産人口の増加などによって、市税収入も年々増加しています。
- ・平成23年度と比較すると、市税収入は約32%伸びています。

【参考】「国や県の税金」

税金には、国に納める「国税」と、県や市に納める「地方税」があります。

国税を大きく分けると、所得に対する税（所得税、法人税など）、消費に対する税（消費税、酒税、自動車重量税など）、資産等に対する税（相続税、贈与税など）があります。

「地方税」には「県税」と「市税」があり、「県税」には県民税、自動車税、地方消費税などがあります。

「市税」には前ページの表にあるように、個人市民税、法人市民税、固定資産税などがあります。

【参考】「都市計画税の用途」

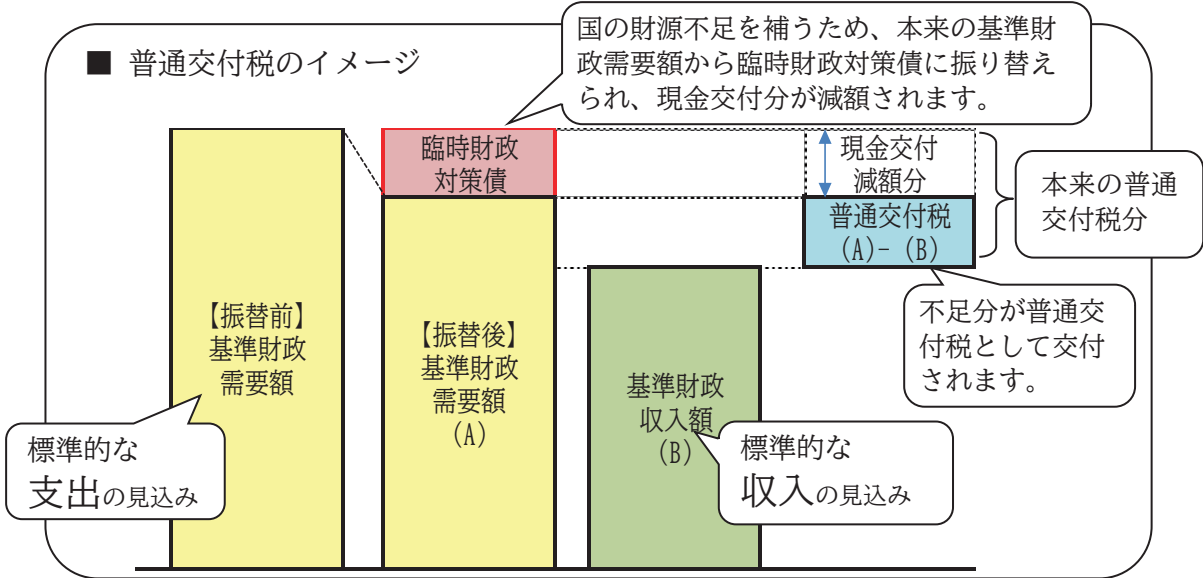
都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした市税です。

市街地開発事業、下水道事業、公園整備事業、街路整備事業などの都市計画事業や、これらのために借り入れた市債の償還に充てられています。

なお、都市計画税が充当される事業には、他に市税等の一般財源や国・県の支出金、地方債等も充てられています。

④地方交付税の状況 「どこに住んでも同じサービスが受けられるように」

- ・市税収入が少ない地域でも、一定水準の行政サービスが受けられるようにするため、国から交付されるお金です。
- ・地方交付税には、税収の不足を補う『普通交付税』と、災害などの特別の事情に対応するための『特別交付税』があります。



- ・普通交付税は、『基準財政需要額』が、『基準財政収入額』を上回る場合に交付されます。
- ・流山市は、普通交付税の交付を受けています。

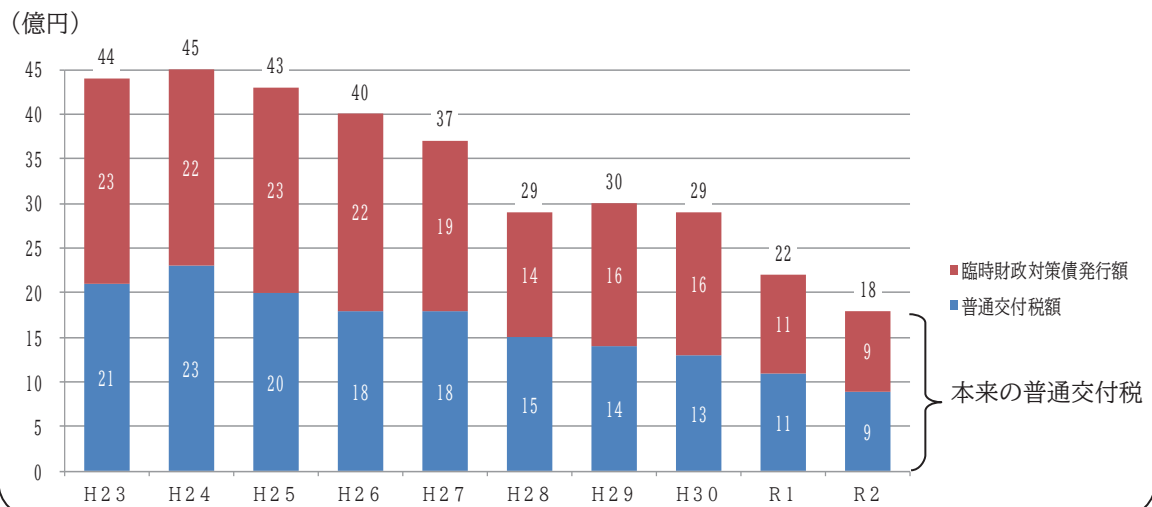
区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
普通交付税額	14億5,008万円	14億 424万円	13億4,105万円	11億1,646万円	9億 114万円
臨時財政対策債発行額	14億5,530万円	15億8,620万円	16億 20万円	11億1,370万円	8億8,100万円
合 計	29億 538万円	29億9,044万円	29億4,125万円	22億3,016万円	17億8,214万円

- ・令和2年度も前年度に引き続き、地方消費税交付金の増加や納税義務者の増加による市民税の増加や家屋の新增築などによる固定資産税の増加により基準財政収入額が増えたため、普通交付税額が前年度と比べて減少しています。

【参考】「臨時財政対策債」

臨時財政対策債は、平成13年度から国が地方に交付する地方交付税に代わる財源措置として制度化された市債で、国が地方に交付する普通交付税の交付に必要な財源が不足しているため国によって創設されました。投資的経費以外にも充てることができます。その元利償還金相当額は、後年度、普通交付税の算定において、基準財政需要額に全額算入されます。

■ 普通交付税の推移



臨時財政対策債と普通交付税を足した額が、本来、普通交付税として国からもらえる額です。



【参考】「普通交付税と臨時財政対策債」

地方税は、偏在性の極めて高い税です。地方税だけでは、必要な市民サービスを行えない地域もあります。普通交付税は、市税収入が少ない地域でも、一定水準の行政サービスが受けられるようにするため、国から交付されるお金です。

国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税の全部を財源に、一定の算式によって地方に交付すると、法律によって定められています。国が地方に代わって徴収する地方税で、地方の固有財源といわれています。

国は、普通交付税と、臨時財政対策債を合わせた額が、本来の普通交付税額だと説明しています。

⑤市債の状況 「なぜ借金をするの？」

【なぜ借金をするの？（市債を活用する二つの側面）】

- ・一つ目は『資金繰り』です。小中学校やクリーンセンターなどの大規模施設は、用地費を含めて多額の資金が必要になります。その資金を1年間で賄うのはとても難しいので、資金繰りのために借金をします。
- ・二つ目は『平等性の確保』です。「将来の市民の皆様にも、受益に対して応分の負担をしていただく」という考え方から市債を発行しています。
- ・本来、その年度に使う経費はその年度の収入で賄うのが原則ですが、ごみ処理施設や道路など将来にわたって使用するものは、将来それを使う市民にも負担していただくのが平等と考えられます。
- ・このように、市債を発行することにより、人口の増加している流山市においては、負担の平等を図ることができます。

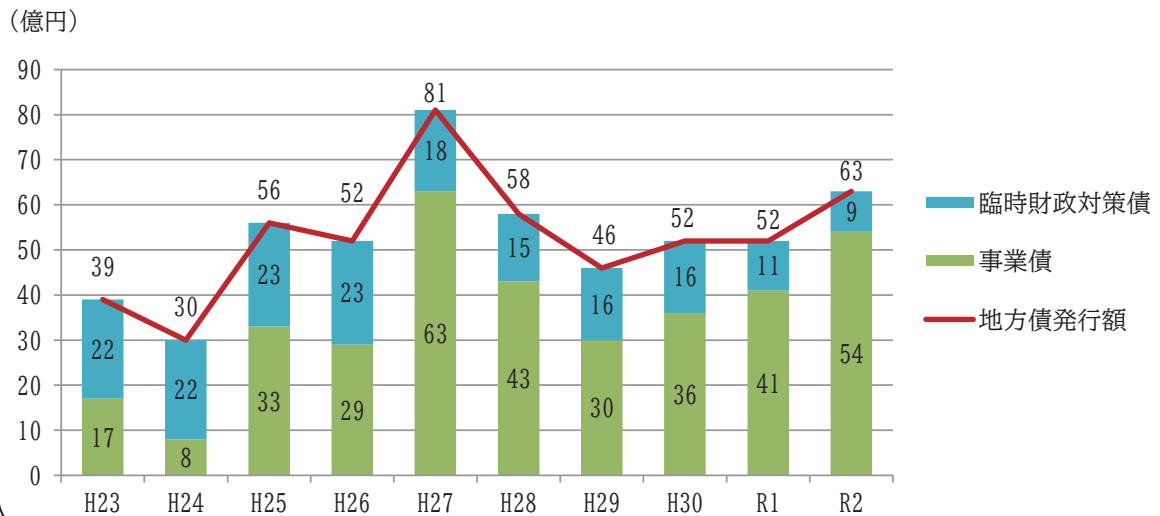
■ 令和2年度発行市債の内訳

区 分		借入額	構成比
事業債	新 設 小 学 校 建 設 事 業	14億6,390万円	23.2%
	八 木 北 小 学 校 校 舎 等 建 設 事 業	8億 350万円	12.7%
	新 設 中 学 校 建 設 事 業	7億 80万円	11.1%
	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業	5億4,810万円	8.7%
	学 童 ク ラ ブ 施 設 整 備 事 業	2億1,090万円	3.3%
	良 質 な み ど り の 拠 点 保 全 事 業	1億7,840万円	2.8%
	そ の 他 の 事 業	15億3,180万円	24.2%
	小 計	54億3,740万円	86.0%
臨 時 財 政 対 策 債		8億8,100万円	13.9%
減 収 補 填 債		420万円	0.1%
合 計		63億2,260万円	100.0%

学校の建設に係る市債、土地区画整理事業債や臨時財政対策債の発行が大きな割合を占めています。
臨時財政対策債の発行額は普通交付税と大きく関係しています。



市債の発行額の推移



- ・流山市では、平成17年度以降、一般会計の各年度の市債の発行額を可能な限り各年度の償還元金以内に抑える方針に則って、計画的な市債の発行に努めてきました。
- ・しかし、平成23年度以降、本市の人口が増加していくなか、公共施設や社会インフラの整備などの市債による資金調達の需要が高まり、発行額は増加傾向となっています。
- ・国が地方に交付する普通交付税に必要な財源が不足しているため、臨時財政対策債という特別な市債を発行しており、大きな割合を占めています。
- ・市債（借金）と基金（貯金）の残高については、40ページへ。

【参考】【市の借金の特徴（三つの制限）】

市の借金には、「地方財政法」という法律によって、国よりも厳しい制限があります。その内容は、大きく分けて、次の三つです。

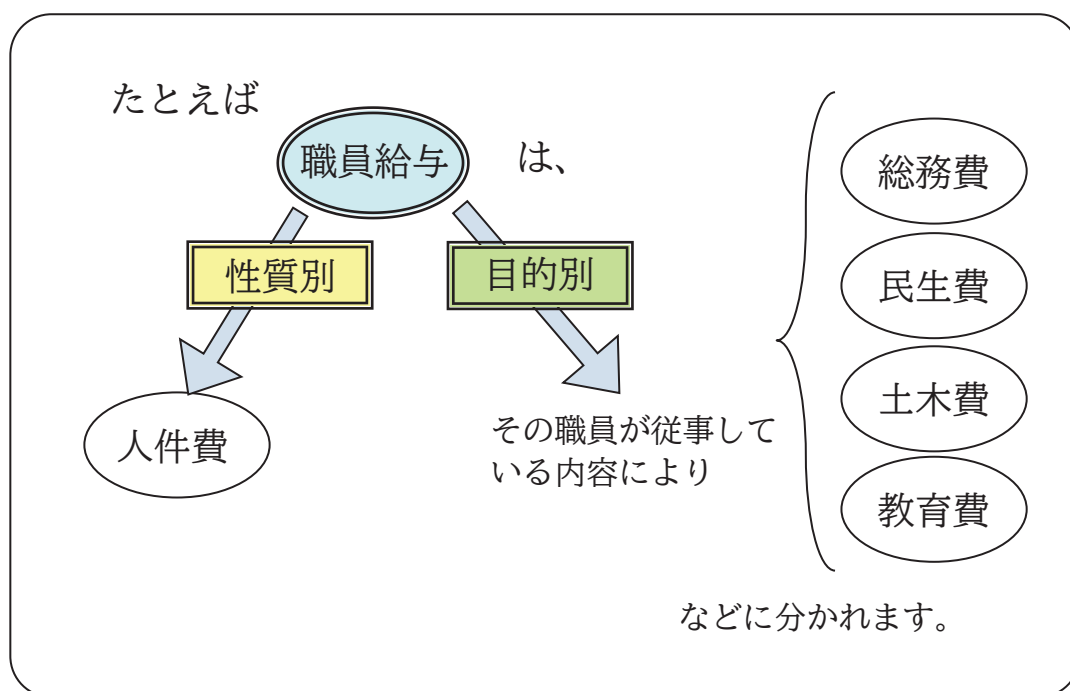
- ①国と違い、市は赤字の市債は発行できません。市は、公共又は公用施設の建設や用地の取得のためにしか借金ができないことになっています。
 - ②借金の償還年限は、借入れ目的の施設の減価償却期間より、短く設定されています。固定資産の価値は、使用したり、時間の経過によって徐々に目減りしていきます。この価値の目減り分を減価償却費といいます。資産の価値がなくなるまでが減価償却の期間とすると、必ずそれよりも早く借金を返し終わることになります。
 - ③市債の発行率は事業費に対して100%以内とされています。平均は90%ですが、国庫補助金等の特定財源を除くと、事業費に対する発行率は50%程度になります。
- こうした制限によって、市が債務超過にならないようにしています。

(3) 目的別歳出 「どんな目的に使っているの？」

①歳出の区分の仕方

【目的別歳出と性質別歳出】

- ・歳出には、『目的別』と『性質別』の二つの分け方があります。
- ・『目的別』では、お金が何のために使われたか（たとえば「福祉」や「教育」など）が分かるように区分します。
- ・『性質別』では、使うお金がこういった性質をもっているか（「人件費」や「建設」、「借金の返済」など）が分かるように区分します。



【性質別歳出の分類】

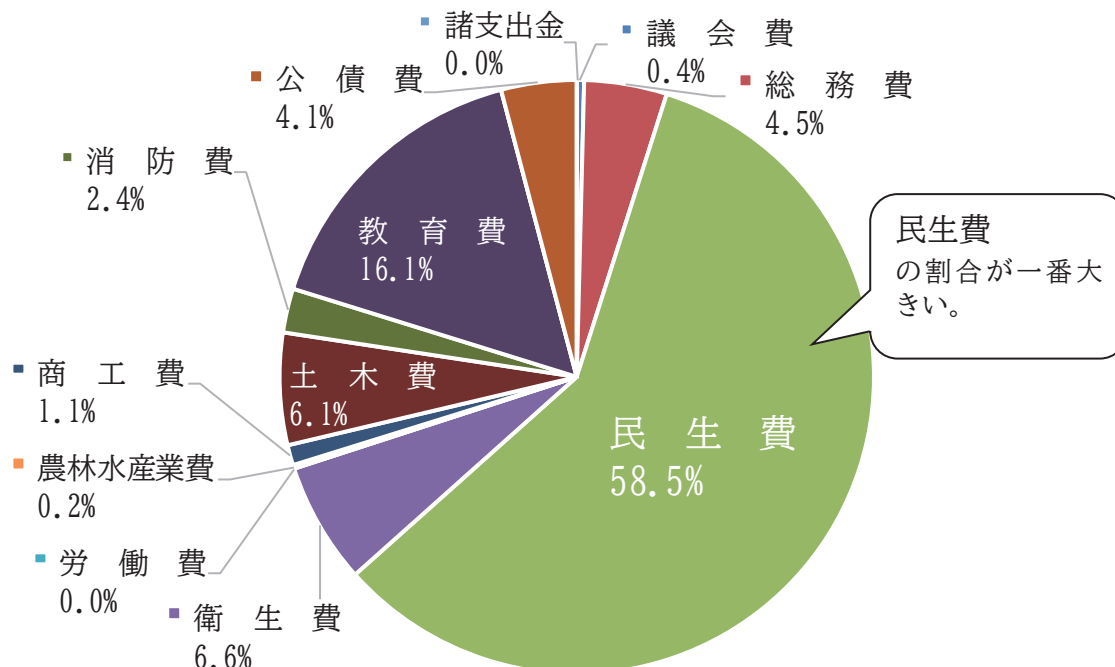
- ・性質別歳出の金額は、各地方公共団体の決算状況の分析を行うため、全国一律のルールに基づいて作成される「決算統計」の分類方法により算出しています。
- ・この「決算統計」のルールでは、「給料」という予算科目で支出されていても、その性質によっては「人件費」ではなく「投資的経費」や「扶助費」などに分類されるものもあります。
- ・ただし、38ページからの「(5) 人件費について」で用いている人件費については、職員数の増減などと比較するため、決算統計の人件費ではなく「給料・職員手当等・共済費」として支出されているものを人件費として扱っています。
- ・このため、34、35ページ（性質別集計）と38、39ページ（予算科目別集計）で示している人件費の額に差額が生じています。

②どんな目的に使っているの？「福祉のため、教育のため・・・」

■ 目的別歳出の内訳

区分	主な内容	令和2年度
議会費	議会運営のために使われたお金です。	3億9,758万円
総務費	市役所の全般的な事務や、戸籍、徴税などに使われたお金です。	39億3,248万円
民生費	幼児やお年寄り、体の不自由な人のために使われたお金です。	516億 233万円
衛生費	健康診断や各種健診事業、ごみ処理などに使われたお金です。	58億1,606万円
労働費	失業対策や労働者のための施設に使われたお金です。	1,485万円
農林水産業費	農業や土地改良のために使われたお金です。	1億8,921万円
商工費	商業や工業の発展のために使われたお金です。	9億6,946万円
土木費	道路や河川、公園などの土木工事に使われたお金です。	54億1,578万円
消防費	消防活動や災害を防ぐために使われたお金です。	21億1,087万円
教育費	小中学校の経費、生涯学習、スポーツ活動に使われたお金です。	142億 197万円
公債費	借入金を返済するために使われたお金です。	36億1,224万円
諸支出金	公有財産の購入に使われるお金です。	483万円
合 計		882億6,766万円

■ 目的別歳出の構成割合



③令和2年度決算の特徴 「民生費が80.5%増」

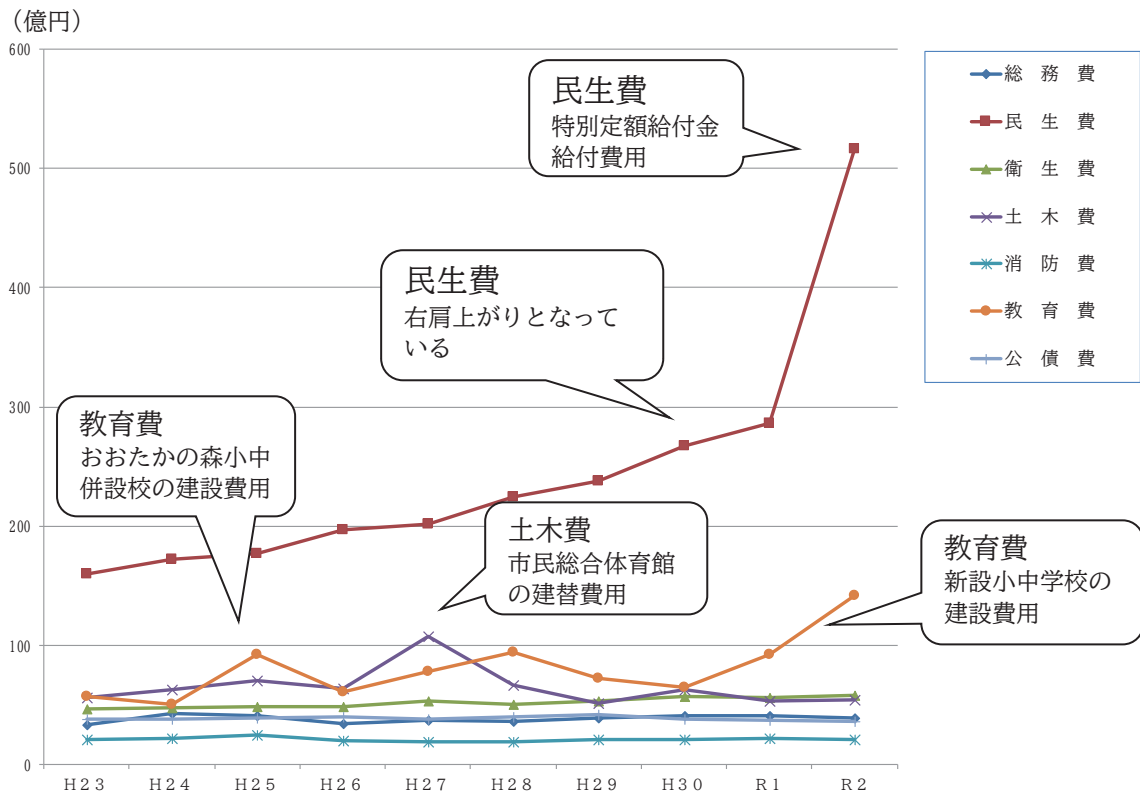
■ 目的別歳出の対前年度比較

区分	令和2年度	令和元年度	対前年度比較	増減率
議会費	3億9,758万円	3億8,835万円	923万円	2.4%
総務費	39億3,248万円	40億6,211万円	△1億2,963万円	△3.2%
民生費	516億233万円	285億9,177万円	230億1,056万円	80.5%
衛生費	58億1,606万円	55億8,793万円	2億2,813万円	4.1%
労働費	1,485万円	3,700万円	△2,215万円	△59.9%
農林水産業費	1億8,921万円	2億4,291万円	△5,370万円	△22.1%
商工費	9億6,946万円	5億1,243万円	4億5,703万円	89.2%
土木費	54億1,578万円	53億3,253万円	8,325万円	1.6%
消防費	21億1,087万円	22億2,034万円	△1億947万円	△4.9%
教育費	142億197万円	92億3,031万円	49億7,166万円	53.9%
公債費	36億1,224万円	36億9,222万円	△7,998万円	△2.2%
諸支出金	483万円	0万円	483万円	皆増
合計	882億6,766万円	598億9,790万円	283億6,976万円	47.4%

- ・令和2年度と令和元年度を比較して最も大きな違いは、『民生費』の約230億円（80.5%）の増です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の経済対策として行われた国民一人一人への特別定額給付金の給付が主な要因です。
- ・『教育費』の約50億円（53.9%）の増は、小・中学校校舎等の建設工事やICT学習空間の整備のための教育用備品の購入費などが増加していることが主な要因です。

④目的別歳出の推移 「民生費（福祉関係）が右肩上がり」

■ 目的別歳出の推移



- ・ 右肩上がりとなっている民生費や、流山おおたかの森駅や南流山駅周辺での児童・生徒数の増加による教育費の増加などが懸念されますが、限りある財源の中で優先順位をしっかりと決めて事業を行っていく必要があります。
- ・ また、増え続ける社会保障費については、健康づくりによる医療費の削減や介護保険費用の削減が必要となります。治療から予防への転換も大切なポイントになります。



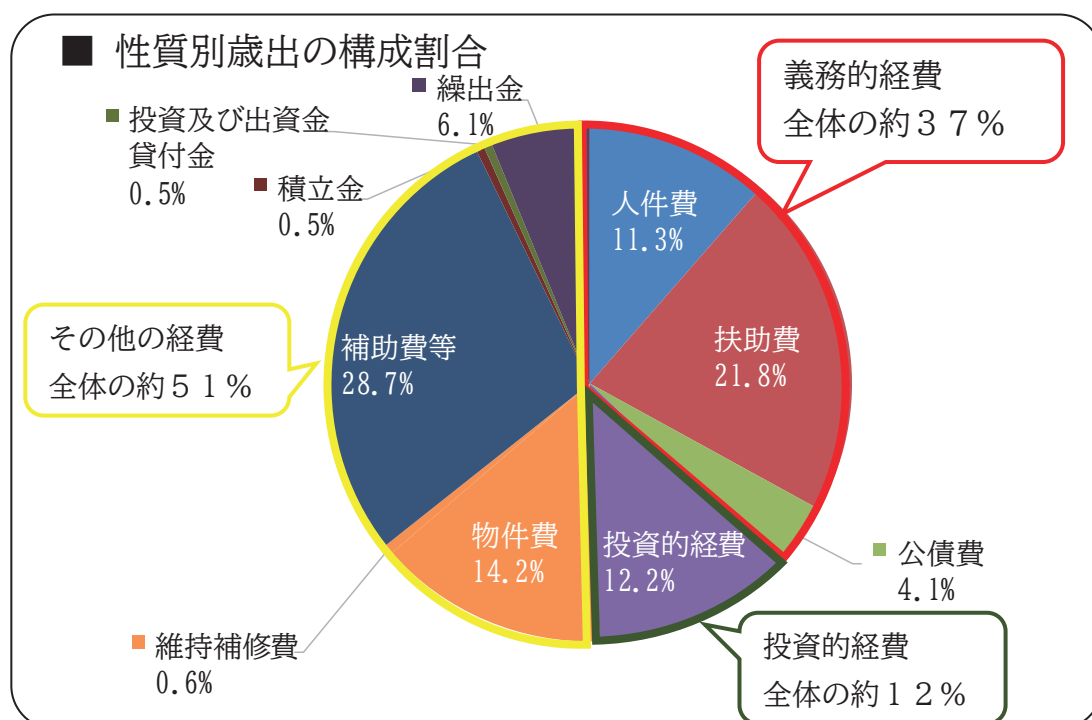
(4) 性質別歳出 「どんなことに使っているの？」

①どんなことに使っているの？

■性質別歳出の内訳

区分			主な内容	令和2年度
義務的経費	人件費	費	特別職と職員の給与、議員報酬、会計年度任用職員の報酬や手当、審議会委員の報酬等に要するお金です。	100億 926万円
	扶助費	費	高齢者、障害者、生活保護が必要な人等を援助するお金です。	192億6,358万円
	公債費	費	市債の元金や利子の返済等に要するお金です。	36億1,224万円
	小 計			328億8,508万円
投資的経費			学校や道路、河川、公園等の整備に要するお金です。	107億8,157万円
その他の経費	物件費	費	委託や備品購入等に要するお金です。	125億 469万円
	維持補修費	費	施設の修繕等に要するお金です。	4億7,283万円
	補助費等	費	各種団体への補助金、負担金等に要するお金です。	253億3,773万円
	積立金	金	基金へ積み立てるお金です。	4億1,391万円
	投資及び出資金貸付金	金	各種団体への出資金、市民への貸付金に要するお金です。	4億5,770万円
	繰出金	金	一般会計から他の会計へ支出するお金です。	54億1,415万円
小 計				446億 101万円
合 計				882億6,766万円

- ・『義務的経費』の3つは、法律で支出が義務付けられているため、任意に削減することが難しい経費です。



②令和2年度決算の特徴

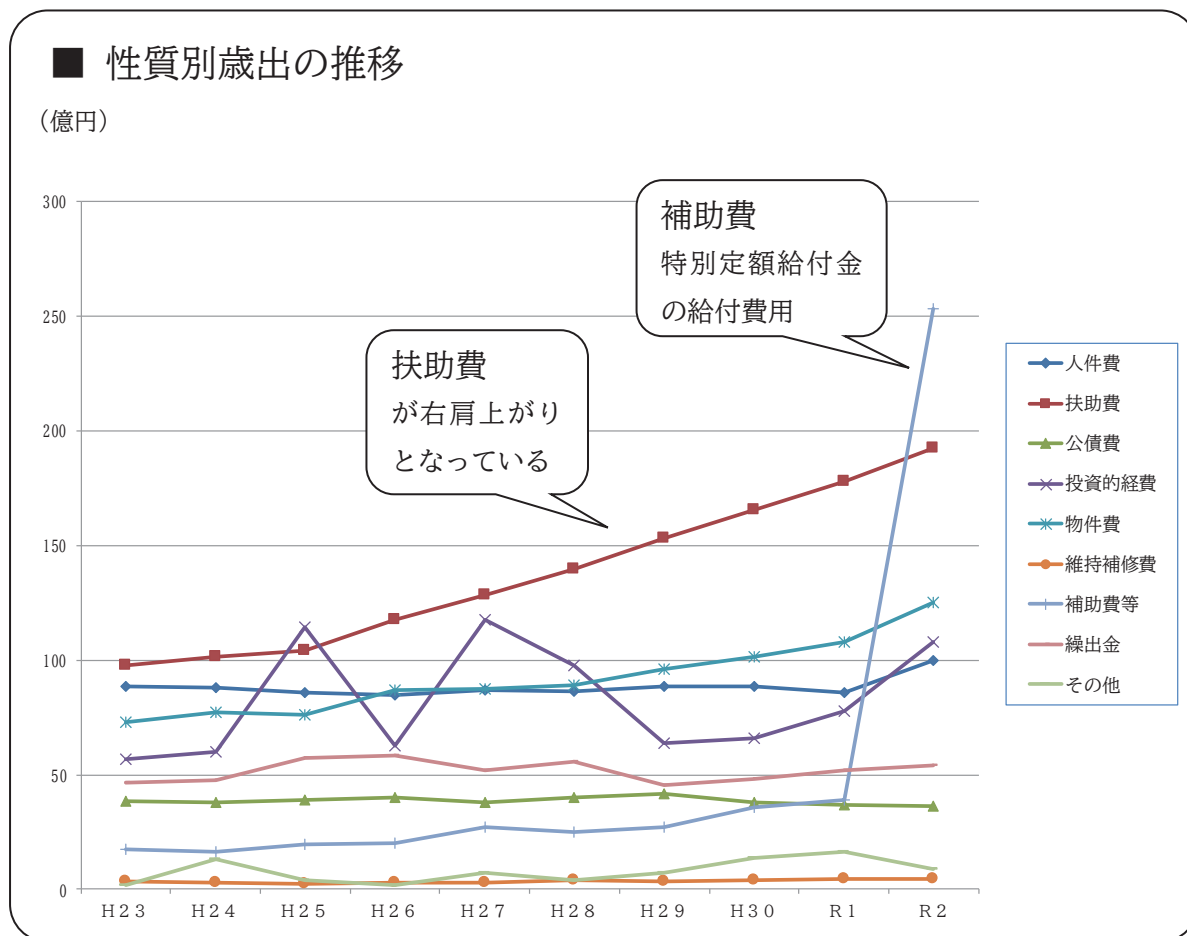
「補助費等が545.6%増」

■ 性質別歳出の対前年度比較

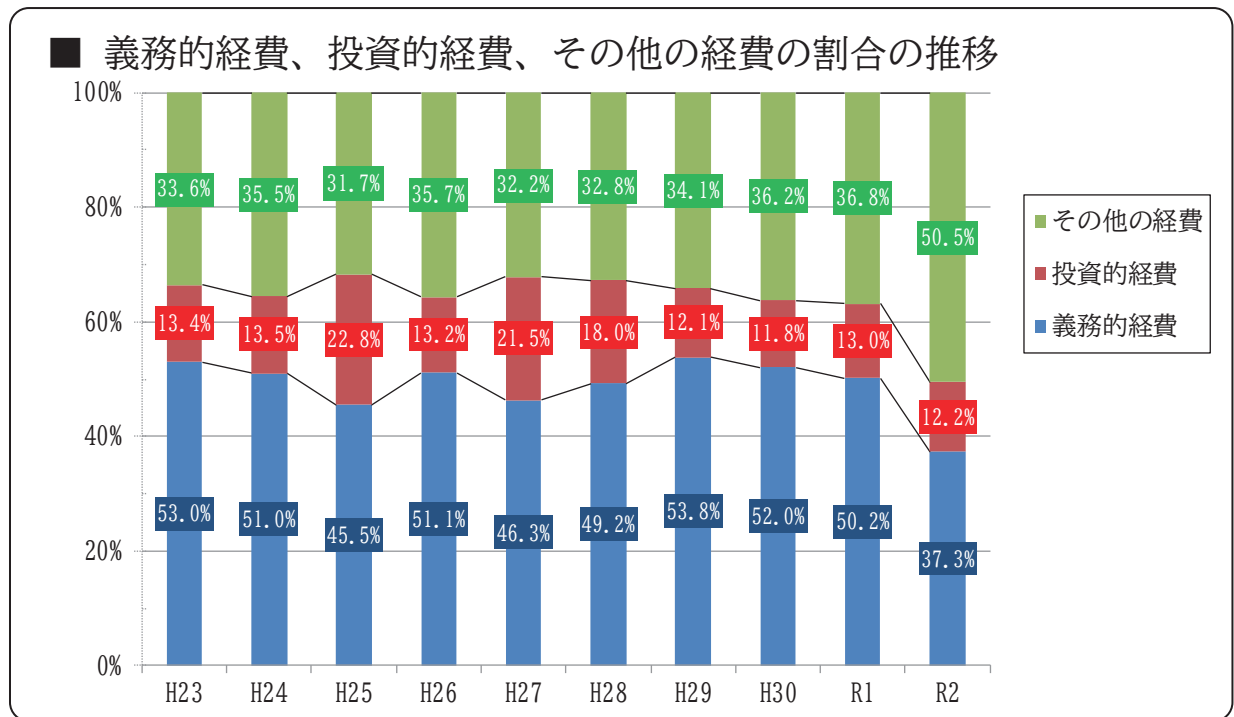
区分			令和2年度	令和元年度	対前年度比	増減率
義務的経費	人件費	費	100億 926万円	85億8,586万円	14億2,340万円	16.6%
	扶助費	費	192億6,358万円	177億9,991万円	14億6,367万円	8.2%
	公債費	費	36億1,224万円	36億9,222万円	△7,998万円	△2.2%
	小計		328億8,508万円	300億7,799万円	28億 709万円	9.3%
投資的経費			107億8,157万円	77億9,890万円	29億8,267万円	38.2%
その他の経費	物件費	費	125億 469万円	107億9,996万円	17億 473万円	15.8%
	うち賃金			10億8,329万円	△10億8,329万円	皆減
	維持補修費	費	4億7,283万円	4億8,107万円	△824万円	△1.7%
	補助費等		253億3,773万円	39億2,487万円	214億1,286万円	545.6%
	積立金		4億1,391万円	13億3,752万円	△9億2,361万円	△69.1%
	投資及び出資金貸付金		4億5,770万円	2億8,308万円	1億7,462万円	61.7%
	繰出金		54億1,415万円	51億9,451万円	2億1,964万円	4.2%
	小計		446億 101万円	220億2,101万円	225億8,000万円	102.5%
合計			882億6,766万円	598億9,790万円	283億6,976万円	47.4%

- ・『補助費等』の約214億円（545.6%）増は、特別定額給付金の給付による支出の発生が主な要因です。
- ・『投資的経費』の約30億円（38.2%）増は、小・中学校の建設工事などの増加によるものが主な要因です。
- ・『物件費』の約17億円（15.8%）増は、児童生徒用のタブレット等の教育用備品や学校給食の賄材料費などの増加によるものが主な要因です。
- ・『物件費（うち賃金）』は、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより『人件費』として扱われることになりました。
- ・全体で約284億円（47.4%）増加していますが、これは補助費等が約214億円（545.6%）増加したことや投資的経費が約30億円（38.2%）増加したことなどによるものです。
- ・ここでの『人件費』は、決算統計の人件費（性質別集計）として集計しているため、38、39ページでいう人件費（予算科目別集計）とは数値が異なります。

③性質別歳出の推移



- ・『人件費』は、若手職員の増加やこれまでの行財政改革の効果でここ10年は減少傾向にありますが、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより、今まで物件費で計上されていた賃金が人件費で計上されることとなり、令和2年度については増加しています。
- ・『扶助費』は、保育園運営業務委託料などの児童福祉費や医療扶助費の増加などにより右肩上がりとなっています。
- ・『補助費』は、特別定額給付金の給付により令和2年度について大幅に増加しています。
- ・『投資的経費』は、本市の人口増加に対応するための社会インフラの整備により増加傾向にあります。令和2年度は、小・中学校の建設費用などにより、前年度と比べて増額となっています。



- ・『義務的経費』とは、人件費や扶助費、公債費の3つを指しており、その支出が義務付けられているため、任意に削減することが難しい経費です。
- ・『投資的経費』とは、公共施設や道路などの整備に要する経費です。

物件費や補助費等の増加により、その他の経費の割合が増加しています。



(5) 人件費について

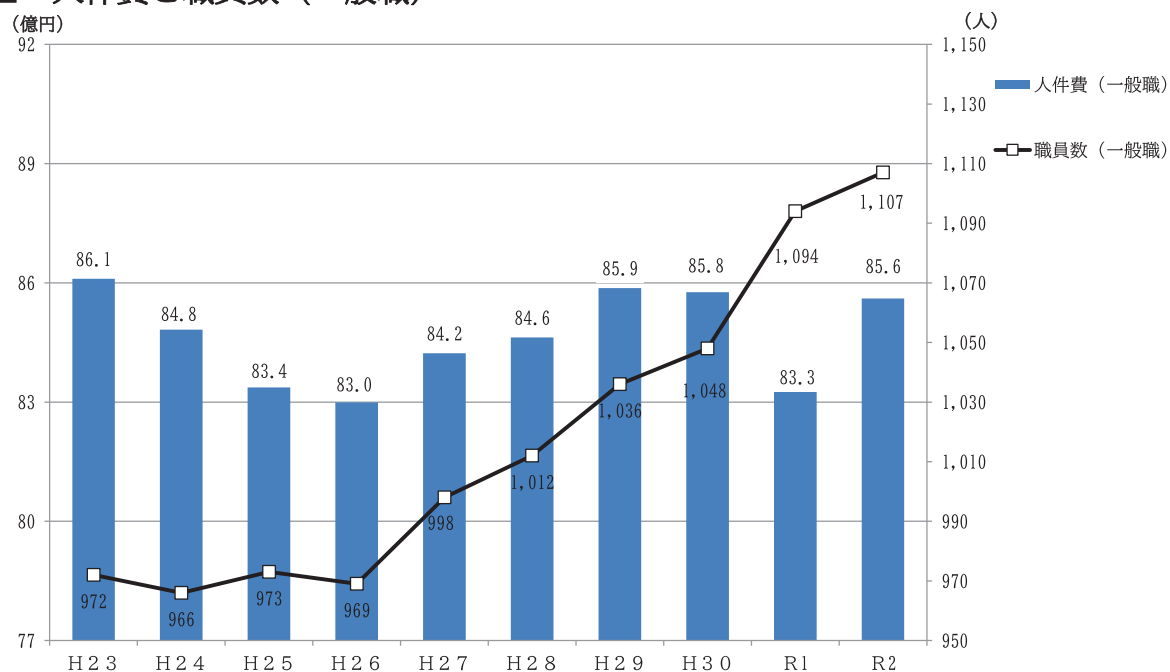
①職員数と人件費の推移（一般会計）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	91億 683万円	89億4,789万円	87億8,988万円	87億4,532万円	89億 687万円
うち一般職	86億1,007万円	84億8,234万円	83億3,664万円	82億9,907万円	84億2,301万円
職員数（人）	1,002	996	1,003	999	1,028
うち一般職	972	966	973	969	998

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	89億1,606万円	90億3,595万円	90億3,679万円	88億 48万円	100億8,267万円
うち一般職	84億6,272万円	85億8,710万円	85億7,630万円	83億3,125万円	85億6,095万円
職員数（人）	1,042	1,066	1,079	1,125	1,138
うち一般職	1,012	1,036	1,048	1,094	1,107

※人件費及び職員数には、特別職の市長、副市長、市議会議員及び教育長（平成30年度から）が含まれています。

■ 人件費と職員数（一般職）



- ・令和2年度は、職員数、人件費ともに増加しました。人件費が増加した要因として、会計年度任用職員制度が導入されたことにより、今まで物件費扱いだった賃金の人件費扱いとなったためです。
- ・平成23年度と比較すると、一般職の職員数は135人増、人件費は約5千万円減少しています。

※定員適正化計画は流山市ホームページでも御覧になれます。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1007116/1007499/1007514/index.html>

流山市 定員適正化



②人件費と賃金の推移（一般会計）

- ・これまで性質別分類上の人件費には、臨時職員の賃金は含まれていませんでしたが、会計年度任用職員制度が導入されたことにより、令和2年度から人件費に含まれることになりました。
- ・ここでは、これまで物件費に含まれていた臨時職員の賃金を人件費に含めた場合の人件費で比較をしています。

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	91億 683万円	89億4,789万円	87億8,988万円	87億4,532万円	89億 687万円
賃 金	8億6,861万円	8億5,328万円	8億5,749万円	8億5,837万円	8億8,093万円
計	99億7,544万円	98億 117万円	96億4,737万円	96億 369万円	97億8,780万円

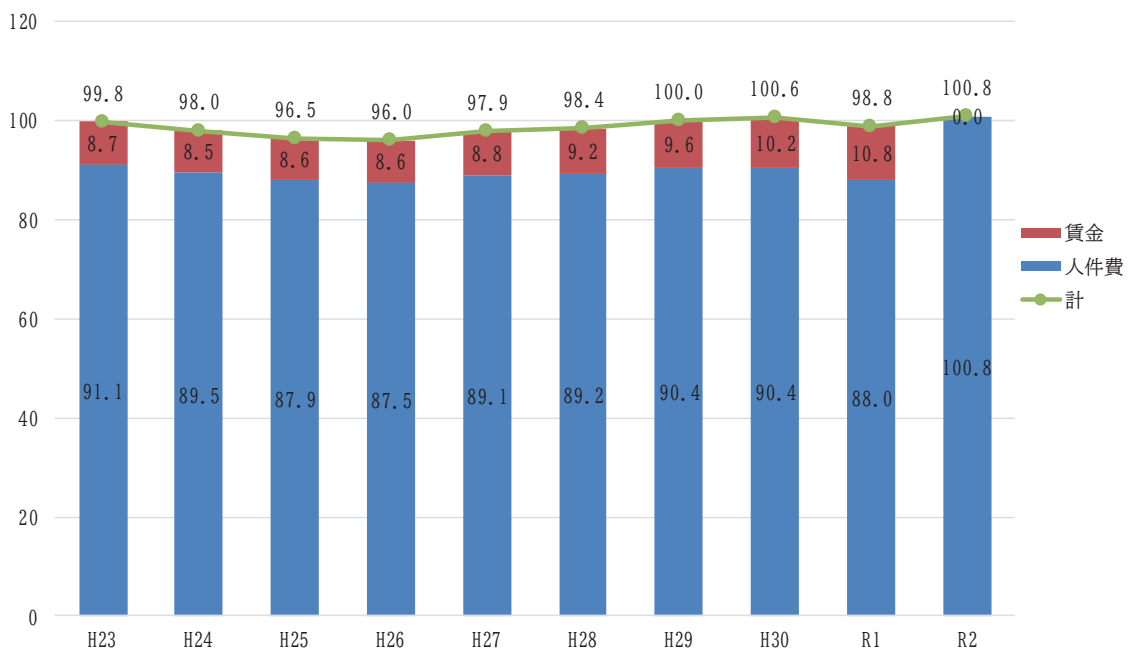
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	89億1,606万円	90億3,595万円	90億3,679万円	88億 48万円	100億8,267万円
賃 金	9億1,949万円	9億6,116万円	10億2,041万円	10億8,329万円	0万円
計	98億3,555万円	99億9,711万円	100億5,720万円	98億8,377万円	100億8,267万円

※人件費及び職員数には、特別職の市長、副市長、市議会議員及び教育長（平成30年度から）が含まれています。

※令和2年度から会計年度任用職員に係る報酬等は人件費に含まれています。

■ 人件費と賃金

（億円）



- ・人件費と賃金の合計額は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・平成23年度と比較すると、人件費は約9.7億円増加しています。
- ・ここでの人件費は「給料・職員手当等・共済費」として支出されているものを人件費（予算科目別集計）として集計しているため、34、35ページの人件費とは異なります。

(6) 基金・市債の残高「貯金と借金はどうなっているの？」

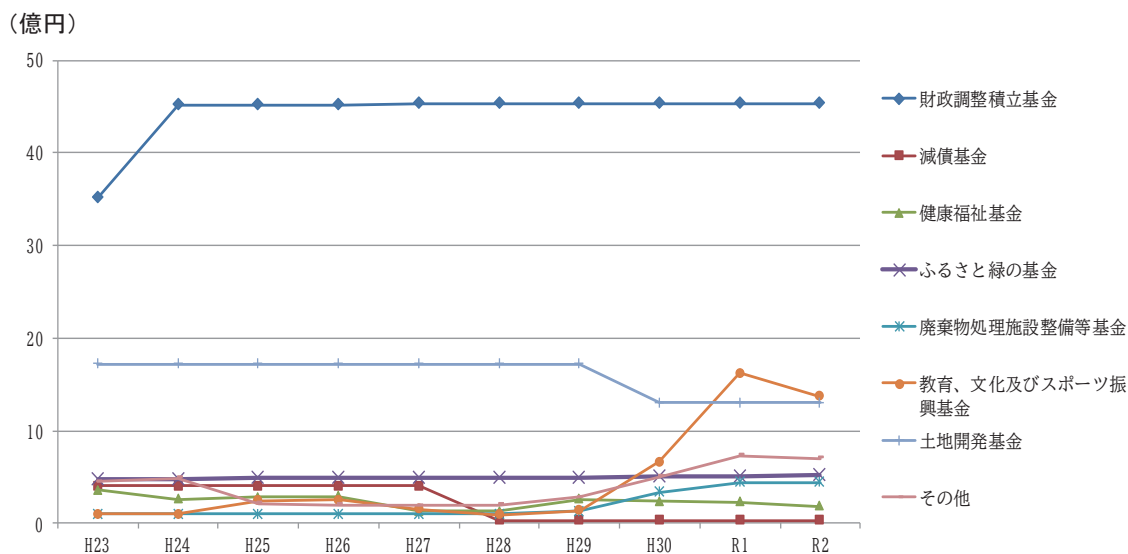
①一般会計基金の内訳・残高の推移

- ・『基金』とは、市の貯金に当たるものです。次の3つに区分できます。
- ・『財政調整積立基金』は年度間における収支を調整するためなどに貯えている基金です。
- ・『減債基金』は借入金を計画的に返済していくために貯えている基金です。
- ・『特定目的基金』は福祉や施設建設など、特定の目的のために貯えている基金です。

基金名称		平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
財政調整積立基金		45億3,253万円	45億3,284万円	45億3,303万円	45億3,331万円	45億3,333万円
減債基金		3,322万円	3,324万円	3,325万円	3,326万円	3,327万円
特定目的基金	健康福祉基金	1億3,190万円	2億6,460万円	2億3,509万円	2億3,330万円	1億8,378万円
	ふるさと緑の基金	4億9,448万円	5億 20万円	5億 687万円	5億1,517万円	5億1,640万円
	廃棄物処理施設整備等基金	1億 219万円	1億3,026万円	3億3,494万円	4億4,233万円	4億4,407万円
	教育、文化及びスポーツ振興基金	9,622万円	1億4,154万円	6億6,423万円	16億2,463万円	13億7,170万円
	土地開発基金	17億2,000万円	17億2,000万円	13億 436万円	13億 436万円	13億 436万円
	その他	2億 147万円	2億8,570万円	5億 374万円	7億3,032万円	7億1,631万円
合 計		73億1,201万円	76億 838万円	81億1,551万円	94億1,668万円	91億 322万円

- ・財政調整積立基金は、今後の財政需要に備え、標準財政規模の10%程度を確保しなければならないと考えています。
- ・近年の教育、文化及びスポーツ振興基金の変動が大きい理由は、新設小中学校建設の財源として、計画的に基金の積立てと取崩しを行っているためです。

■ 一般会計基金残高の推移



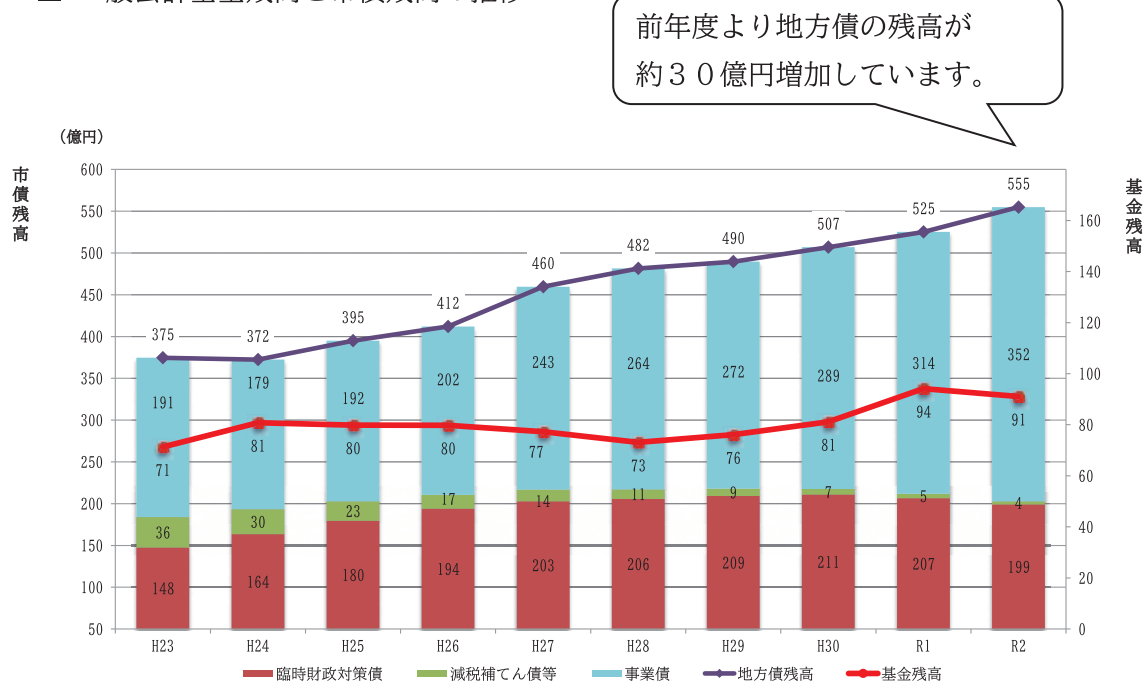
②一般会計市債の内訳・残高の推移

- ・『市債』は、市が公共事業等を行う際に借り入れる借金です。
- ・区画整理事業による開発を行うと、社会資本の整備が必要になります。これには、多額の費用がかかりますので、その費用全てを現在お住まいの市民の方々からの税負担のみで支払うことは困難であることや、人口の増加している流山市においては、世代間の公平性の観点からも合理性がありますので、市債を発行して財源をまかなっています。
- ・流山市では、市債残高を減らすために、可能な限り各年度の借入額が、その年度に返す償還元金の額を超えないように、市債の発行額を抑えるようにしてきたため、平成22年度までは一般会計の市債の残高は減少してきましたが、平成23年度以降は増加傾向に転じました。
- ・一般会計の市債残高が増加した要因は、学校建設などの教育環境の整備や区画整理事業などに伴う都市基盤整備を積極的に進めてきた結果であり、今後もこのような傾向は続いていくものと予想されます。

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
事業債	264億3,944万円	271億6,481万円	289億4,213万円	313億5,106万円	352億 408万円
臨時財政対策債	205億6,748万円	209億1,665万円	210億8,629万円	206億6,199万円	199億 336万円
減税補てん債等	11億4,731万円	8億8,560万円	6億6,259万円	5億 942万円	3億7,936万円
合 計	481億5,423万円	489億6,706万円	506億9,101万円	525億2,247万円	554億8,680万円

③一般会計基金残高と市債残高

■ 一般会計基金残高と市債残高の推移

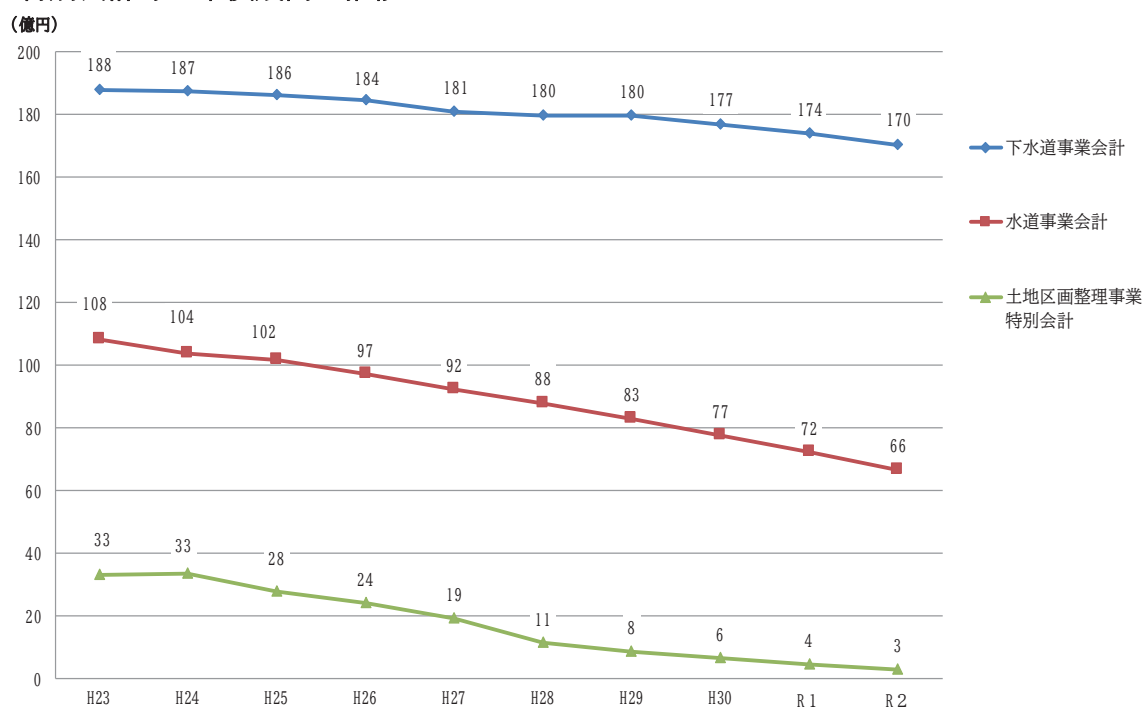


- ・『事業債』とは、文教施設、厚生施設や道路、河川などの公共、公用施設の建設事業などの投資的経費のために充てる市債です。
- ・『臨時財政対策債』は、平成13年度から地方交付税の交付に代わる財源措置として制度化された市債で、投資的経費以外にも充てることができるものです。その元利償還金相当額は、後年度、普通交付税の算定において基準財政需要額に100%算入されます。
- ・『減税補てん債等』は、平成11年度に実施された個人市民税、法人事業税の恒久的な減税による減収額を埋めるため発行した市債などを指します。減税補てん債の元利償還金相当額は、後年度、普通交付税の算定において、基準財政需要額に100%算入されます。

④特別会計等の市債の内訳と市債残高

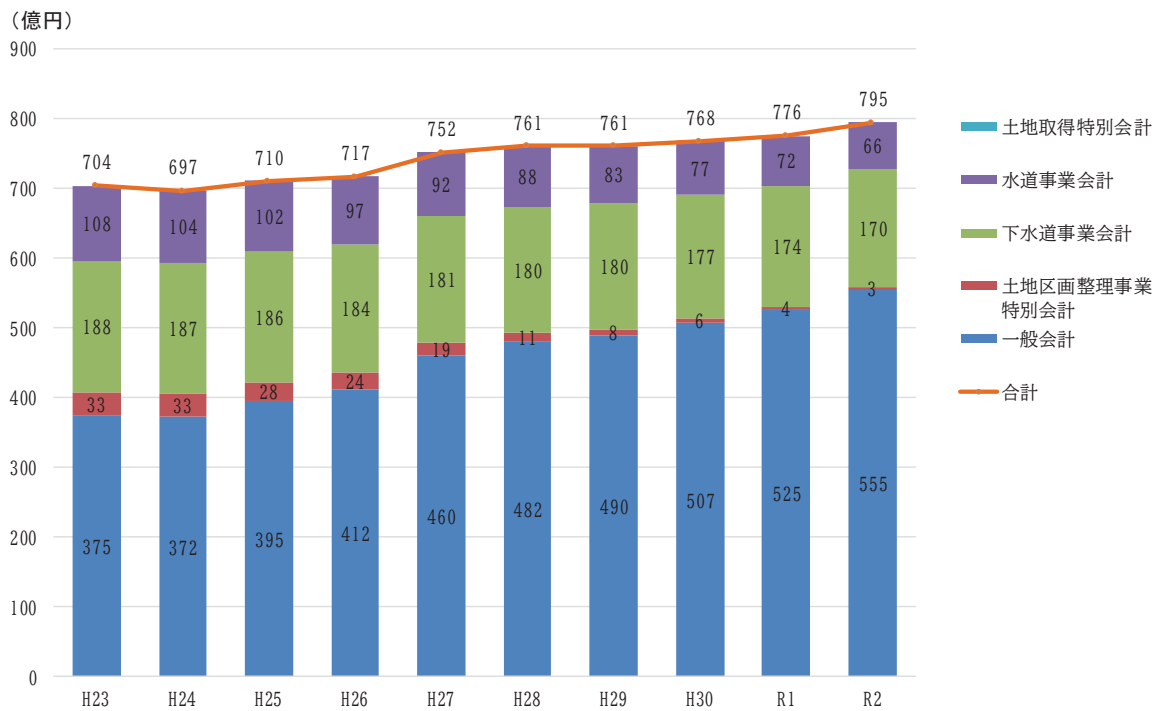
区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
土地区画整理事業特別会計	11億1,691万円	8億4,657万円	6億4,329万円	4億4,669万円	2億8,377万円
水道事業会計	87億8,991万円	82億7,502万円	77億4,900万円	72億 443万円	66億4,779万円
下水道事業会計	179億9,156万円	179億6,698万円	176億9,830万円	173億9,045万円	170億4,693万円
合 計	278億9,838万円	270億8,857万円	260億9,059万円	250億4,157万円	239億7,849万円

■特別会計等 市債残高の推移



※下水道事業は平成27年度に地方公営企業法を適用し、「公共下水道特別会計」から「下水道事業会計」になりました。

■ 流山市全会計の市債残高



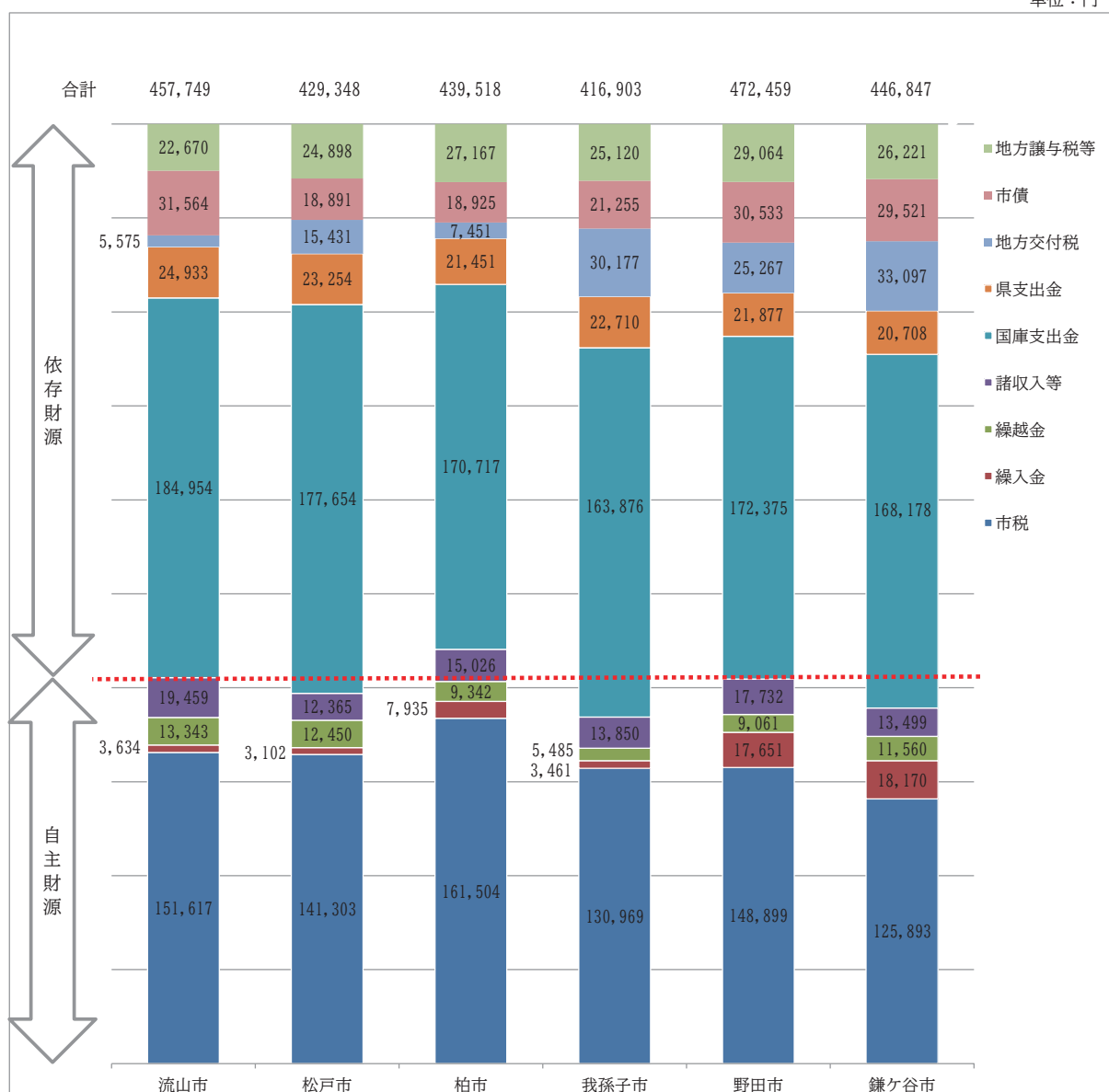
- ・特別会計等においては、市債残高が減少しているものの、一般会計では、借入金が償還額を上回ったため市債残高は増加しており、全会計の残高は前年度から約19億円増加しました。

(7) 市民一人당りに換算すると？～近隣市との比較～

- ・令和2年度の決算額を市民一人당りに置き換え、他市と比較するとどのようになるか見てみましょう。
- ・人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口を採用しています。
- ・決算額は、全国一律の基準により比較できるように集計した、『普通会計』の決算額を採用しています。
- ・『普通会計』とは、独自に特別会計を設置するなど、各地方公共団体で会計の範囲が異なる中で、全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計です。一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。
- ・近隣市のデータにつきましては、各市の御協力により掲載させていただくことができました。

①市民一人당りの歳入

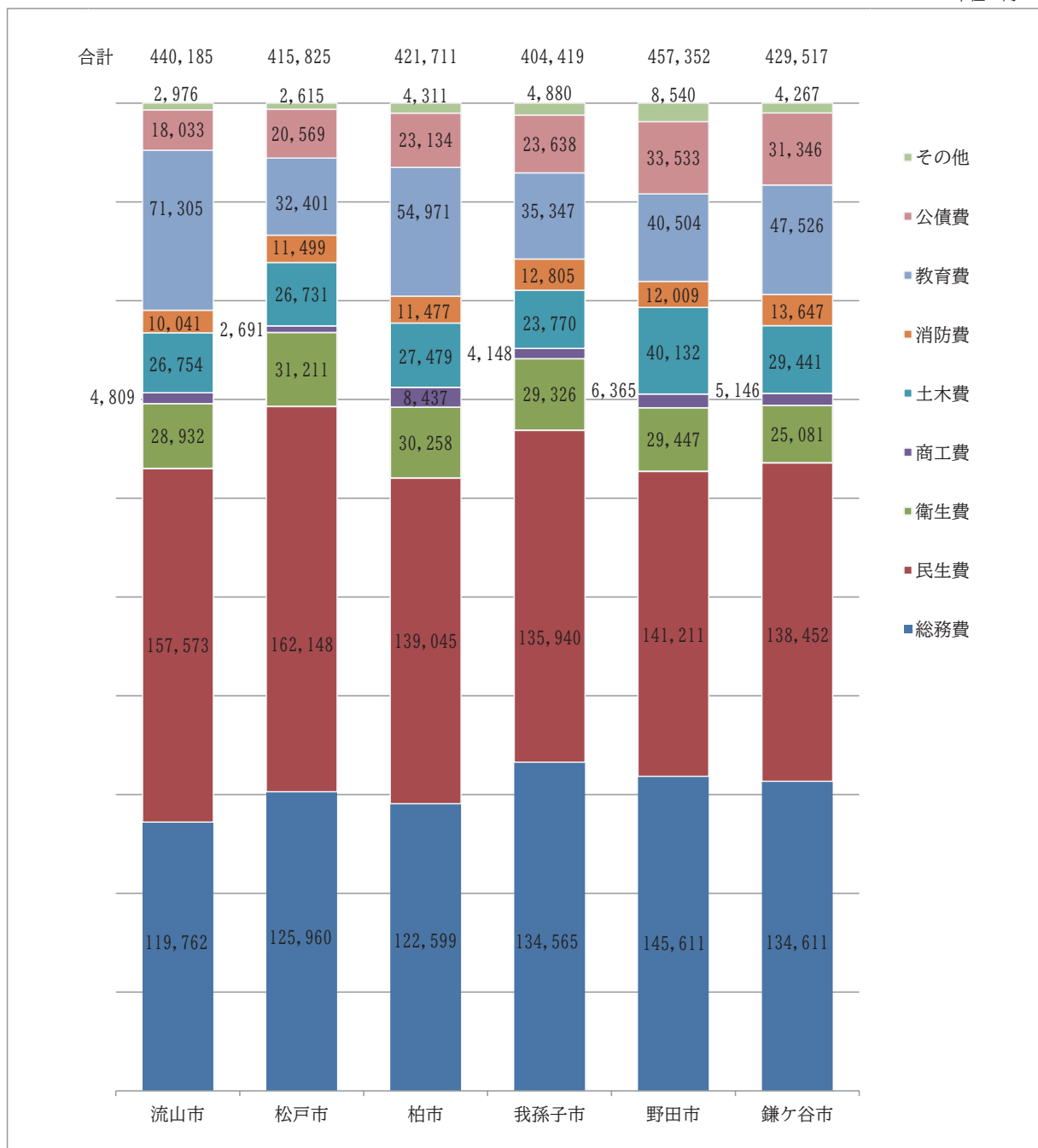
単位：円



- ・流山市は、市民一人当たりの歳入総額が近隣6市中で2番目となり、前年度から1つ順位を上げました。
- ・『市税』は、前年度と同じく2番目でした。前年度と比較し、市民一人当たりで2,484円増加しました。
- ・『市債』は、前年度と同じく1番目でした。前年度と比較し、市民一人当たりで4,746円増加しました。

②市民一人当たりの目的別歳出

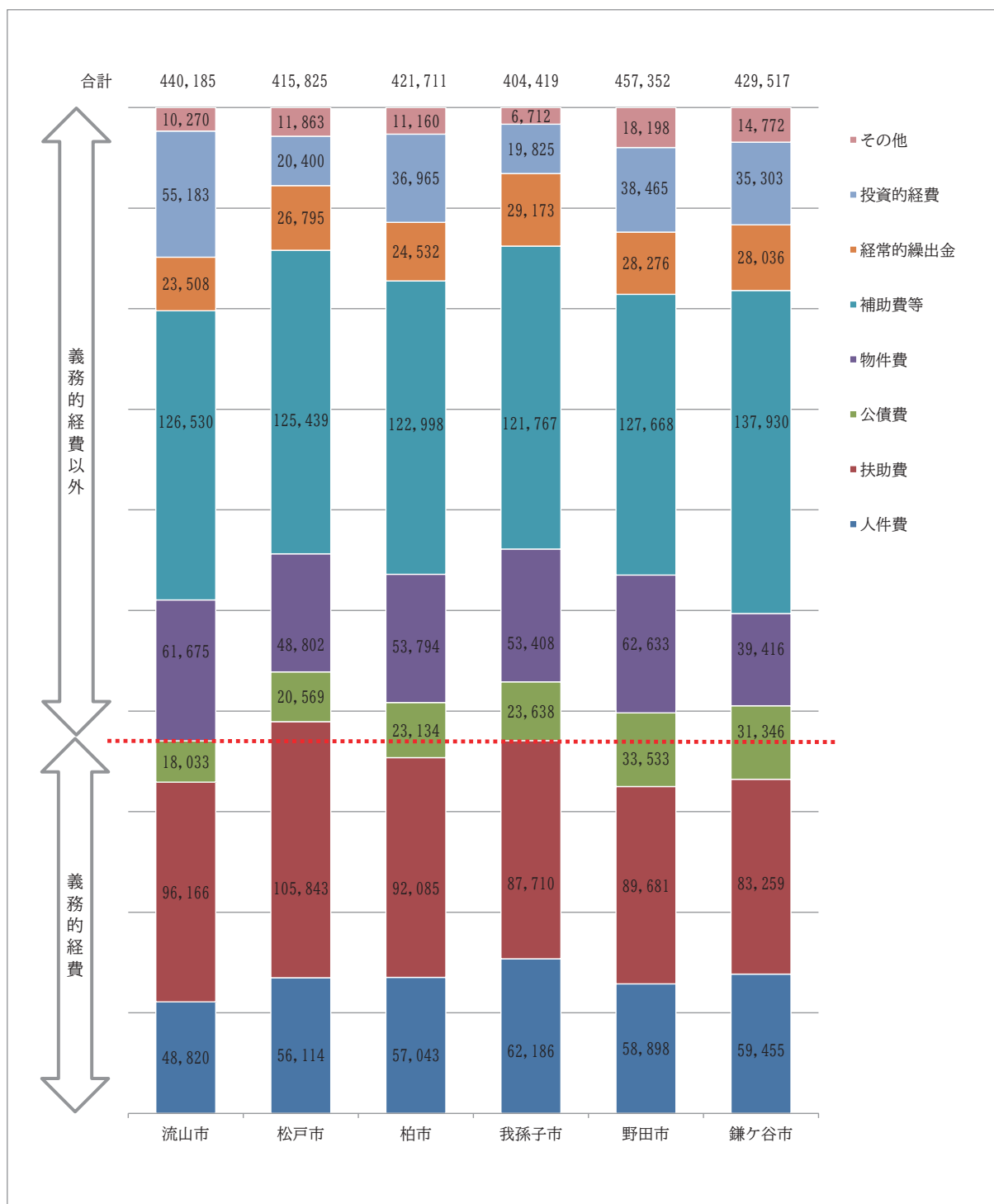
単位：円



- ・歳入同様、流山市は歳出総額が近隣市6市の中で2番目となっています。
- ・『教育費』が、近隣市6市の中で金額・割合ともに1番目となっています。

③市民一人当たりの性質別歳出

単位：円

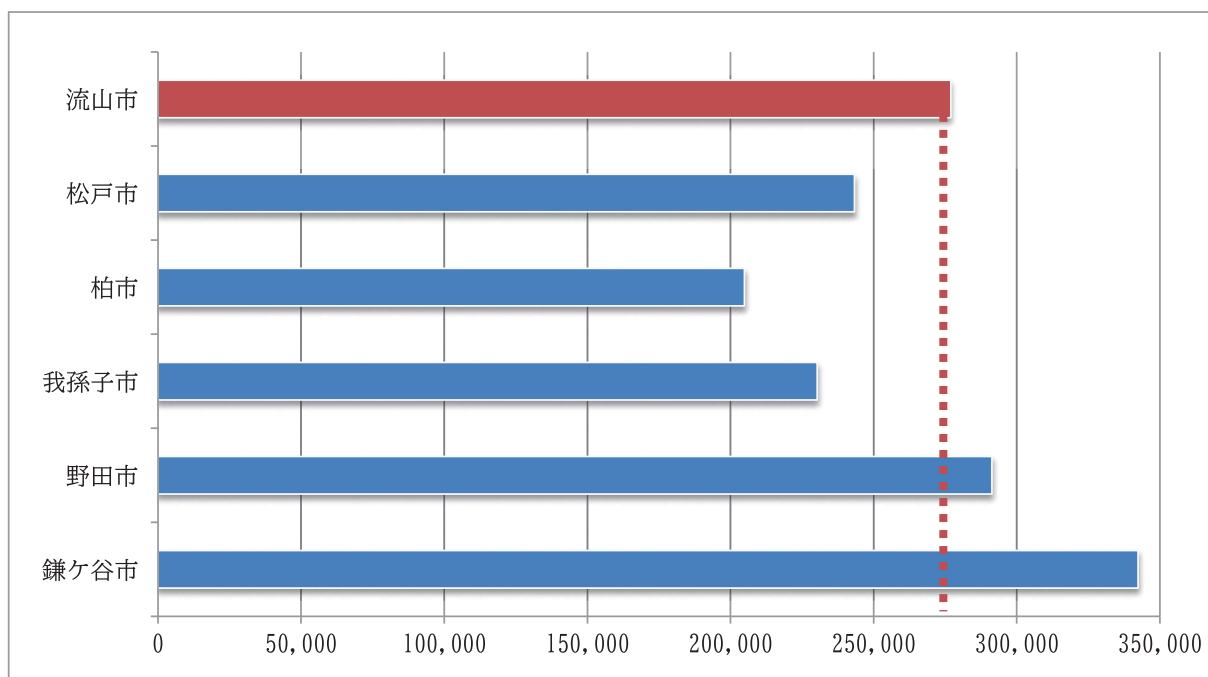


- ・流山市は、他市と同様に、『扶助費』、『補助費等』が大きな割合を占めています。
- ・また、他市と比較すると、『投資的経費』の割合が大きく、『人件費』の割合が小さくなっています。

④市民一人当たりの市債残高

単位：円

流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
277,006	243,281	204,912	230,326	291,296	342,337



- ・流山市は、各年度の地方債残高は予算規模を超えないこととしていますが、前年度同様、令和2年度は借入額が償還元金の額を上回ったために市債残高が増加しました。
- ・近隣市の中では6市中、3番目となっています。

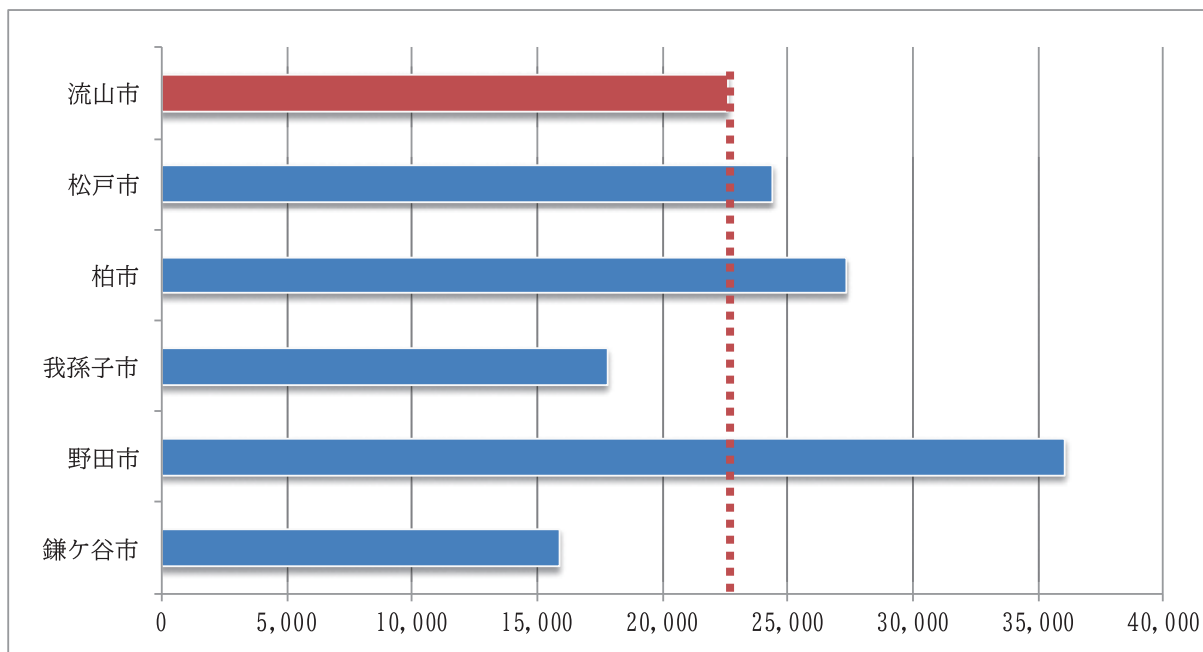
今後も引き続き計画的な借入を行い、健全な財政の維持に努めていきます。



⑤市民一人当たりの財政調整積立基金残高

単位：円

流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
22,632	24,416	27,359	17,828	36,074	15,892



- ・『財政調整積立基金』とは、景気の悪化などにより、財源が著しく不足する場合等に備え、不足を補うことを目的とする基金で、普通預金のようなものです。
- ・流山市は近隣市の中では4番目となっています。
- ・流山市の令和2年度財政調整積立基金残高は、令和2年度標準財政規模の約341億円に対し約13.3%となりました。
- ・財政調整積立基金は、人口増加に伴う社会資本の整備など、今後の財政需要に備え、標準財政規模の10%程度を確保しなければならないと考えています。

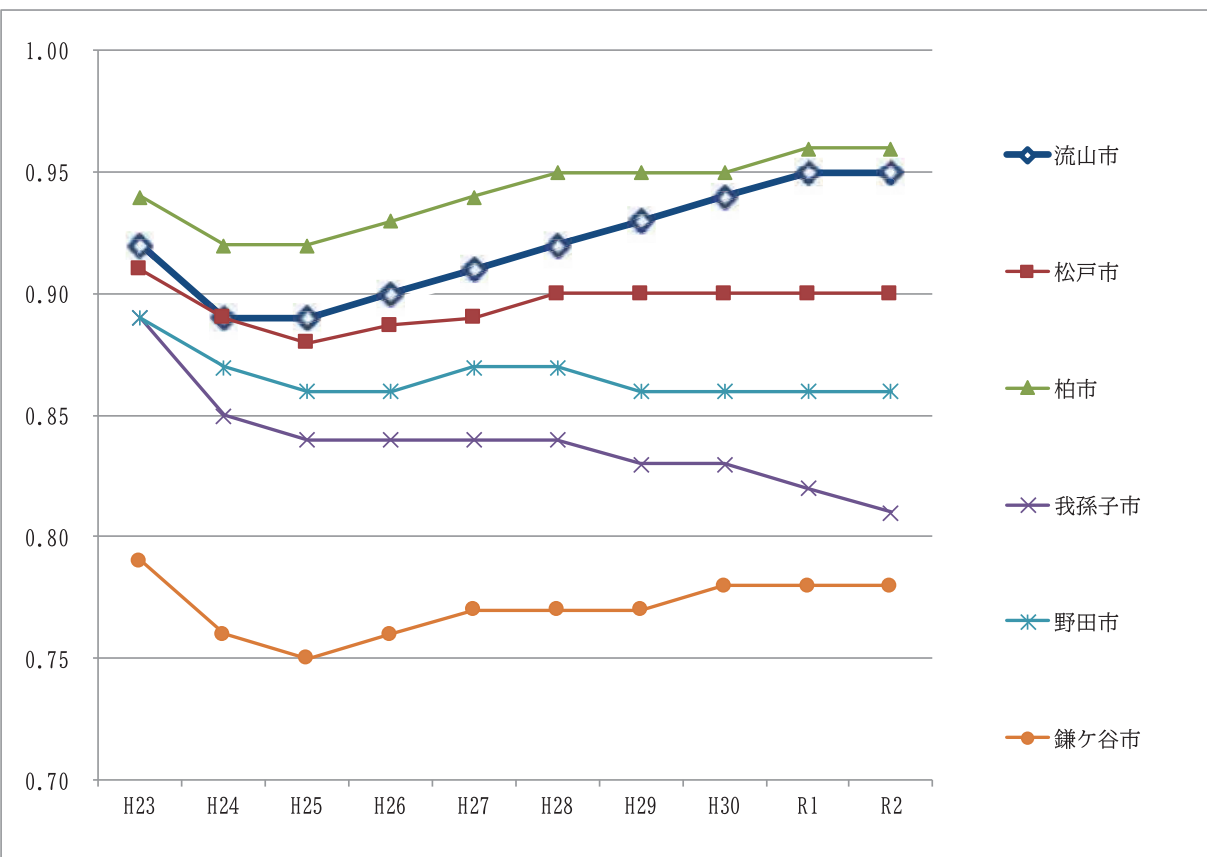
(8) 主な財政指標 ～近隣市との比較～

①財政力指数

高いほど良い

- ・地方公共団体の『財政力』を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3年間の平均値のことです。
- ・この数値が大きいほど、財源に余裕があることを示し、1を超えると普通交付税の不交付団体になります。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流山市	0.92	0.89	0.89	0.90	0.91	0.92	0.93	0.94	0.95	0.95
松戸市	0.91	0.89	0.88	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
柏市	0.94	0.92	0.92	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.96	0.96
我孫子市	0.89	0.85	0.84	0.84	0.84	0.84	0.83	0.83	0.82	0.81
野田市	0.89	0.87	0.86	0.86	0.87	0.87	0.86	0.86	0.86	0.86
鎌ヶ谷市	0.79	0.76	0.75	0.76	0.77	0.77	0.77	0.78	0.78	0.78



- ・平成23年度以降は、市税収入の落ち込みや特別な財政需要の創設等により、各市とも数値が下がっていましたが、平成26年度からは、地方消費税交付金の増加などにより、上昇傾向となりました。

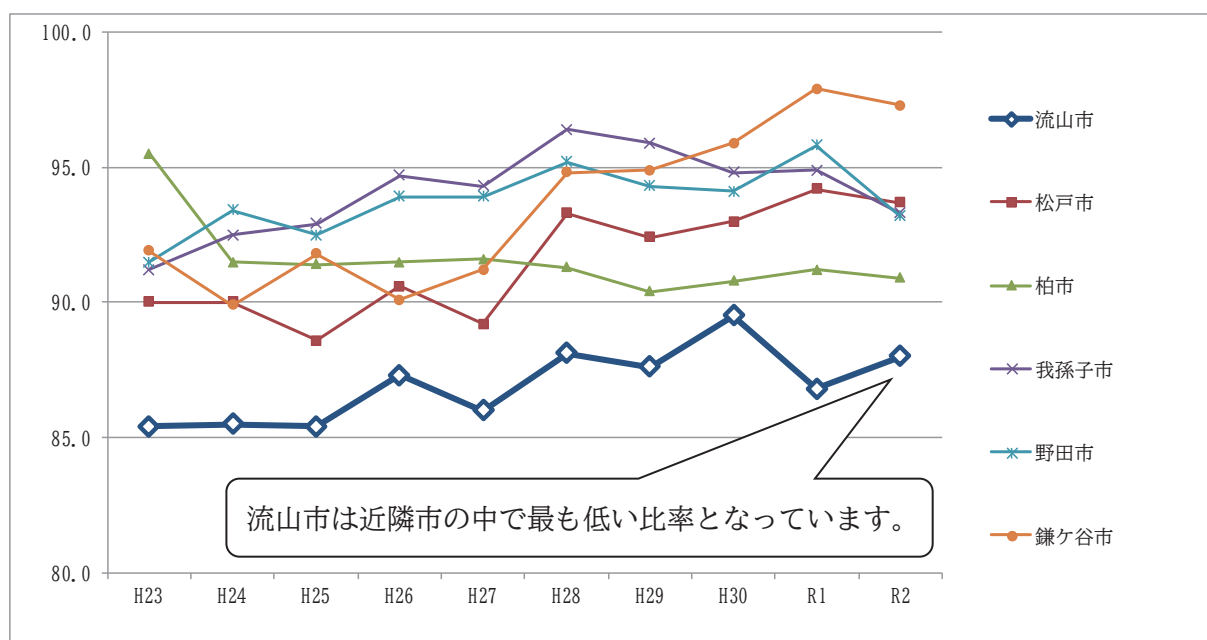
②経常収支比率

低いほど良い

- ・『経常収支比率』は、『財政構造の弾力性』を測る比率です。
- ・市税（都市計画税を除く。）、普通交付税などの『経常的な収入』に対する、人件費、扶助費、公債費等の『毎年必要な経費（経常経費）』の割合です。
- ・この値が大きいほど、「臨時的な経費に使えるお金が少ない」ことを意味します。
- ・近隣市では、6団体中5団体が90%を超えていますが、流山市では90%を超えることがないように、常に経常経費の抑制に努めています。
- ・令和2年度の増加要因は、分子となる経常経費充当一般財源等が約14億円増加したことにより比率を押し上げたものです。

単位：％

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流山市	85.4	85.5	85.4	87.3	86.0	88.1	87.6	89.5	86.8	88.0
松戸市	90.0	90.0	88.6	90.6	89.2	93.3	92.4	93.0	94.2	93.7
柏市	95.5	91.5	91.4	91.5	91.6	91.3	90.4	90.8	91.2	90.9
我孫子市	91.2	92.5	92.9	94.7	94.3	96.4	95.9	94.8	94.9	93.3
野田市	91.5	93.4	92.5	93.9	93.9	95.2	94.3	94.1	95.8	93.2
鎌ヶ谷市	91.9	89.9	91.8	90.1	91.2	94.8	94.9	95.9	97.9	97.3



【参考】「経常収支比率」

経常収支比率は、一般的には小さいほど、財政状況が良いことを示しています。指数の計算上、100%を超える団体もありますが、こうした団体は、都市計画税や、財政調整積立基金からの繰入金などの臨時的な収入で、経常経費を賄っている状態です。

≪比率の算出式は104ページを御覧ください≫

③公債費負担比率

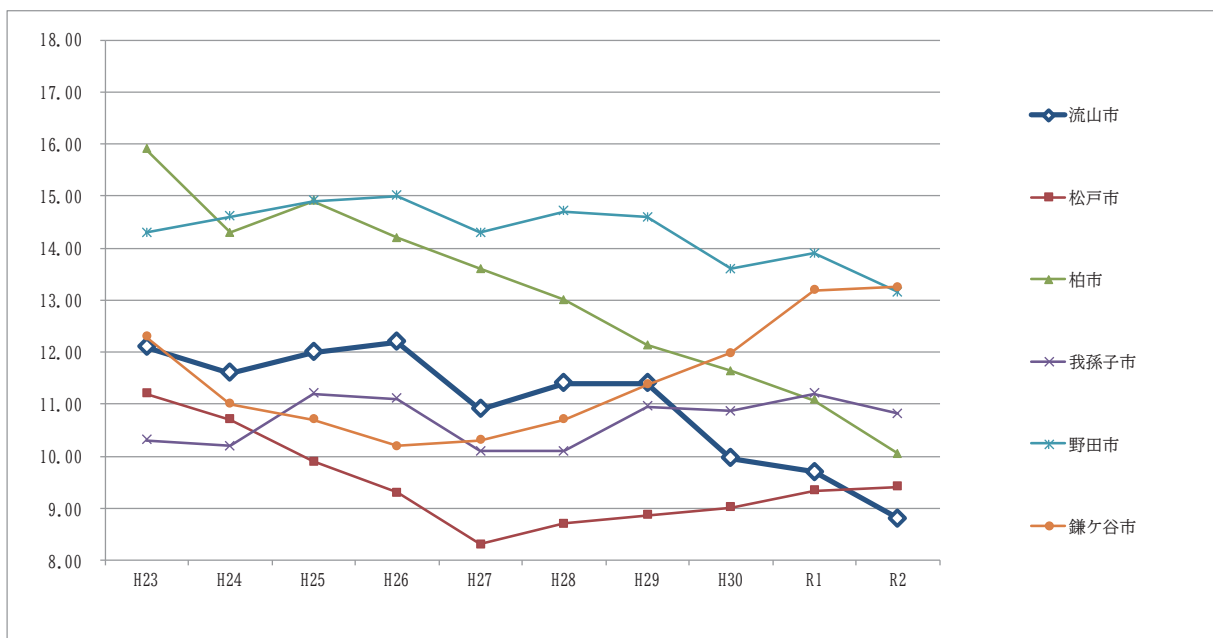
低いほど良い

- ・『公債費負担比率』は、『財政運営の硬直性』を示す比率で、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合のことです。
- ・一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
- ・令和2年度の減少要因は、分母となる一般財源総額が市税の増加に伴い増加し、分子となる公債費が減少したことによるものです。

《比率の算出式は105ページを御覧ください》

単位：％

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流山市	12.1	11.6	12.0	12.2	10.9	11.4	11.4	10.0	9.7	8.8
松戸市	11.2	10.7	9.9	9.3	8.3	8.7	8.9	9.0	9.3	9.4
柏市	15.9	14.3	14.9	14.2	13.6	13.0	12.1	11.6	11.1	10.0
我孫子市	10.3	10.2	11.2	11.1	10.1	10.1	10.9	10.9	11.2	10.8
野田市	14.3	14.6	14.9	15.0	14.3	14.7	14.6	13.6	13.9	13.2
鎌ヶ谷市	12.3	11.0	10.7	10.2	10.3	10.7	11.4	12.0	13.2	13.3



警戒ラインを下回っていますが、
今後も注意していきます。

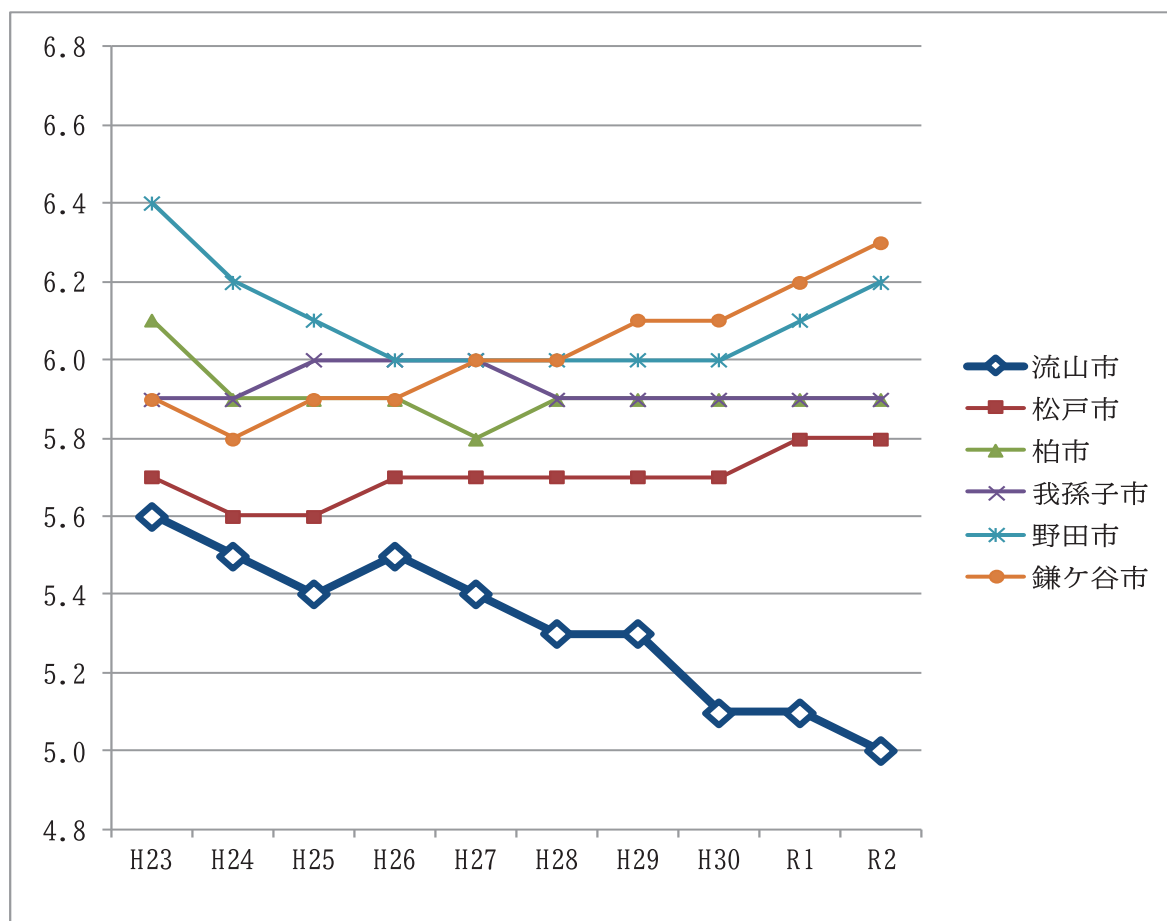


④人口千人当たりの職員数

- ・人口千人当たりの職員数は、年々減少している傾向にあります。
- ・流山市においても、行政改革等の取組により、平成23年度と比較すると、0.6人減少し、近隣市の中でも最も少なくなっています。

単位：人

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流山市	5.6	5.5	5.4	5.5	5.4	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0
松戸市	5.7	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.8	5.8
柏市	6.1	5.9	5.9	5.9	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
我孫子市	5.9	5.9	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
野田市	6.4	6.2	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.1	6.2
鎌ヶ谷市	5.9	5.8	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.2	6.3

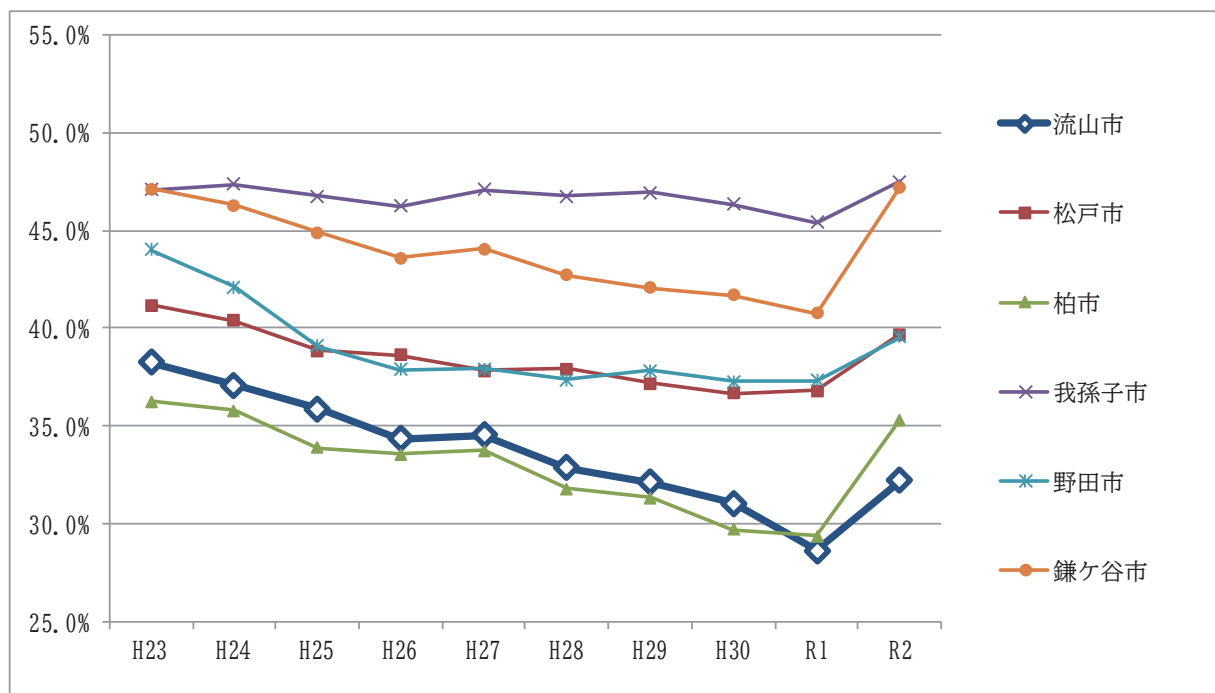


⑤市税に占める人件費の割合

- ・市税収入に占める人件費の割合については、各市とも年々減少している傾向にありますが、令和2年度は会計年度任用職員制度が導入された影響により各市とも増加しています。
- ・流山市は、令和2年度は32.2%で、近隣市の中では一番低い割合となっています。

単位：％

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流山市	38.2	37.1	35.9	34.3	34.5	32.9	32.1	31.1	28.6	32.2
松戸市	41.2	40.4	38.9	38.6	37.8	37.9	37.2	36.7	36.8	39.7
柏市	36.2	35.8	33.9	33.6	33.8	31.8	31.3	29.7	29.4	35.3
我孫子市	47.1	47.4	46.8	46.3	47.1	46.8	47.0	46.4	45.4	47.5
野田市	44.0	42.1	39.1	37.9	37.9	37.4	37.8	37.3	37.3	39.6
鎌ヶ谷市	47.1	46.3	44.9	43.6	44.1	42.7	42.1	41.7	40.8	47.2



⑥地方債の償還能力

・地方債の償還能力については、経常収支比率に占める公債費の割合から判断することができます。（経常収支比率については50ページを御覧ください。）

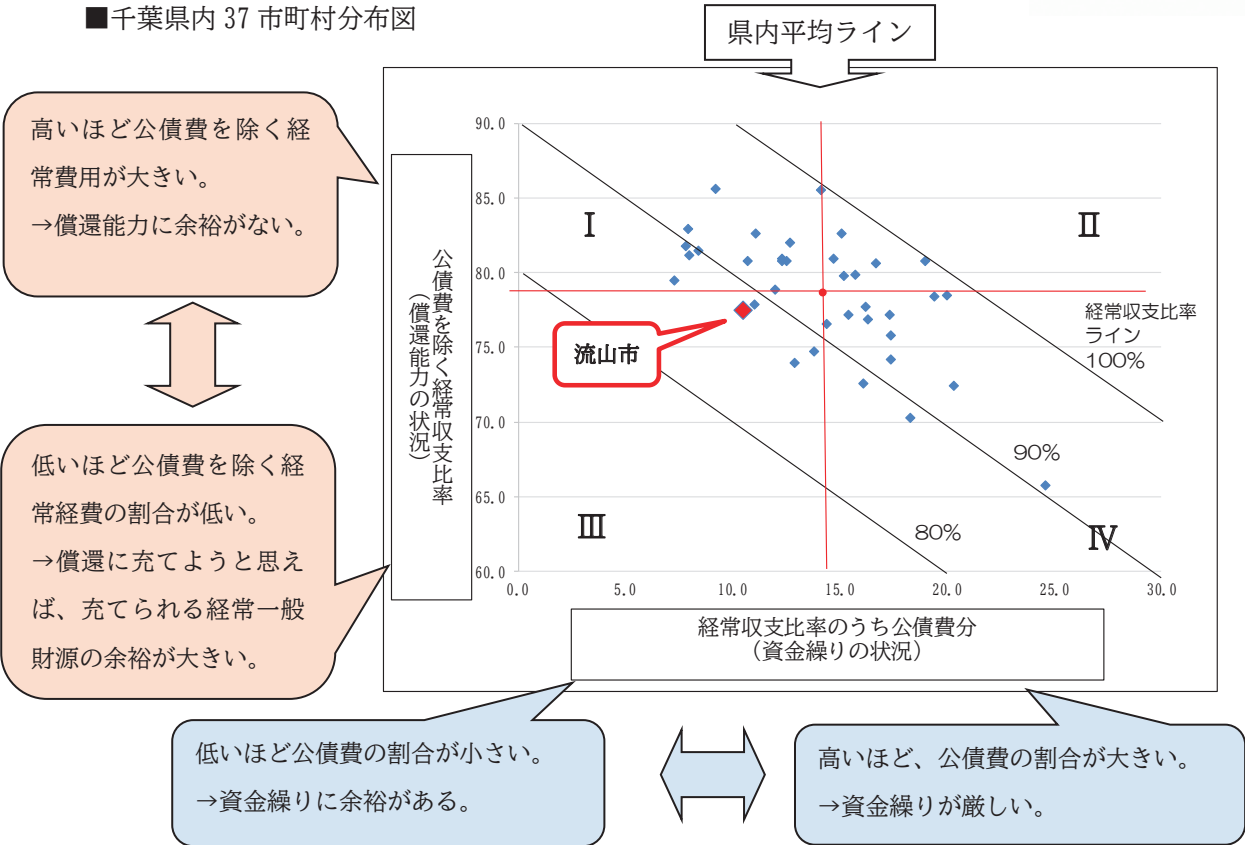
■令和2年度の近隣市の状況

自治体名	内公債費分	公債費を除く 経常収支比率
流山市	10.5	77.5
松戸市	11.1	82.6
柏市	12.0	78.9
我孫子市	12.5	80.8
野田市	16.3	76.9
鎌ヶ谷市	16.7	80.6
県内平均	14.2	78.6

県内分布図を見てみると、流山市は他市と比べ、令和元年度と同様に「内公債費分」が小さく、「公債費を除く経常収支比率」が低いため、Ⅲ類に該当しています。



■千葉県内 37 市町村分布図



出典：小西砂千夫（2007）『自治体財政のツボ：自治体経営と財政診断のノウハウ』関西学院大学出版会

類型別の性質
I 公債費の負担は小さいが、それ以外の義務的経費の負担が大
II 公債費も、それ以外の義務的経費也大⇒余裕がない
III 公債費もそれ以外の義務的経費も小⇒余裕がある
IV 公債費の負担は大きい、それ以外の義務的経費の負担は小

4 健全化判断比率等の状況～「流山市は大丈夫なの？」～

(1) 財政健全化法

- ・市役所などの地方自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的に、平成19年に作られた法律です。
- ・この法律では、財政の健全化度を示す比率を毎年公表することや、財政状況が悪化した場合には健全化計画等の策定を義務付けています。
- ・市役所などの地方自治体の財政の健全度を診断する指標を『健全化判断比率』といいます。毎年、監査委員の審査を受け、議会へ報告した上で市民に公表することが義務付けられています。

①イエローカードとレッドカード

- ・指標は、ある一定の数値を上回るとイエローカード、レッドカードが出される仕組みとなっています。基準は、次のとおりです。

●早期健全化基準（イエローカード）

- ・4つの指標それぞれに基準値が定められています。ひとつでも基準値を超えてしまうと『財政健全化計画』を策定しなければなりません。
- ・計画は議会の議決を必要とし、計画策定後は速やかに公表した上で、国や都道府県に届け出なければなりません。
- ・国や都道府県は、計画の実施状況をみて必要な勧告ができるとされています。

●財政再生基準（レッドカード）

- ・将来負担比率を除く3つの指標それぞれに基準値が定められており、ひとつでも基準値を超えてしまうと『財政再生計画』を策定しなければなりません。
- ・手続などは財政健全化計画と同じですが、計画策定には国に協議し同意を求めることや、計画の実施状況を毎年議会に報告することが必要になります。
- ・国の同意が得られないと市債等を発行すること（借金）が制限され、財政健全化計画以上に厳しくなります。

●ポイント

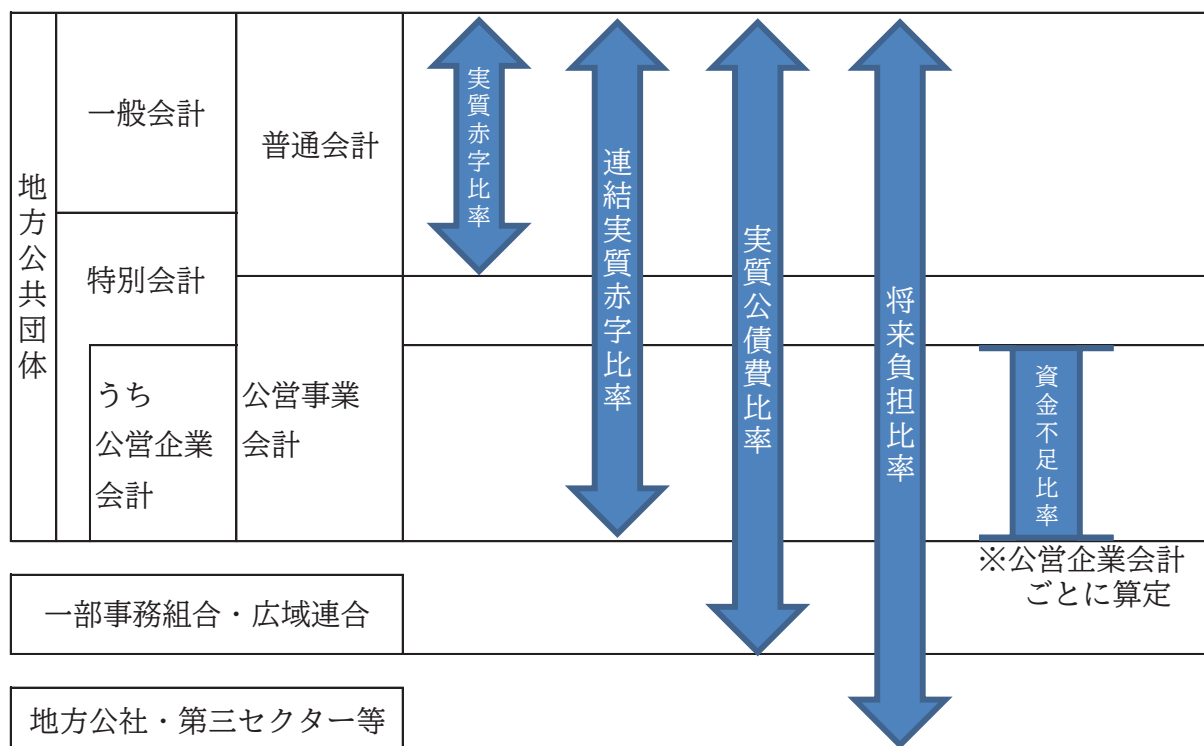
- ・「レッドカード」になる前にチェックがかかるようになっています。
- ・「イエローカード」では自主的な改善努力が求められ、「レッドカード」では国が関与することになります。

②健全化判断比率

- ・『健全化判断比率』には、4つの財政指標があります。
- ・それぞれの指標で、対象となる範囲が異なります。
- ・公社や、第三セクターの負債や、赤字なども明らかにして、地方公共団体の財政の全体像を把握できるように設定されています。

●健全化判断比率 4つの財政指標と対象範囲

(健全化判断比率等の対象について)



●ポイント

- ・一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合、第三セクター等も法律の対象範囲となります。



(2) 流山市の状況

- ・流山市は、令和2年度決算に基づき算出した4つの健全化判断比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回りました。
- ・また、水道事業や下水道事業等の資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されなかったことから、流山市の財政状況の健全性は保たれていることを示す結果となりました。
- ・また、平成29年12月に「流山市健全財政維持条例」を制定し、実質公債費比率及び将来負担比率について、国が定める早期健全化基準の2分の1を流山市独自の基準と定め、当該比率について、これを上回らないように努めることとしました。
- ・各指標の詳細は、次のとおりです。
- ・今後も行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めていきます。

①実質赤字比率

低いほど良い

- ・福祉、教育、まちづくり等を行う『普通会計の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

区 分	実質赤字比率
令和2年度	—
令和元年度	—
平成30年度	—
平成29年度	—
平成28年度	—

基準	比率
流山市独自基準	基準なし
早期健全化基準	11.64%
財政再生基準	20.00%

※ 流山市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。
早期健全化基準、財政再生基準については、令和2年度の基準を表記しています。

②連結実質赤字比率

低いほど良い

- ・公営企業会計を含む全ての会計の赤字や黒字を合算して、『流山市全体の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

区 分	連結実質赤字比率
令和2年度	—
令和元年度	—
平成30年度	—
平成29年度	—
平成28年度	—

基準	比率
流山市独自基準	基準なし
早期健全化基準	16.64%
財政再生基準	30.00%

※ 流山市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。
早期健全化基準、財政再生基準については、令和2年度の基準を表記しています。

- ・令和2年度決算では、全国の地方公共団体で、実質赤字比率・連結実質赤字比率が『早期健全化基準（イエローカード）』以上の団体は、ありませんでした。

③実質公債費比率

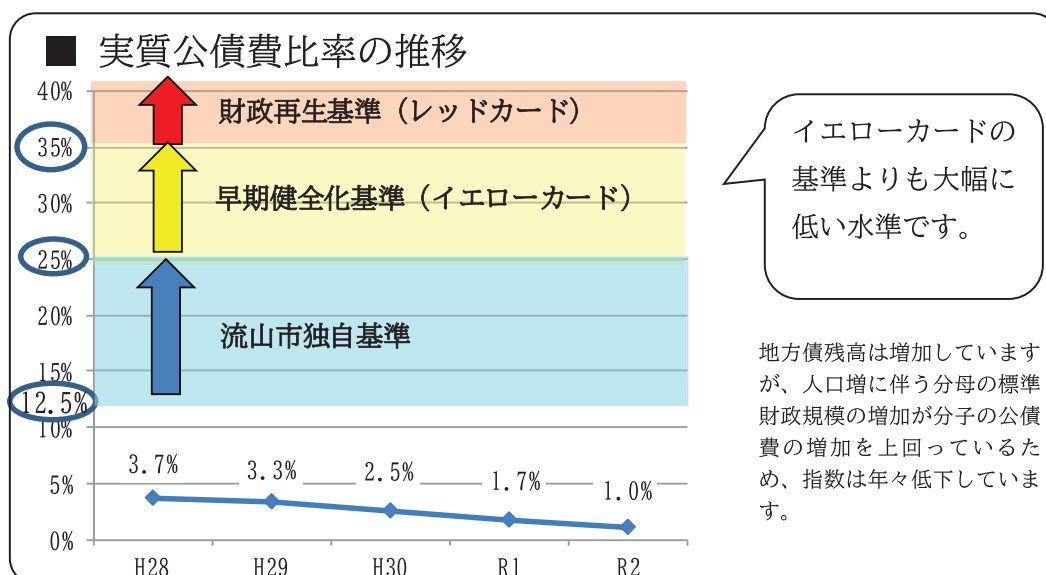
低いほど良い

- ・公営企業会計を含む全ての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、『収入に対する借金の返済費用の占める割合』を指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

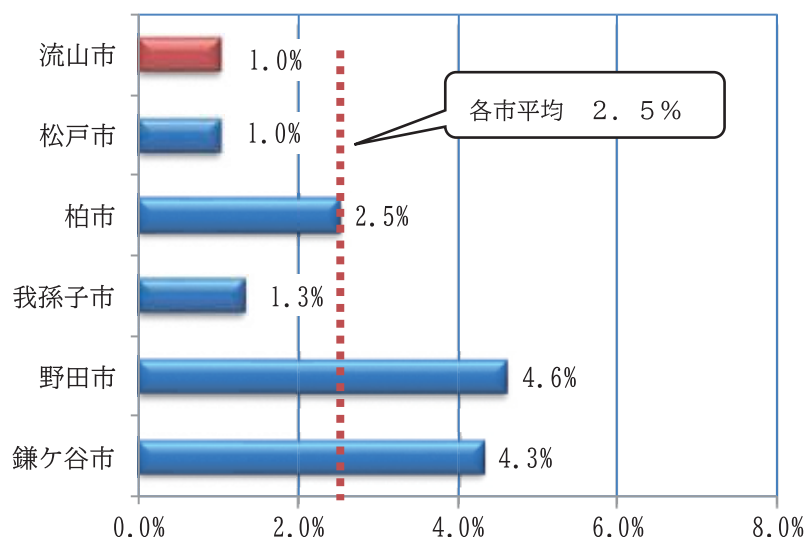
《比率の算出式は105ページを御覧ください》

区 分	実質公債費比率	基準	比率
令和2年度	1.0%	流山市独自基準	12.5%
令和元年度	1.7%	早期健全化基準	25.0%
平成30年度	2.5%	財政再生基準	35.0%
平成29年度	3.3%		
平成28年度	3.7%		

※早期健全化基準、財政再生基準については、令和2年度の基準を表記しています。



■ 令和2年度決算の近隣市の状況



④将来負担比率

低いほど良い

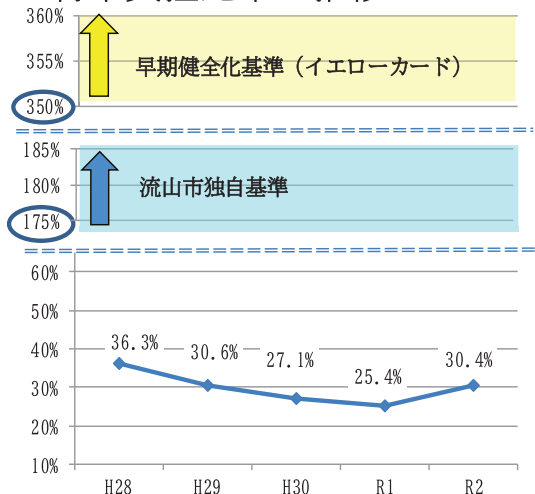
- ・公営企業会計を含む全ての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、将来支払っていく可能性のある債務から、これらの支払に充てることのできる基金残高を差し引いた、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

《比率の算出式は104ページを御覧ください》

区 分	将来負担比率	基準	比率
令和2年度	30.4%	流山市独自基準	175.0%
令和元年度	25.4%	早期健全化基準	350.0%
平成30年度	27.1%	財政再生基準	
平成29年度	30.6%		
平成28年度	36.3%		

※早期健全化基準については、令和2年度の基準を表記しています。

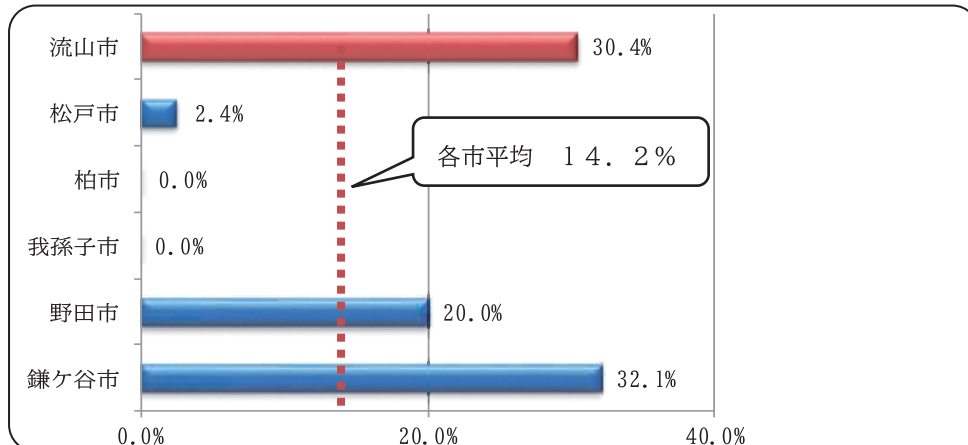
■ 将来負担比率の推移



イエローカードの基準よりも大幅に低い水準です。

前年度と比べ比率が5%上がりました。これは、学校建設等に伴い、地方債残高が増加したことが主な要因です。

■ 令和2年度決算の近隣市の状況



⑤資金不足比率

低いほど良い

- ・流山市では、水道、下水道などの『公営企業』を経営しています。
- ・その公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

区分	水道事業会計	下水道事業会計	土地区画整理事業 特別会計
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—
平成30年度	—	—	—
平成29年度	—	—	—
平成28年度	—	—	—

経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%
---------	-------	-------	-------

※ 資金不足比率についても、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。

【参考】「全国状況」

- ・令和2年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準以上の団体は、1団体でした。（令和元年度決算：1団体）
- ・うち、財政再生基準以上の団体は1団体でした。（令和元年度決算：1団体）
- ・令和2年度に新たに早期健全化基準以上になった団体はありませんでした。

第2部 地方公会計制度による財政分析

※第2部においては、統一的な基準による財務諸表について説明しているため、第1部で使用している市債ではなく地方債を使用しています。

1 地方公会計制度

(1) 地方公会計制度について

- 平成18年5月、総務省は「新地方公会計制度研究会報告書」において、地方自治体が自由でかつ責任ある地域経営を進めていくためには内部管理強化と外部への分かりやすい財務情報の開示が不可欠であるとして、新たな公会計制度を導入することとしました。
- しかし、財務書類が複数あることにより本格的な複式簿記の導入が進んでいないことや、公共施設マネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないこともあり、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示されました。
- 流山市では、平成20年度決算からは『基準モデル』、平成28年度決算からは『統一的な基準』により財務書類を作成しています。第2部では、この財務書類を使用して令和2年度の財政状態を解説していきます。

(2) 官庁会計との違い

- 第1部で見てきた官庁会計による決算書類と、第2部で使用する『統一的な基準』における財務書類には、どのような違いがあるのでしょうか？
- 2つの財務書類の違いをまとめると、次のようになります。

	統一的な基準における財務書類 (企業会計)	地方自治法に基づく決算書 (官庁会計)
会計手法	複式簿記 発生主義	単式簿記 現金主義
ストック情報	固定資産、無形固定資産、棚卸資産、有価証券、地方債、未払金等	貸付金、有価証券 地方債等

①発生主義と現金主義

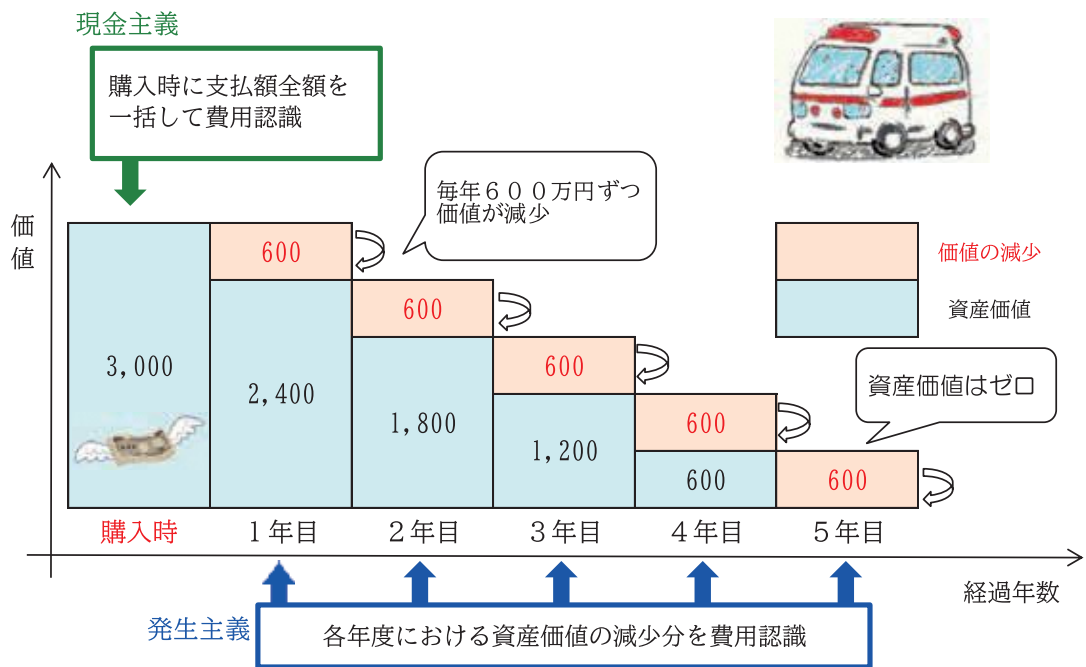
- 第1部で見てきた流山市の決算は、『現金主義』の考え方で作られています。この『現金主義』とは、1年間で現金がどれくらい入って、出ていったのかという「現金の動き」を表現する事に力点を置いた会計方法です。
- これに対して、地方公会計制度で採用している『発生主義』とは、実際には現金の動きがなくても、その事実が発生した時点で費用・収益を認識するという会計方法です。
- 発生主義と現金主義では、費用・収益の認識時点に差があります。その代表的なものが『減価償却費』と『引当金』です。

■減価償却費

- ・建物や自動車などの資産は、使用期間が長くなるにつれて老朽化し、その価値が減っていきます。しかし、資産価値が減少しても現金が支出されるわけではないため、現金主義ではどの程度資産価値が減っているのかを知ることはできません。これに対し、発生主義では、資産価値の減少分を『減価償却費』という「費用」として毎年度計上していきます。

【減価償却のイメージ】

例) 耐用年数5年(定額法)、購入価格3,000万円の救急車を取得した場合



◎各年度に計上される費用の額

	購入時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
現金主義	3,000万円	0円	0円	0円	0円	0円
発生主義	0円	600万円	600万円	600万円	600万円	600万円

現金主義では、購入時とそれ以降で費用が大きく違っていきすが、発生主義では、その資産の耐用年数の期間で費用を均等に配分していきます。

これによって、その資産から得られる使用手数料など（収益）と減価償却費（費用）のバランスを知ることができます。

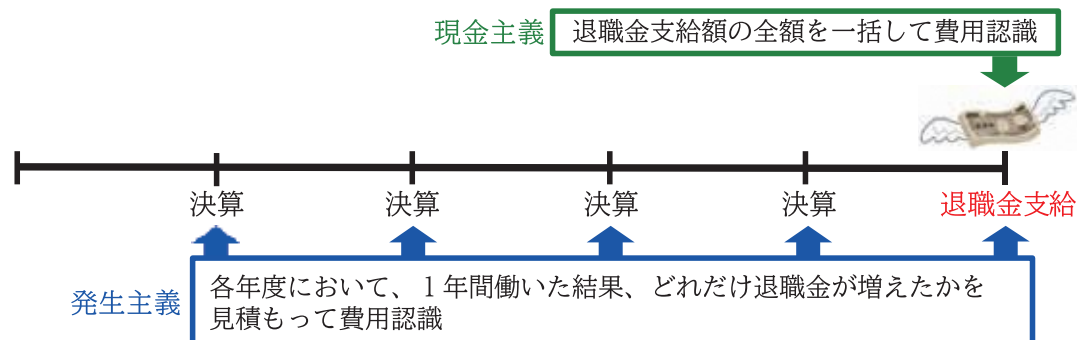


■引当金

- ・ 引当金とは、将来に支出する予定の費用について、その原因となった事実が発生した時点で費用を計上するという考え方です。
- ・ 例えば、職員の退職時に支払われる退職金は、その職員がそれまで働いてきた期間に応じて支給されますが、この費用の認識時点はそれぞれ次のようになります。

退職給付引当金

例) 各年度の退職金増加額が100万円で、5年後に退職金が支給される場合



◎各年度に計上される費用の額

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
現金主義	0円	0円	0円	0円	500万円
発生主義	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

発生主義では、各年度に認識された退職給付費用の総額が貸借対照表の負債の部に『退職給付引当金』として計上することで、現時点でどれだけ退職金を支払う義務があるのかが分かります。

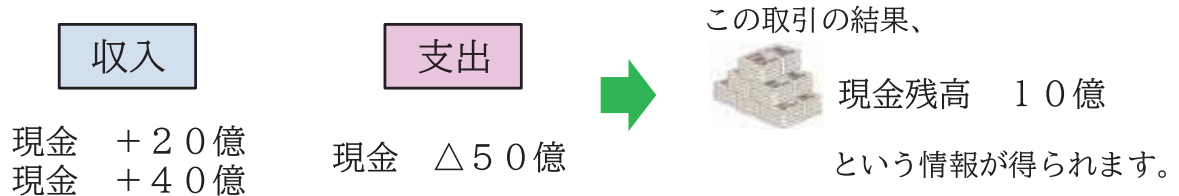


②単式簿記と複式簿記

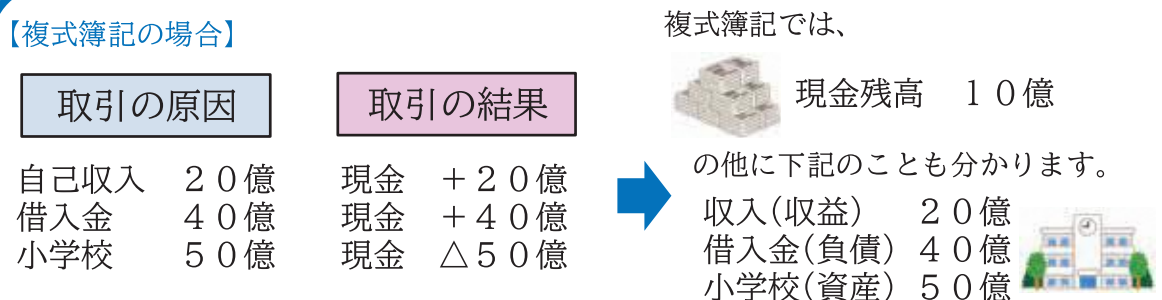
- ・ 従来の自治体決算は、『単式簿記』の手法で作成されています。この『単式簿記』とは、「現金の入出金」という事実だけを記録していく方法で、家計簿のようなものです。
- ・ 地方公会計制度では、『複式簿記』という方法で財務諸表を作成します。これは、「どのような取引によって」「どれだけ現金が増減したか」というように、取引の『原因』と『結果』の2つの側面を同時に記録していく会計方法です。

- 例えば、「手数料等の自己収入が20億円、借入金収入が40億円、小学校の建設工事費の支出が50億円あった場合」を、単式簿記と複式簿記で表すと以下ようになります。

【単式簿記の場合】



【複式簿記の場合】



単式簿記では、現金の出入りは分かるものの、そのお金がどこから入って、何に使われたのかを知ることはできません。

一方、複式簿記では、「現金の動き」だけでなく、「資産や負債がどれだけ増減したか」や、「収益や費用がどのくらいあったのか」といった情報を表示することによって、財政活動をより詳しく知ることができます。



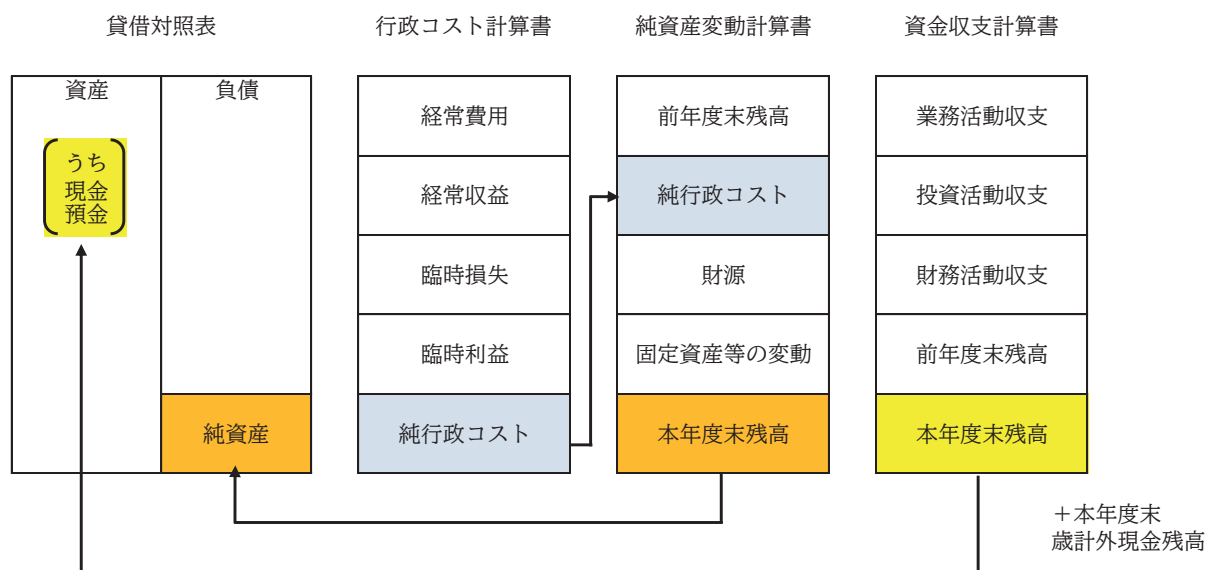
(3) 地方公会計制度の目的

- 国や地方自治体の会計は、「議会で承認を得た予算をきちんと執行すること」が重要な責務であり、予算の適正・確実な執行を図るという観点から単式簿記による現金主義会計を採用しています。
- しかし、現金主義会計では、土地や建物、借入金などの資産や負債の保有状況や、減価償却費や引当金などのコスト情報を把握することが難しいという課題があり、それを補完するために、複式簿記による発生主義会計の考え方を取り入れることが、『地方公会計制度』の導入の目的です。
- 地方公会計制度を用いることにより、今まで見えなかった様々な情報を把握することができ、公共施設のマネジメントなどの行財政運営に活用していくことが可能となります。

2 地方公会計の財務書類

- ・地方公会計では、発生主義の考え方を採り入れて4つの財務書類を作成します。4つの財務書類は、それぞれの役割が明確に分かれていますが、一方で、互いに密接に連携しています。

【財務書類4表の関係図】



- ・一番左側の『貸借対照表』を中心に見た場合、貸借対照表中の「資金の増減」を一番右側の『資金収支計算書』で表現します。また、貸借対照表の「純資産の増減」を、『純資産変動計算書』で表現します。
- ・『行政コスト計算書』で計算された「純行政コスト」が、『純資産変動計算書』の一部を構成します。これは、純資産を減らす大きな原因（財源の使い道）として、当年度に発生した行政コストがあるからです。
- ・『純資産変動計算書』では、行政コストも含めた「純資産の増減」から「期末純資産」が計算され、それが貸借対照表の「純資産」の部と対応します。
- ・『資金収支計算書』では、一年間の「資金の動き」から期末の資金残高が計算され、それが貸借対照表の資産の一要素である「現金預金」と対応します。

※企業会計の財務書類との関係

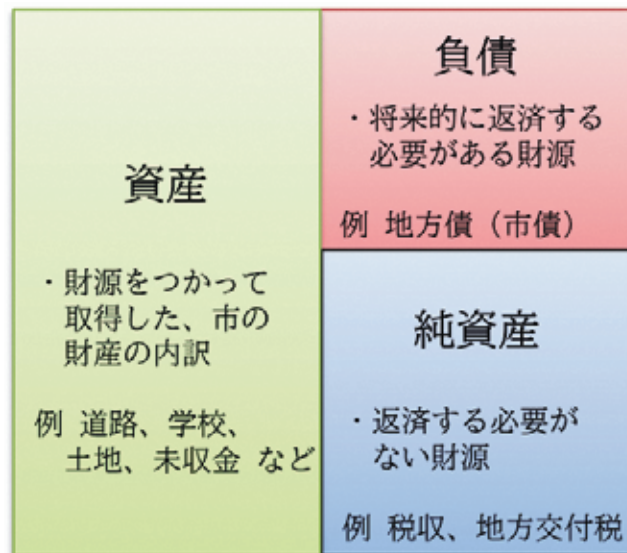
- ・企業が決算時に作成する財務書類と、地方公会計の財務書類はおおむね以下のように対応しています。

(地方公会計)	(企業会計)
行政コスト計算書	『損益計算書』
資金収支計算書	『キャッシュ・フロー計算書』
純資産変動計算書	『株主資本等変動計算書』

(1) 貸借対照表 (BS)

- ・ バランスシートとも呼ばれます。令和2年度末時点で、流山市に「どれだけの資産と負債があるのか」を示す書類です。左側に『資産』、右側に『負債』を並べて表現します。通常、資産と負債の差額が生じますが、その部分は『純資産』と呼ばれます。

【貸借対照表のイメージ図】

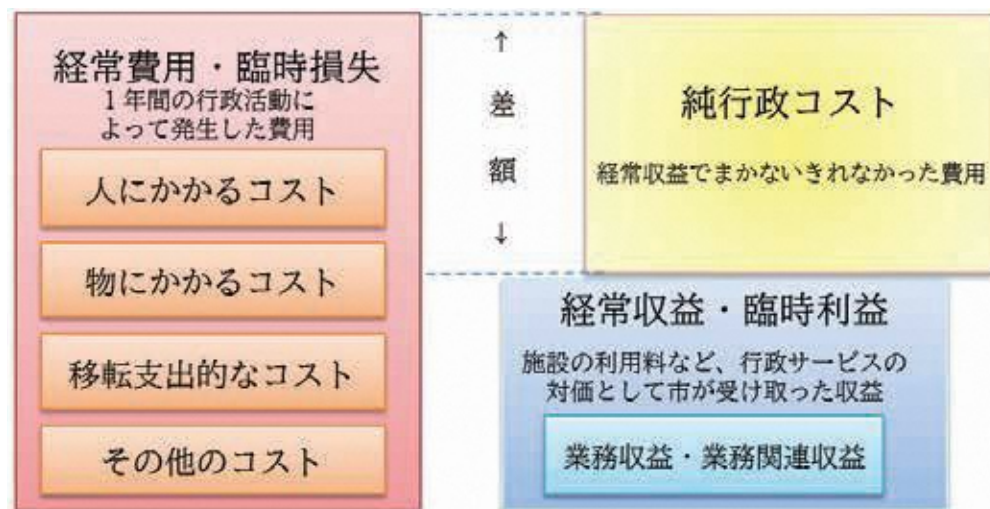


- ・ 『資産』には様々なものがありますが、地方公会計では、資産を以下の2つの視点で分類しています。
 1. それを持っていることで、将来お金が入ってくるもの
 2. お金が入ってこなくても行政サービスを提供することが可能なもの
 例えば、土地や建物で将来売却可能な資産もありますが、道路や河川のように、売れる見込みはないものの、市民生活に必要不可欠な資産もあります。
- ・ 『負債』の大半は、資産を購入するために発行された地方債です。貸借対照表上では、資産と負債を並べて表示することにより、どれくらいの資産が借金によって賄われているのかを示しています。
- ・ 『純資産』とは通常、「資産と負債の差額」として表現されます。資産が負債を上回っていれば、純資産はプラスとなり、負債が資産を上回っている場合は、純資産はマイナス、すなわち、「債務超過」ということになります。
- ・ 流山市の純資産はプラスになっています。資産の購入代金のうち、これから返済しなければならない金額（＝負債）を除いた分である純資産相当金額は、既に支払を終えてしまって、「完全に市民のモノになっている資産」と言えます。この様な見方をすると、純資産は大きい方が良いということが言えそうです。毎年の自治体経営のパフォーマンスを計るものさしとして、1年間の行政活動の結果、純資産が増えたのか減ったのか、という点がポイントになります。

(2) 行政コスト計算書（P L）

- ・企業会計では、『損益計算書』と呼ばれる計算書です。貸借対照表がある一時点（例えば、令和3年3月末）に「資産がどれくらいあるか」といった残高を表示する財務書類であるのに対して、行政コスト計算書は1年間（令和2年4月1日から令和3年3月末日まで）に、「資産をどれだけ減らしたか、純資産をどれだけ増やしたか」を集約して表現する財務書類になります。

【行政コスト計算書のイメージ】



- ・「資産を減らす」ひとつの形として、持っているお金を何かのために支払うということが挙げられます。その支払の中身は、人件費（給料の支払など）であったり、物件費（光熱水費や委託費など）であったり、他会計や他団体への支払（繰出金や負担金など）であったりします。
- ・建物を建てたり、道路を作ったりした場合の支払は、お金は出ていきますが、同時に「資産を増やす」ので、コスト（費用）とはみなしません。お金という資産が、建物や道路という別の資産に形を変えたと考えるわけです。
- ・「資産を減らす」別の形として、最初に紹介した減価償却があげられます。既に持っている建物や道路等の資産は作った後だんだん劣化して、価値が自然と減っていきます。お金は出ていきませんが、その分だけ資産価値が減ってしまうので、資産価値の減少を減価償却費というコストとしてみなします。
- ・行政コスト計算書では、コストだけではなく、「収益」も併せて計算します。ここでいう収益には地方税や交付金などの収入は含まれず、行政サービスの利用に応じてお支払いいただく、使用料や手数料が計上されます。
- ・国や地方公共団体の行政活動は、民間企業と異なり、利益を上げることを目的としておらず、行政コスト計算書の主な目的は、行政活動における行政コストの計算であるため、一般的に行政コスト計算書の収支は大きなマイナスとなります。※

※行政コスト計算書には地方税や国や県からの各種交付金が含まれないため、マイナスが赤字を意味しているわけではありません。

(3) 純資産変動計算書 (NW)

- ・貸借対照表の純資産の部が、1年間の行政活動の結果、「どのような要因によって変動したのか」を表す計算書です。

【純資産変動計算書のイメージ】

前年度末純資産残高	前年3月31日時点での市の資産
+	
純行政コスト	【資産の減少】行政コスト計算書における『純行政コスト』
-	
財源	【資産の増加】どういう財源からいくら得たのか ・市税 ・地方交付税 ・国・県の補助金 等
±	
固定資産等の変動	【固定資産等の増減】既存の資産の価値はどう変動したか ・固定資産の構築・除却 ・基金等の増減
本年度末純資産残高	3月31日時点での市の資産

- ・「純資産を変動させる」大きな要因としては、前ページで説明した「行政コスト」があります。行政コスト計算書の収支のマイナスは、行政活動における行政コストを意味しており、その分だけ純資産を減らすことになります。
- ・他方で、「純資産を増やす」大きな要因としては、市民税や固定資産税などの地方税や、国や県などから入ってくる交付金や補助金などによる財源の調達があげられます。
- ・また、土地や有価証券など持っている資産の評価が増減した場合には、その評価損益については、行政コスト計算書ではなく、この純資産変動計算書の中で表します。

(4) 資金収支計算書 (C F)

- ・ 企業会計では、『キャッシュ・フロー計算書』と呼ばれる計算書に該当します。
1年間の行政活動の結果生じた「資金の動き」を表現する計算書です。資金の動きだけを表現するという点で、従来から行われている地方自治体の現金主義の会計書類と同じです。

【資金収支計算書のイメージ】



- ・ 資金収支計算書では、行政活動による資金の動きが、『業務活動収支』『投資活動収支』『財務活動収支』という3つの区分で表されます。
- ・ 『業務活動収支』では、人件費や物件費の支払による資金の流出と税収や移転収入などによる資金の流入を表現します。
- ・ 『投資活動収支』では、建物や道路建設などによって発生する資金の支払と、既に持っている資産の売却などによる資金の流入などを対比して示します。
- ・ 『財務活動収支』では、地方債など借金の利払いや元本の償還と、新規に地方債を発行することによる資金の流入などを対比して示します。

3 連結財務書類

(1) 財務書類の作成範囲

- ・地方公共団体の行政サービスは、一般的な行政活動を行う一般会計のみならず各種特別会計や多様な関係団体によって実施されています。地方公会計では、一般会計とこれらの特別会計や関係団体を一つの行政サービス実施主体と考え、それぞれの財務書類を一つに統合して表示します。

■連結対象となる関係団体の考え方

- ・民間の会計では、親会社が支配従属関係にある子会社を連結対象としますが、その判定基準として「支配力基準」が採用されています。
- ・地方公会計制度においても、同様の考え方に従って、連結先の選定については、下記のように国で統一的な基準が定められています。

【連結対象団体】

	都道府県・市区町村	一般事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (出資割合 50%超又は出資割合 50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)
備考	一般会計等だけでなく、地方公営事業会計も含む。	一部事務組合・広域連合の運営は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承される。	地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付される。	地方三公社（土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社）は、いずれも特別の法律に基づき地方公共団体が全額出資して設立する法人であり、公共性の高い業務を行っている。	第三セクター等の業務運営に対しては、出資者等の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、地方自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第三セクター等については監査委員による監査の対象となる。

注1 全部連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類の全てを合算することをいいます。

注2 比例連結とは、連結対象団体（会計）財務書類を出資割合等に応じて合算することをいいます。

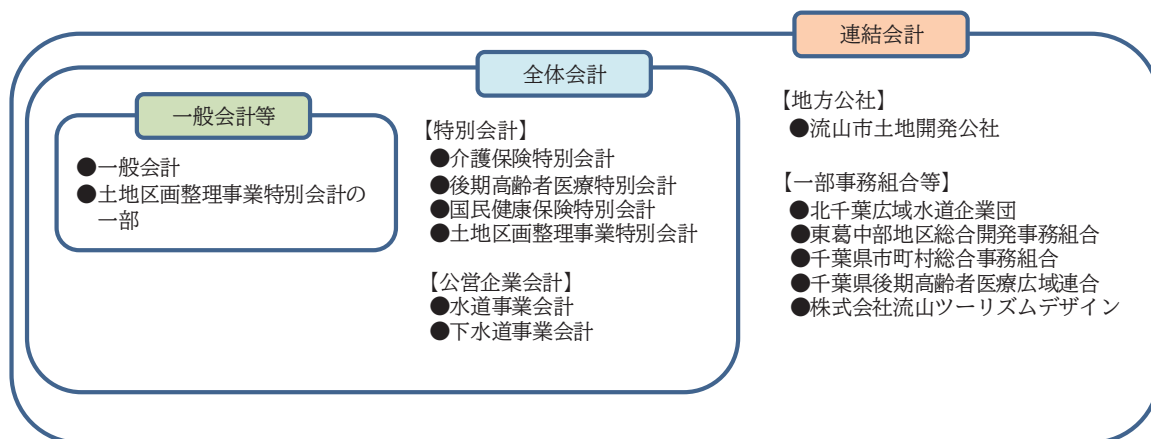
「統一的な基準による地方公会計マニュアル」【連結財務書類作成の手引き】（総務省 令和元年8月改訂）より

■連結の方法

- ・特別会計（国民健康保険特別会計など）については、一般会計と同じ方法により財務書類を作成します。公営企業会計（水道事業会計など）や連結対象となる各団体は既にそれぞれ独自の会計基準に従って、財務書類を作成しています。それらを統一的な基準の会計基準に合わせて連結するために、財務書類の「読替え作業」を行います。

- ・ 4つの財務書類ごとに読替え作業を行い、各財務書類をそれぞれ連結した後、各会計、各連結団体相互間のお金の出入りを相殺します。
- ・ なお、一部事務組合などについては、当年度の経費負担割合に応じて、連結作業を行います。

■流山市の連結対象となる会計・団体



- ・ 『一般会計』とは、行政活動を行うための基本的なお金の出入りを管理する会計で、目的を限定せずに主要な経費を管理します。
- ・ 『一般会計等』とは、独自に特別会計を設置するなど各地方公共団体で会計の範囲が異なる中で、全国的に比較を行う統計処理のために一定のルールで作り上げる仮想の会計です。「普通会計」とほぼ同じものです。
- ・ 『特別会計』とは、特定の事業などを行うために一般会計とは区分して設けられた会計のことです。
- ・ 『全体会計』とは、一般会計等に市の全ての特別会計（企業会計を含む。）を含めた市全体を総括するもので、『連結会計』とは、全体会計に外郭団体、一部事務組合などを含めたものです。

※以降では、『連結会計』の財務書類を使って解説と分析を行います。

(2) 貸借対照表

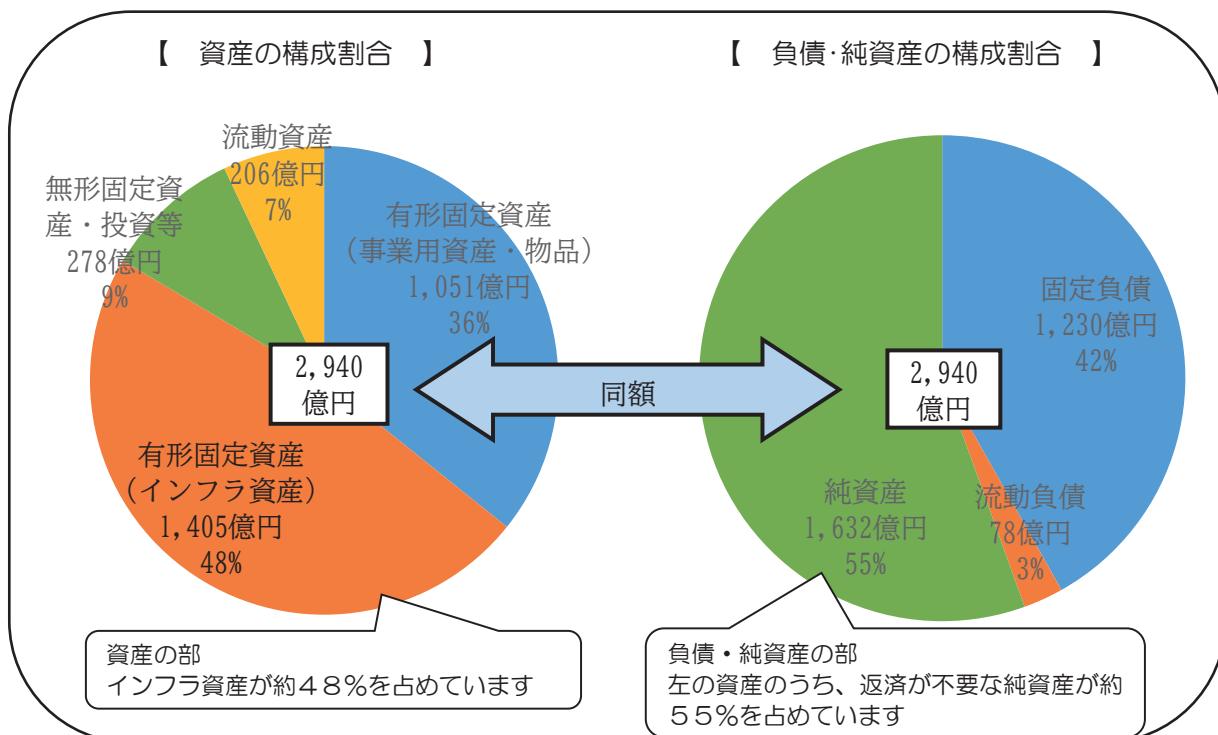
①貸借対照表の概要

貸借対照表（単位：億円）

【資産の部】	令和2年度	令和元年度	増減	【負債の部】	令和2年度	令和元年度	増減
1. 固定資産	2,734	2,684	50	1. 固定負債	1,230	1,222	8
(1) 有形固定資産	2,456	2,400	56	(1) 地方債	765	750	15
a. 事業用資産	1,013	973	40	(2) 退職手当引当金	67	69	△ 2
b. インフラ資産	1,405	1,384	21	(3) その他	398	403	△ 5
c. 物品	38	43	△ 5				
(2) 無形固定資産	99	101	△ 2	2. 流動負債	78	92	△ 14
(3) 投資その他の資産	179	183	△ 4	(1) 1年内償還予定地方債	57	54	3
2. 流動資産	206	202	4	(2) その他	21	38	△ 17
(1) 現金預金	121	128	△ 7	負債合計	1,308	1,314	△ 6
(2) 未収金	29	19	10	【純資産の部】	令和2年度	令和元年度	増減
(3) 基金	50	50	0	純資産合計	1,632	1,572	60
(4) その他	6	5	1	負債及び純資産合計	2,940	2,886	54
資産合計	2,940	2,886	54				

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・令和2年度末の資産額は2,940億円となり、前年度と比較して54億円増加しました。負債は1,308億円となり、前年度より6億円減少しました。また、純資産は1,632億円で、前年度より60億円増加しました。
- ・『資産の部』に対応する『負債の部』・『純資産の部』では、純資産が約55%を占めており、多くの資産が、過去・現役世代の負担により整備されていることが分かります。



②貸借対照表の中身を見てみよう

■固定資産（有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産）

- ・市が公共サービスを提供するために保有している資産のことです。有形固定資産と無形固定資産があり、有形固定資産は事業用資産とインフラ資産及び物品に区分して計上しています。
- ・事業用資産とは、売却可能性のある資産のことで、市庁舎や学校の校舎、各種備品などです。
- ・インフラ資産とは、売却可能性のない道路や橋梁などです。
- ・物品とは、現金や基金以外の動産で、取得価額が50万円以上のものです。
- ・無形固定資産とは、ソフトウェアや電話加入権などです。
- ・投資その他の資産は、出資金などから成ります。
- ・出資金とは、公有財産として管理されている出資等をいいます。
- ・令和2年度末時点で、2,734億円の固定資産を保有しています。

■流動資産

- ・現金または1年以内に現金に換える事ができる（換金可能性がある）と思われる資産が計上されています。主に、現金預金、未収金、基金などから成ります。
- ・現金預金は、現金、預金、小切手等のことです。
- ・未収金は、税金や各種利用料金として本年度内に入ってくることが決まっていた資金のうち、年度末の時点で収入が完了していない金額を計上したものです。
- ・基金は、財政調整積立基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものをいいます。
- ・令和2年度末時点で、流動資産の残高は206億円となっています。

■固定負債

- ・主に地方債と退職手当引当金から成ります。
- ・地方債とは、市が借入をしている借金ですが、ここでいう地方債とは償還予定が1年を超えるもので、令和2年度末時点で765億円の残高があります。なお、令和3年度中に返済予定の地方債については、1年内償還予定地方債として、流動負債に計上しています。
- ・退職手当引当金とは、令和2年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要な退職金の額です。令和2年度末時点で67億円となっています。

■流動負債

- ・翌年度償還予定の地方債と、その他として主に賞与等引当金などの未払金を計上しています。令和2年度末時点での流動負債総額は78億円です。

③前年度との比較

■有形固定資産

- ・事業用資産が前年度比で40億円の増加となっています。これは、一般会計において、新設小中学校の建設費によることが主な要因です。
- ・インフラ資産は前年度比で21億円の増加となっています。これは、一般会計において中野久木散策の森の用地を取得したことと、上下水道会計において上下水道設備の整備に伴う資産が増加したことが主な要因です。

■投資その他の資産

- ・投資その他の資産は前年度比で4億円減少しています。これは、一般会計において教育、文化及びスポーツ施設整備等基金や健康福祉基金などの基金を取崩したことによるものと、千葉県市町村共済組合において基金残高が減少したことが主な要因です。

■流動資産

- ・現金預金が前年度比で7億円減少しています。これは、一般会計において現金が減ったことが主な要因です。
- ・未収金は、前年度比10億円増加しています。これは、国県支出金の未収金が増加したことが主な要因です。

■固定負債

- ・地方債が前年度比で15億円増加しています。これは、学校建設のための借入などによる増加が主な要因となっています。
- ・退職手当引当金は、前年度比2億円減少しています。これは、千葉県市町村共済組合における退職手当引当金残高の減少によるものです。

■流動負債

- ・その他のうち未払金が前年度比で17億円減少しています。これは、一般会計の預り金が減少したことが主な要因です。

(3) 行政コスト計算書

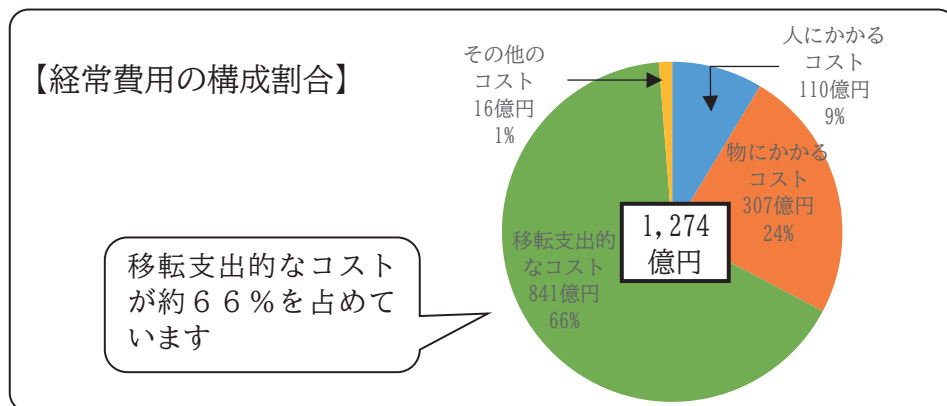
①行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書（単位：億円）

	令和2年度	令和元年度	増減
経常費用	1,274	1,011	263
1. 人にかかるコスト	110	97	13
(1) 職員給与費	89	86	3
(2) 退職手当引当金繰入等	21	11	10
2. 物にかかるコスト	307	277	30
(1) 物件費等	233	207	26
(2) 維持補修費	15	12	3
(3) 減価償却費	59	58	1
3. その他のコスト	16	15	1
(1) 支払利息	8	8	0
(2) その他	8	7	1
4. 移転支出的なコスト	841	622	219
(1) 補助金等	720	508	212
(2) 社会保障給付	121	114	7
経常収益	94	91	3
使用料及び手数料等	94	91	3
臨時損失	0	10	△ 10
資産除売却損等	0	10	△ 10
臨時利益	1	1	0
資産売却益等	1	1	0
純行政コスト			
(経常収益＋臨時利益)	△ 1,179	△ 929	△ 250
－ (経常費用＋臨時損失)			

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・ 令和2年度1年間の純行政コスト（掛かった費用から受け取った収入を控除したもの）は1,179億円となり、前年度と比較して、250億円増加しました。



②行政コスト計算書の中身を見てみよう

■人にかかるコスト

- ・職員給与費には、正規職員の給与や議員報酬などが含まれています。令和2年度の職員給与費は89億円でした。
- ・退職手当引当金繰入等には、今年度に発生した職員への退職手当と賞与の支給見込額が含まれています。また、これまで臨時職員の賃金は物件費に含まれていましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより、会計年度任用職員に係る費用が含まれています。令和2年度は21億円でした。

■物にかかるコスト

- ・物件費等のうち物件費には、消耗品費、委託費などが含まれます（臨時職員の賃金は人件費に含まれることになりました。）。令和2年度は233億円でした。
- ・維持補修費は、建物など固定資産の修繕に掛かった費用です。令和2年度は15億円でした。

■その他のコスト

- ・市の借入金に対する利子の支払が主なものです。

■移転支出的なコスト

- ・補助金等は、各種団体への補助金や負担金等に関する費用です。
- ・社会保障給付には、生活保護や児童・高齢者・障害者福祉等に関する扶助費を計上しています。令和2年度は121億円となりました。

■経常収益

- ・経常収益は、通常の行政サービスを行うことで、サービスの受益者から受け取る使用料・手数料などです。

■臨時損失

- ・臨時損失は、災害、事故等により生じる臨時的な費用であり、主に資産除売却損です。

■臨時利益

- ・臨時利益は、当期のみに生じる臨時的な収益です。

■純行政コスト

- ・純行政コストとは、経常費用と臨時損失から経常収益と臨時利益を差し引いた額です。民間企業と異なり、サービスを提供しても、その対価を受け取る事が少ないため、一般的に費用が収益を大きく上回ってしまいます。

③前年度との比較

■人にかかるコスト

- ・職員給与費は、前年度比で3億円増加しています。
- ・退職手当引当金繰入等は、前年度比で10億円増加しています。これは、前ページで記述したように、法改正に伴い会計年度任用職員の費用が計上されたことによるものです。

■物にかかるコスト

- ・物件費等が前年度比で26億円増加しています。これは保育園運営業務委託や指定管理業務委託等の業務委託料の増加などによるものです。
- ・維持補修費は、前年度比で3億円増加しています。

■移転支出的なコスト

- ・補助金等が212億円の増加となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策として特別定額給付金を給付したことや新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供を促進するための交付金を市内の医療機関に交付したことが主な要因です。
- ・社会保障給付が7億円増加しています。これは、児童手当、生活保護費、介護給付訓練給付費などの扶助費の増加によるものと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い子育て世帯の生活を支援するために実施した臨時特別給付金の給付が主な要因です。

■経常収益

- ・使用料及び手数料等が3億円増加しています。これは、水道事業会計において給水収益が増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

①純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書（単位：億円）

	令和2年度				令和元年度			
	合計	固定資産等 変動分	余剰分 (不足分)	他団体 出資等分	合計	固定資産等 変動分	余剰分 (不足分)	他団体 出資等分
前年度末純資産残高	1,572	2,760	△ 1,189	1	1,544	2,724	△ 1,181	1
1. 純経常行政コスト	△ 1,179		△ 1,179		△ 929		△ 929	
2. 財源	1,224		1,224		939		939	
(1) 税収等	572		572		558		558	
(2) 国県等補助金	652		652		381		381	
本年度差額	45		45		10		10	
3. 固定資産等の変動		38	△ 38			21	△ 21	
4. 資産評価差額								
5. 無償所管換等	12	12			16	16		
6. その他	3		3		2	△ 1	3	
本年度純資産変動額	60	50	10		28	36	△ 8	
本年度末純資産残高	1,632	2,810	△ 1,179	1	1,572	2,760	△ 1,189	1
	増減							
	合計	固定資産等 変動分	余剰分 (不足分)	他団体 出資等分				
前年度末純資産残高	28	36	△ 8	0				
1. 純経常行政コスト	△ 250		△ 250					
2. 財源	285		285					
(1) 税収等	14		14					
(2) 国県等補助金	271		271					
本年度差額	35		35					
3. 固定資産等の変動		17	△ 17					
4. 資産評価差額								
5. 無償所管換等	△ 4	△ 4						
6. その他	1	1						
本年度純資産変動額	32	14	18					
本年度末純資産残高	60	50	10	0				

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・令和2年度末の純資産残高は1,632億円で、1年間の行政活動を通じて60億円の増加となりました。

②純資産変動計算書の中身を見てみよう

■純経常行政コスト

- ・純行政コストとは、先に見た行政コスト計算書の収支尻のことで、1年間の行政活動の結果発生した費用（コスト）です。

■財源

- ・財源とは、「税収等」及び「国県等補助金」の収入額です。
- ・地方債を発行して得る資金については、将来の税収で返済しなければならないため、純資産を増加させる要因である財源とはみなしません。

- ・ 税収等は、市民の皆様から頂いた市民税、固定資産税、都市計画税などの市税や地方交付税、各種交付金などから成ります。令和2年度は572億円ありました。
- ・ 国県等補助金は、市が行う事業の経費の一部を国や県から受け取るものです。様々な種類の補助金がありますが、令和2年度は652億円ありました。
純行政コストと財源の差額（本年度差額）は、45億円のプラスとなっており、将来に持ち越せる財産（純資産）が45億円増加したことを示しています。

■固定資産等の変動

- ・ 当年度中に純資産が固定資産等にどれだけ変動したかを示しています。
令和2年度は、固定資産等形成分が38億円増加したことになります。

■資産評価差額

- ・ 資産評価差額は、有価証券等の評価差額をいいます。

■無償所管換等

- ・ 無償所管換等は、無償で譲渡または取得をした固定資産の評価額等をいいます。

■本年度純資産変動額

- ・ 純資産の変動額は、純行政コストと財源の差額に資産評価額や無償所管換等を合わせた額となり、令和2年度は約60億円純資産が増加したことになります。

③前年度との比較

■財源

- ・ 税収等は、前年度に比べて14億円増加となりました。これは、人口増に伴う市税収入の増加が、主な要因です。
- ・ 国県等補助金は271億円の増加となりました。これは、特別定額給付金や地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金などの新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入によるものと、幼児教育・保育の無償化に伴う国県の負担金が増加したことや、千葉県後期高齢者医療広域連合の補助金収入が増加したことが、主な要因です。

■固定資産等の変動

- ・ 純資産から固定資産等に変動した本年度純資産変動額は前年度末残高と比べて50億円増加しました。これは、学校建設に伴う有形固定資産の増加によるものです。

(5) 資金収支計算書

①資金収支計算書の概要

資金収支計算書（単位：億円）

	令和2年度	令和元年度	増減
1. 業務活動収支	54	53	1
2. 投資活動収支	△ 62	△ 65	3
3. 財務活動収支	18	5	13
本年度資金収支（A）（1 + 2 + 3）	10	△ 7	17
前年度末資金残高（B）	109	116	△ 7
本年度末資金残高（C）=（A）+（B）	119	109	10
本年度末歳計外現金残高（D）	2	19	△ 17
本年度末現金預金残高（C）+（D）	121	128	△ 7

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・令和2年度末の現金預金残高は121億円となり、前年度と比べて7億円減少しました。

②資金収支計算書の中身を見てみよう

■業務活動収支

- ・人件費、物件費、支払利息、他会計への繰出し、補助金、社会保障費などの支出と税収、使用料・手数料、他会計からの繰入れ、補助金などの収入が計上されます。
- ・上記収入のうち、大きな割合を占めている税収等や国県等補助金収入は直接純資産を増やす要因として純資産変動計算書で計上します。また、使用料・手数料については、行政コスト計算書で収益として計上します。
- ・資金収支計算書では、これら2つを業務活動収支としてまとめて計上するため、通常は黒字になります。
- ・令和2年度は、業務活動収支が54億円のプラスであることから、堅調な財政運営であるといえます。

■投資活動収支

- ・ここで計上される支出は、資産の形成に使われた資金です。建物や道路などの公共資産の構築や、基金など金融資産の積立て等です。
- ・収入には、国県等補助金収入、公共資産の売却収入及び基金・積立金の取崩し

などが計上されます。

- ・公共資産の取得には多額の支出が必要となるため、一般的に投資活動収支は赤字（不足）になります。
- ・令和2年度の投資活動収支は62億円のマイナスです。これは、資産形成を積極的に行っていることを表しています。

■財務活動収支

- ・ここで計上される支出には、地方債の返済に伴う利息の支払や元本の償還に伴って支出する資金があります。
- ・収入は、新たに発行した地方債借入によるものです。
- ・地方債の新規発行額と償還額との多寡によって収支が決まるため、地方債の償還による支出額が、地方債の発行による収入額を上回れば、収支は赤字（不足）となります。
- ・令和2年度は、財務活動収支が18億円のプラスとなっています。これは、新たに発行された地方債の額が、地方債の元金及び利子の償還額を上回ったことによるものです。

■基礎的財政収支について

- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）は「業務活動収支（支払利息支出を除く。）＋投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）」により表されます。令和2年度については、支払利息8億円を除いた業務活動収支62億円と、基金積立金支出5億円及び基金取崩収入7億円を除いた投資活動収支のマイナス64億円を足した基礎的財政収支は、2億円のマイナスとなります。このことから資産取得のために臨時的に発生する収支の赤字額が、日常の行政活動によって発生する収支の黒字額を上回ってしまったことが分かります。

③前年度との比較

- ・業務活動収支は、前年度と比べて1億円増加しています。これは物件費や補助金等支出の増加はあるものの、税収の伸びによる業務収入の増加額が業務支出の増加額を上回ったため、業務活動収支が増加したものです。
- ・投資活動収支は、前年度と比べて3億円増加しています。これは新設小中学校等の建設に伴い、基金の取崩額（収入）が増加したことが主な要因です。
- ・財務活動収支は、前年度と比べて13億円増加しています。これは学校建設に伴い、地方債の発行額が増加したことが主な要因です。
- ・基礎的財政収支は、前年度より14億円減少しています。

4 財務指標を用いた分析

(1) 発生主義による財務指標分析について

- ・財務指標については、第1部でもいくつか挙げましたが、ここでは、発生主義による財務指標について紹介します。

■財務書類の活用 の視点

- ・平成27年1月に総務省から統一的な基準による財務書類の作成モデルが示されたことにより、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保といった観点から、財務書類等のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも格段に向上し、予算編成や行政評価に活用していくことが可能となりました。
- ・このことにより、地方公共団体としての財政指標の設定や公共施設等の老朽化対策のための適切な施設管理といったマクロ的なもの、事業別・施設別セグメント分析といったミクロ的なものに活用することができ、行政内部のマネジメントでの活用ばかりでなく、市民の皆様に分かりやすく財務情報をお伝えすることができます。
- ・他団体との比較については、近隣市に協力をいただき公表可能な市のデータを掲載しました。

■発生主義による財務指標一覧

分析の視点	指標
1. 資産形成度	有形固定資産減価償却率
2. 世代間公平性	純資産比率
3. 行政サービスの効率性	市民一人当たり人件費 市民一人当たり純行政コスト
4. 受益者負担の水準	受益者負担率

(2) 資産形成度について

有形固定資産減価償却率

低いほど良い

有形固定資産減価償却率・・・

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の取得価額等}}$$

	令和2年度	令和元年度	増減	(単位：％)
有形固定資産減価償却率	39.8	38.6	1.2	

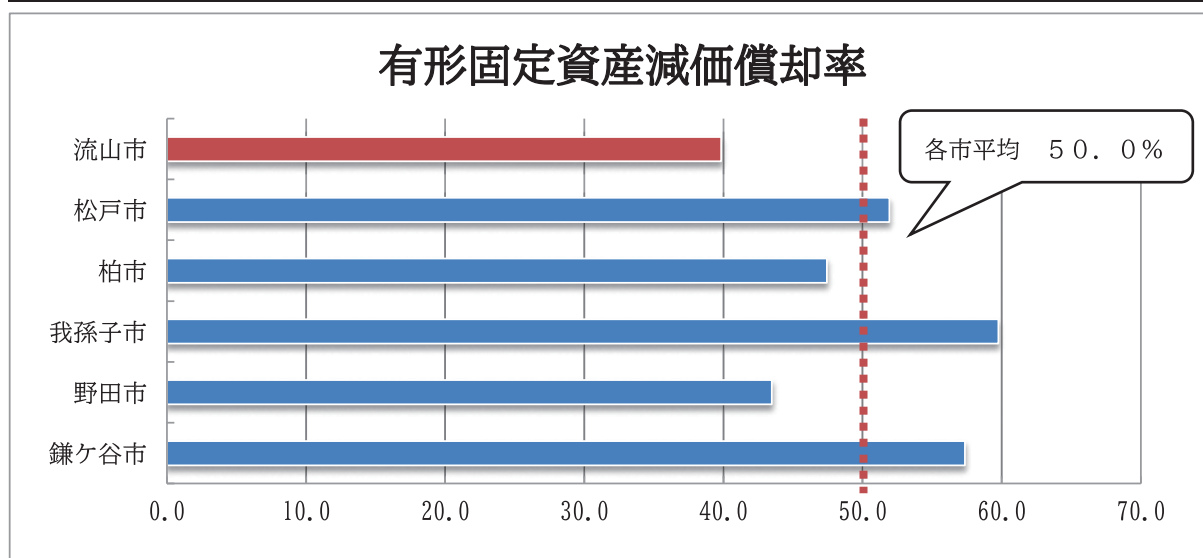
■有形固定資産減価償却率とは

- ・市が保有する有形固定資産のうち、償却対象資産（物品及び建設仮勘定を除く。）の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。
- ・使用期間の長い資産は、この比率が大きくなり、資産が老朽化していることを示します。この指標を活用することで、市の資産全体の老朽化の状況を評価し、更新時期のピークや更新費用を把握することができ、また、個々の資産の老朽化を把握することで、更新の可否や費用の検討について対応することができるようになります。
- ・前年度と比較すると有形固定資産減価償却率は1.2％増加しています。

■他団体との比較（令和2年度・連結会計）

(単位：％)

	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
有形固定資産減価償却率	39.8	51.9	47.4	59.8	43.5	57.4



- ・他市と比較して流山市が相対的に低いのは、キッコーマンアリーナなどの施設の更新や、おおぐろの森小学校などの新設を行っているためと分析しています。

(3) 世代間公平性について

純資産比率

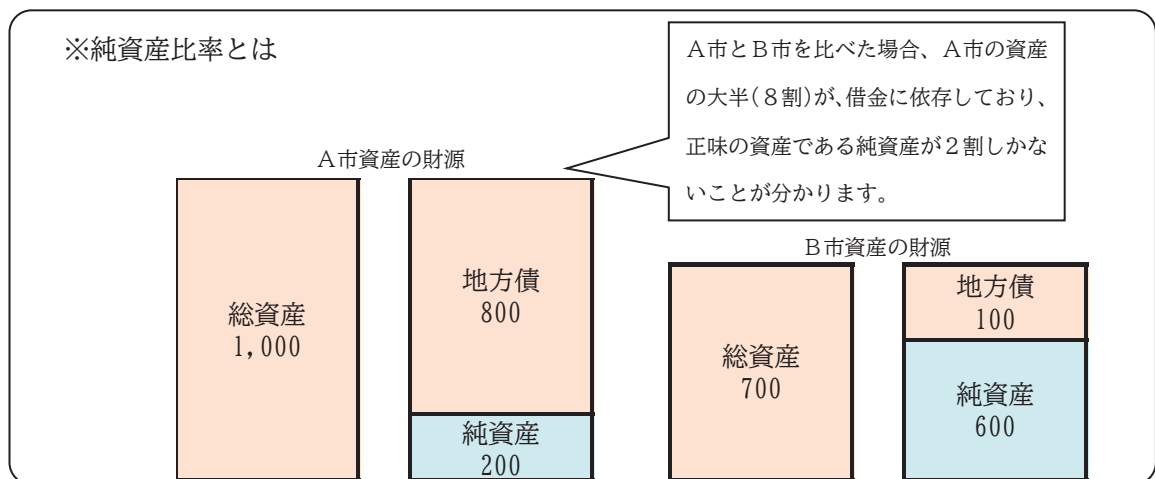
高いほど良い

純資産比率・・・純資産合計／総資産合計

	令和2年度	令和元年度	増減	(単位：%)
純資産比率	55.5	54.5	1.0	

■純資産比率とは

- ・この指標は、市が持つ総資産のうち、どれくらいの割合が正味の資産であるか、すなわち過去の世代によって支払済であって、今後借金の返済を必要としない資産がどれくらいあるかを示しています。
- ・例えば、純資産比率70％とは、市の総資産のうち、7割が正味の資産であり、3割は借入金に依存しているということを意味します。



■民間企業における純資産比率

- ・企業の財務能力の判断のために最も重視される比率です。
- ・民間企業にとっての純資産比率とは、その時点で企業を解散した場合に、負債を払った後に残る資産額と考えられることから、企業の価値そのものとして認識されています。株式会社の場合、純資産は株式を取得している株主に帰属するため、この価値がいくらかということが、株式会社の所有者たる株主にとって大きな関心事になります。
- ・民間企業においては利益の獲得が目的なので、この比率は低くなります。優良企業でも30％くらいです。そもそも、地方公共団体と違って、主に換金性の高いものを資産として保有しており、事業の拡大を進めるために必要な資金については、全てを株式の発行などによる増資という形で賄うことはできず、多くを借入金に依存します。借入金は、将来稼得する利益を原資として返済することを予定しています。

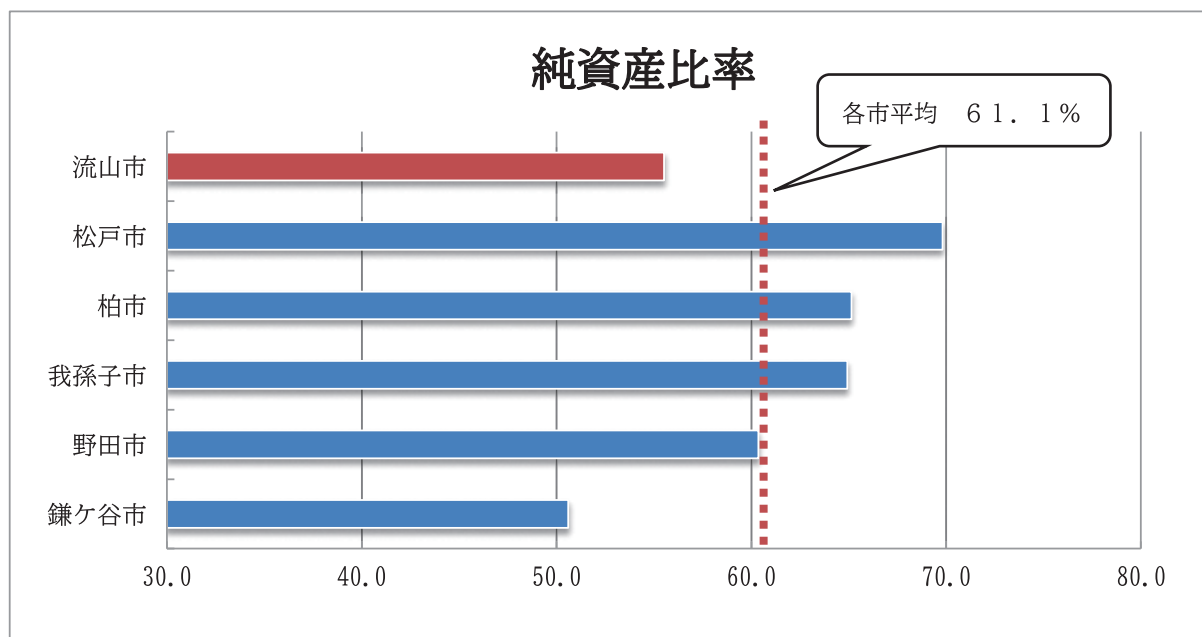
■地方公共団体における純資産比率

- ・地方公共団体は、民間企業のように株主に所有されているわけではなく、長期的な存続を前提とした存在であることから、現時点での解散価値が論じられることはありません。そのため、地方公共団体では現在持っている資産が、過去の世代が負担した結果として蓄積されたのか、あるいは、将来世代の負担となっているか、という観点から純資産を捉えます。
- ・この比率が高ければ、資産の形成コストの大きな部分を、過去の世代が負担していることになります。反対に低ければ、将来世代がそのコストの相当部分を負担しなければならないことを意味します。
- ・将来の世代も、公共資産を利用するので、過去世代と現役世代のみがそのコストを負担するのではなく、将来世代もコストを負担するべきである、という考えもあります。
- ・一方で、過去世代が作ってきた社会資本は老朽化が進んできています。また、少子高齢化により、今後将来世代の人口は減ることが確実であることから、将来世代への負担の先送りは、できる限り抑える必要があると考えられています。
- ・地方公共団体の場合、この比率はどれくらいが適当でしょうか？
これは、民間企業とは異なり、高ければ高いほどよいと思われませんが、望ましい具体的な水準は、現在ははっきりとしておらず、今後議論していく必要があると思われます。

■他団体との比較（令和2年度・連結会計）

（単位：％）

	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
純資産比率	55.5	69.8	65.1	64.9	60.4	50.6



- ・他団体と比較して流山市が相対的に低いのは、人口増に対応するため、地方債を発行し積極的に社会資本の整備を進めているためと分析しています。

(4) 行政サービスの効率性について

■効率性比率とは

- ・市の行政活動の効率性を表す重要な指標です。
- ・市民一人当たりにかかるコストを算定することは、行政運営の効率性の測定や改善のために有用です。
- ・スケールメリットにより、一般的に大規模な地方公共団体の方が市民一人当たりのコストは小さくなることが想定されます。
- ・純行政コストには、第一部で登場しなかった、退職手当引当金や賞与引当金の繰入額、減価償却費などの実際に現金が支出されていないにもかかわらず、発生主義の観点から、当年度中に発生したものとして認識した費用（現金支出からは捉えることができない費用）が含まれています。
- ・このように発生主義に基づく会計手法により、従来の会計制度に基づく決算に比べて、人件費に関するより正確な情報を得たことになります。

低いほど良い

①市民一人当たり人件費 ②市民一人当たり純行政コスト

効率性比率

市民一人当たり人件費・・・

人件費／人口

市民一人当たり純行政コスト・・・

純行政コスト／人口

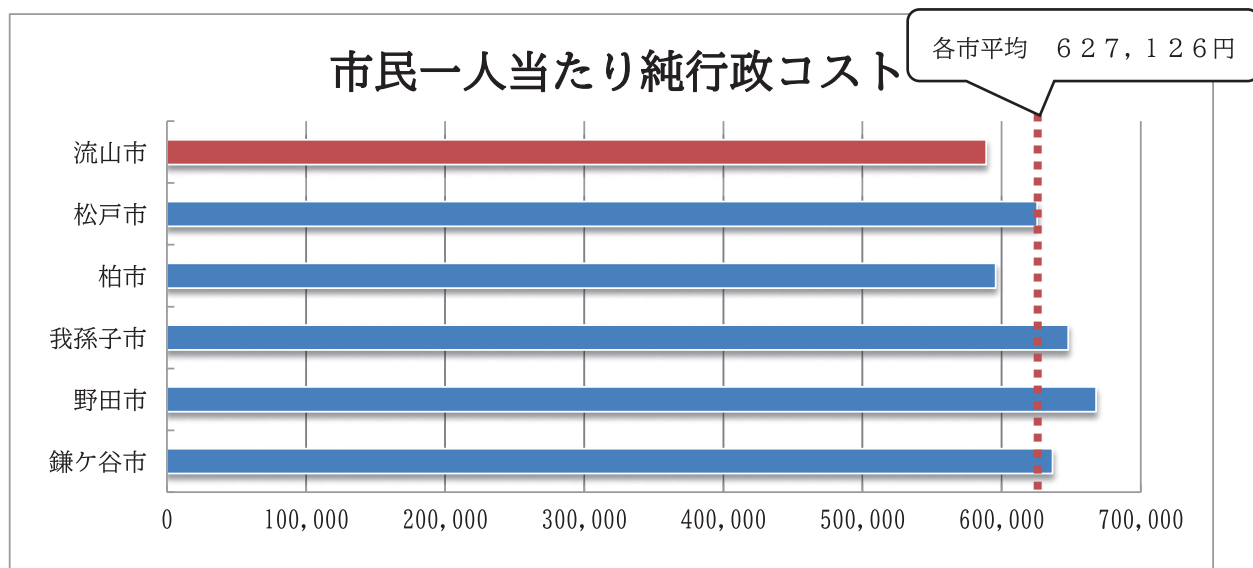
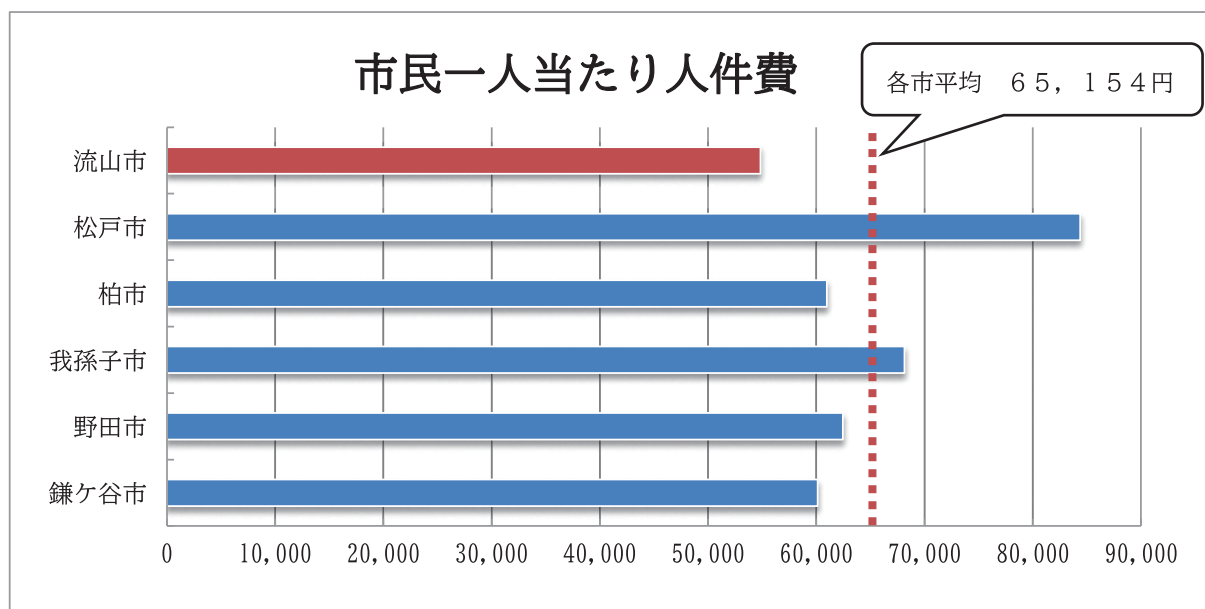
	令和2年度	令和元年度	増減	(単位：円)
市民一人当たり人件費	54,845	49,781	5,064	
市民一人当たり純行政コスト	588,980	475,414	113,566	

- ・前年度と比較すると、市民一人当たり人件費及び市民一人当たり純行政コストはいずれも増加しています。これは、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより、会計年度任用職員に係る費用が人件費に含まれることになったことと、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等が増加したことによるものです。

■他団体との比較（令和2年度・連結会計）

（単位：円）

	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
市民一人当たり人件費	54,845	84,383	60,972	68,146	62,463	60,113
市民一人当たり純行政コスト	588,980	625,626	595,692	647,815	668,003	636,639



(5) 受益者負担の水準について

受益者負担率

高いほど良い

受益者負担率・・・

経常収益／経常費用

	令和2年度	令和元年度	増減	(単位：％)
受益者負担率	7.4	9.0	△ 1.6	

■受益者負担率とは

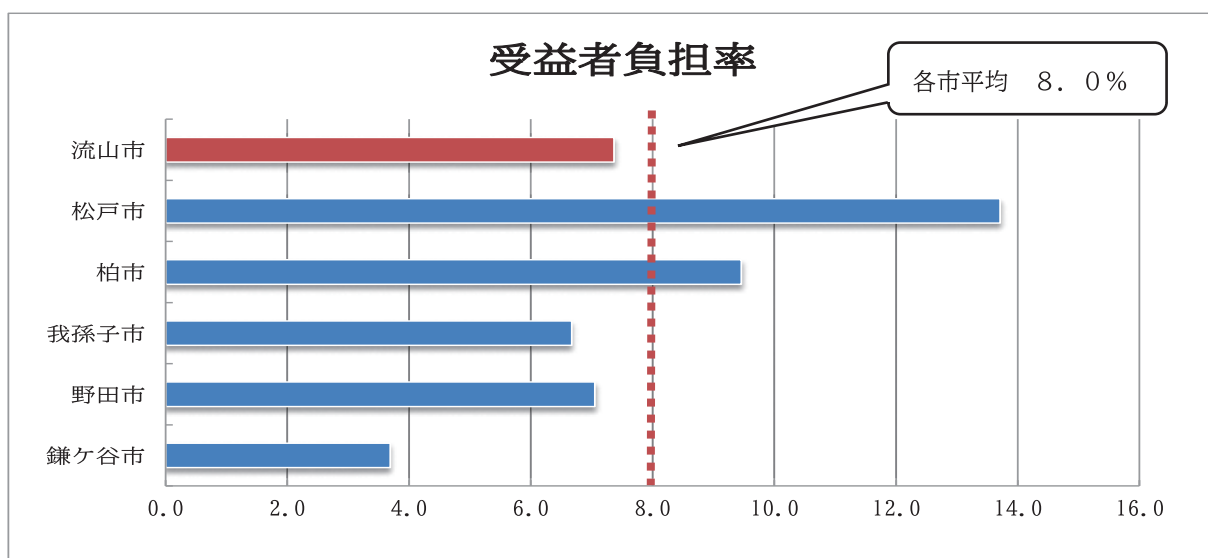
- ・地方公共団体の経常費用のうち、サービスの受益者が直接的に負担するコスト（使用料・手数料等）の割合のことです。
- ・行政サービスを提供するために発生した費用の大半は税収で賄われますが、個別のサービスについては受益者がどの程度負担しているかを見ることも重要です。
- ・一般的に、病院、ガス、水道等事業サービスを手広く行っている地方公共団体では、この数値が高くなる傾向があります。※
- ・松戸市、柏市が相対的に高いのは、市立病院を運営しているためと考えます。

※水道などの事業サービスについては、通常の行政サービスとは異なり、サービスの受益者から受け取る使用料・手数料等については、費用を上回るよう設定されているため、この数値が高くなる傾向があります。上記の数値は連結会計の数字のため、水道や下水道事業の使用料を含んだ数字となっています。

■他団体との比較（令和2年度・連結会計）

(単位：％)

	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市
受益者負担率	7.4	13.7	9.5	6.7	7.0	3.7



(6) 有形固定資産減価償却率と

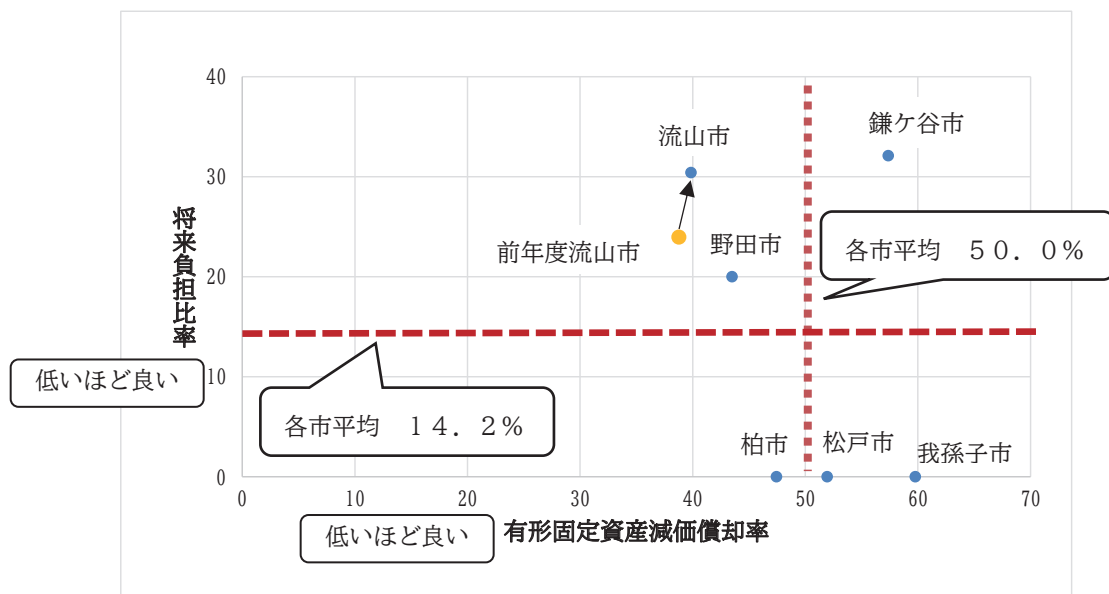
将来負担比率との組合せについて

- ・将来負担比率と有形固定資産減価償却率の組合せによる分析については、公共施設等の将来的な更新経費等を含め、将来負担をより総合的に捉えることができます。
- ・例えば、将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇している場合は、必要な投資が行われず老朽化対策が先送りされている可能性や単純な施設更新を行うのではなく既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられます。

令和2年度の近隣市の状況

	有形固定資産 減価償却率	将来負担比率
流山市	39.8	30.4
松戸市	51.9	2.4
柏市	47.4	－
我孫子市	59.8	－
野田市	43.5	20.0
鎌ヶ谷市	57.4	32.1

近隣市の分布図



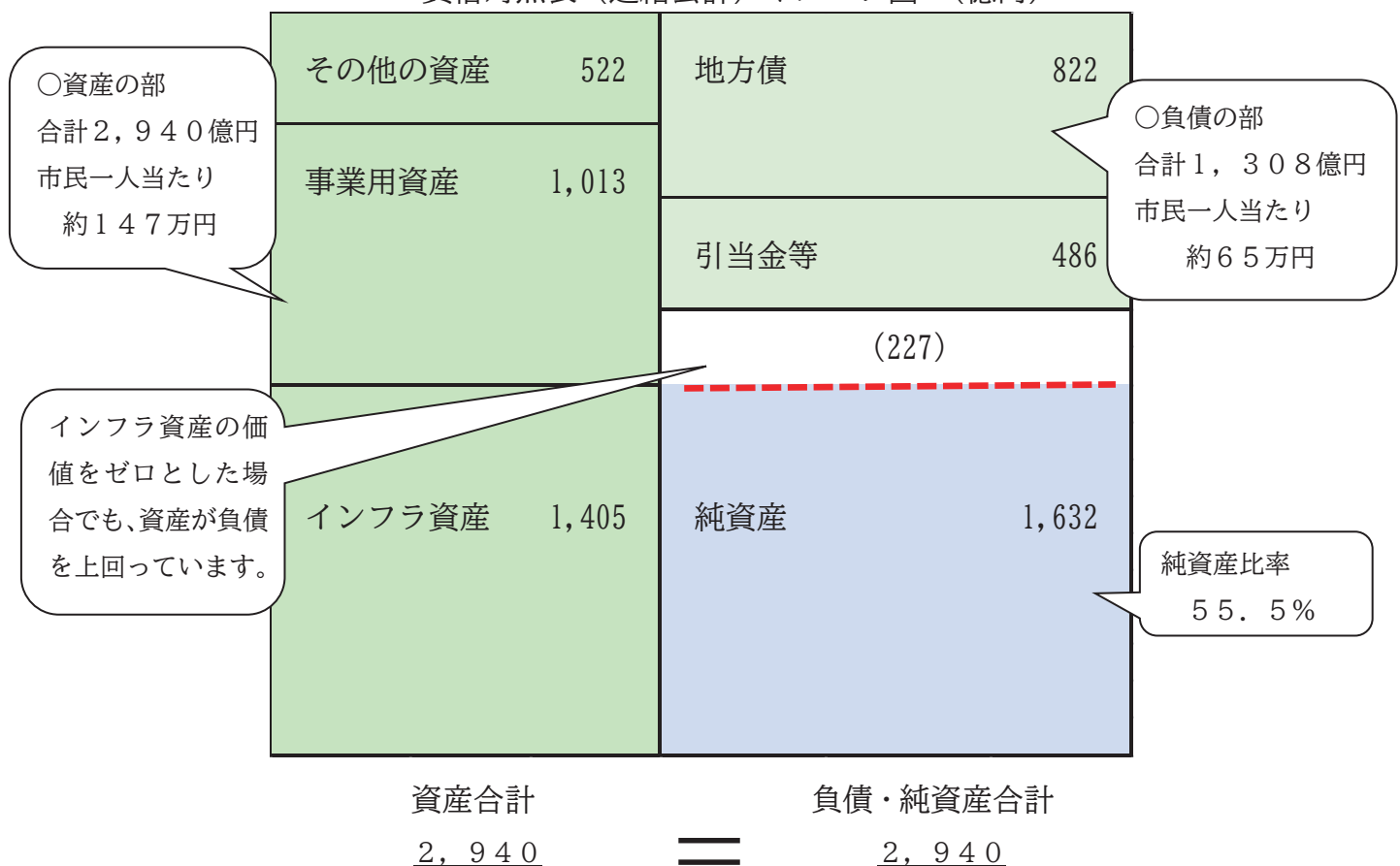
- ・流山市は、各市と比較して相対的に「有形固定資産減価償却率」が低く、「将来負担比率」が高い傾向にあります。これは、人口の増加に伴い学校建設を行ったり、個別施設計画に基づく各施設の老朽化対策を行っている結果であると分析しています。
- ・前年度に比べ、「将来負担比率」が上がった主な要因は、学校建設等に伴い地方債残高が増加したことによるものです。

(7) まとめ

■貸借対照表（ストック情報）をめぐって

- ・流山市の財務状態は発生主義の観点から見て良好な状態にあると思われます。
この傾向は、第1部における分析においても明らかでしたが、資産に焦点をあてた貸借対照表を見ても、この事実は、一層はっきりとした形で表れています。
純資産比率は55.5%（連結会計ベース）となっております。
- ・資産の内容を見てみますと、事業用資産が地方債の合計額を上回っており、またインフラ資産の価値をゼロとした場合でも、資産が負債を上回っています。
- ・貸借対照表を下記のように組み替えて左右を比較すれば、流山市の財務状態をはっきりイメージ化できます。金融資産はすぐに現金に換えられると考ええると、事業用資産と合わせて、借金に対して十分な担保力を持っているとみなす事ができます。
- ・今後も、現在の健全な財政状況を維持しながら、市が単独で整備するだけでなく、民間とも協力しながら、住みやすいまちづくりのために、インフラ基盤を整えていく必要があります。

貸借対照表（連結会計）イメージ図（億円）



■行政コスト計算書・純資産変動計算書（フロー情報）をめぐって

- ・では、このような財政力の強さを生み出した要因は何でしょうか。第1部で見たとおり、流山市の市民一人当たり税収は15万円／年で、決して多いというわけではありません。強さを生み出している力は、行政コストの低さにあります。純行政コストは市民一人当たり約59万円／年、市民一人当たり人件費が約5万円／年となっており、ローコストオペレーションを行っていることを表しています。
- ・この純行政コストは、行政事務の費用ですから、本来、地方公共団体間で大きく差が出るものではないとも考えられます。さらに、人口規模が大きい地方公共団体のようにスケールメリットが働かないことも考慮に入れると、この効率性は重要であると思われます。

■今後の展開

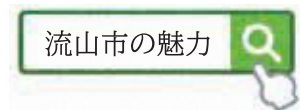
- ・財務書類を見る限り、効率的な経営が行われている流山市ですが、今後検討すべき課題は、流山市が既に持っている施設の状況を、より詳細に把握することです。すなわち、資産の更新問題に対する備えが求められています。
- ・70～80年代にかけて整備された公共施設やインフラ設備の多くは、既に建設後30～40年が経過しており、近い将来に大規模改修や更新の時期を迎えようとしています。その結果、老朽化した資産の更新費用は今後急速に増加すると予想されます。
- ・本来、老朽化のレベルは、重要な資産に対し個別に検討される必要がありますが、全体としては、資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合がその目安となります。それによると、流山市は約40％程度になっています。これは、現在市が保有する建物や設備の5分の2程度が、既に帳簿上の価値を失っている、ということを表します。
- ・この数値は近隣市と比べて、相対的に低い水準にありますが、これは区画整理や人口増に伴い、小中学校の新設や増改築、キックコマンアリーナの建設などにより、老朽化対策が進んでいるため、相対的に低くなっているものと分析しています。
- ・一方、既成市街地にある小中学校については、老朽化が進んでいるため、各学校単位でみると、有形固定資産減価償却率の高い施設もあります。
- ・建物や設備は、帳簿上の価値が失われたからといって、直ちに使用できなくなるわけではありませんが、償却が進んでいるということは、老朽化が進んでおり、更新の時期が迫っていることを示しています。流山市は今後、これら老朽化した資産について、総合計画に基づく基本計画や公共施設等総合管理計画、さらに平成30年11月に策定した個別施設計画を基に、改修や更新を進めていきます。
- ・更新する資産については、今後の少子高齢化やニーズの多様化・変化に対応して、検討が必要になります。施設の統廃合、民間施設の利活用などによる保有

資産の総量縮減やESCO事業^{※1}などによる更新費用の削減、資産を活用した歳入確保など、ファシリティマネジメント^{※2}を推進し、さらなる行政運営の効率化を進めていきます。

- ・また、行政コスト計算書上、社会保障給付は経常費用の約9%を占めています。これは生活保護費や医療費、介護給付費などの社会保障にかかる経費で、深刻な社会経済状況の悪化や高齢化の進展に伴い、これらの経費は今後も増加傾向にあると予想されます。
- ・こうした中、高齢化、人口減少社会において若い世代の人口を増加させることは、全国共通の課題です。流山市では、小中学校の新設や学童保育の充実など、子育て環境の整備に取り組んでおり、その結果、共働き子育て世帯を中心として人口は増加し、令和3年1月には常住人口が20万人超えました。将来にわたって流山市を担っていただく若い世代の方々に、これからもずっと流山市に住んでいただけるように、また、多くの方々に「知って」「来て」「選んで」いただいて、新たに流山市に住んでいただけるように、今後も様々な施策を展開していきます。

流山市のシティセールスの取組については、流山市ホームページを御覧ください。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/appeal/index.html>



※1 ESCO事業：従前の利便性を損なうことなく、省エネに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネメリットの一部を報酬として享受する事業のこと。

※2 ファシリティマネジメント：企業等が有する全施設及び当該施設の利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用する経営管理活動

資料編

■令和２年度 流山市財務書類（統一モデル）～全体会計

【様式第１号】

貸借対照表(全体)

(令和 ３年 ３月３１日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	262,084,700	固定負債	117,184,297
有形固定資産	236,579,610	地方債	74,005,448
事業用資産	100,314,871	長期未払金	1,287,023
土地	54,133,488	退職手当引当金	4,565,891
立木竹	—	損失補償等引当金	—
建物	70,121,216	その他	37,325,935
建物減価償却累計額	△ 30,625,243	流動負債	7,329,568
工作物	3,623,605	1年内償還予定地方債	5,459,838
工作物減価償却累計額	△ 1,602,463	未払金	968,014
船舶	—	未払費用	—
船舶減価償却累計額	—	前受金	73,480
浮標等	—	前受収益	—
浮標等減価償却累計額	—	賞与等引当金	605,570
航空機	—	預り金	222,666
航空機減価償却累計額	—	その他	—
その他	310,544	負債合計	124,513,865
その他減価償却累計額	△ 200,165	【純資産の部】	
建設仮勘定	4,553,889	固定資産等形成分	267,031,801
インフラ資産	134,418,091	余剰分（不足分）	△ 111,078,073
土地	46,654,134		
建物	4,555,091		
建物減価償却累計額	△ 1,240,011		
工作物	132,031,531		
工作物減価償却累計額	△ 47,801,634		
その他	16,527		
その他減価償却累計額	△ 9,143		
建設仮勘定	211,596		
物品	7,841,019		
物品減価償却累計額	△ 5,994,371		
無形固定資産	7,328,733		
ソフトウェア	5,259		
その他	7,323,474		
投資その他の資産	18,176,357		
投資及び出資金	12,449,922		
有価証券	8,860		
出資金	12,441,062		
その他	—		
投資損失引当金	—		
長期延滞債権	495,373		
長期貸付金	65,683		
基金	5,222,493		
減債基金	33,276		
その他	5,189,217		
その他	—		
徴収不能引当金	△ 57,114		
流動資産	18,382,893		
現金預金	10,066,272		
未収金	2,801,844		
短期貸付金	—		
基金	4,947,101		
財政調整基金	4,947,101		
減債基金	—		
棚卸資産	22,343		
その他	548,552		
徴収不能引当金	△ 3,219		
資産合計	280,467,593	純資産合計	155,953,728
		負債及び純資産合計	280,467,593

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第2号】

行政コスト計算書(全体)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	111,523,169
業務費用	41,982,336
人件費	10,888,490
職員給与費	8,829,400
賞与等引当金繰入額	602,342
退職手当引当金繰入額	24,414
その他	1,432,334
物件費等	29,674,824
物件費	21,833,070
維持補修費	1,429,997
減価償却費	5,377,355
その他	1,034,402
その他の業務費用	1,419,022
支払利息	700,467
徴収不能引当金繰入額	48,633
その他	669,922
移転費用	69,540,833
補助金等	56,748,150
社会保障給付	12,111,231
他会計への繰出金	—
その他	681,452
経常収益	8,408,688
使用料及び手数料	6,146,608
その他	2,262,080
純経常行政コスト	103,114,481
臨時損失	1,087
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	1,087
臨時利益	128,751
資産売却益	24,154
その他	104,597
純行政コスト	102,986,817

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第3号】

純資産変動計算書(全体)

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	150,635,673	261,643,286	△ 111,007,613
純行政コスト (△)	△ 102,986,817		△ 102,986,817
財源	106,874,384		106,874,384
税金等	49,399,624		49,399,624
国県等補助金	57,474,760		57,474,760
本年度差額	3,887,567		3,887,567
固定資産等の変動 (内部変動)		4,194,035	△ 4,194,035
有形固定資産等の増加		9,914,145	△ 9,914,145
有形固定資産等の減少		△ 5,528,392	5,528,392
貸付金・基金等の増加		1,344,839	△ 1,344,839
貸付金・基金等の減少		△ 1,536,557	1,536,557
資産評価差額	△ 100	△ 100	
無償所管換等	1,232,021	1,232,021	
その他	198,567	△ 37,441	236,008
本年度純資産変動額	5,318,055	5,388,515	△ 70,460
本年度末純資産残高	155,953,728	267,031,801	△ 111,078,073

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第4号】

資金収支計算書(全体)

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	105,964,146
業務費用支出	36,423,313
人件費支出	10,840,634
物件費等支出	24,286,561
支払利息支出	700,467
その他の支出	595,651
移転費用支出	69,540,833
補助金等支出	56,748,150
社会保障給付支出	12,111,231
他会計への繰出支出	—
その他の支出	681,452
業務収入	110,360,808
税収等収入	48,646,045
国県等補助金収入	53,476,631
使用料及び手数料収入	6,107,266
その他の収入	2,130,866
臨時支出	660
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	660
臨時収入	—
業務活動収支	4,396,002
【投資活動収支】	
投資活動支出	10,886,648
公共施設等整備費支出	9,918,309
基金積立金支出	510,639
投資及び出資金支出	25,000
貸付金支出	9,200
その他の支出	423,500
投資活動収入	5,058,605
国県等補助金収入	3,397,230
基金取崩収入	727,865
貸付金元金回収収入	7,888
資産売却収入	59,318
その他の収入	866,304
投資活動収支	△ 5,828,043
【財務活動収支】	
財務活動支出	5,171,765
地方債償還支出	5,156,746
その他の支出	15,019
財務活動収入	7,058,000
地方債発行収入	7,058,000
その他の収入	—
財務活動収支	1,886,235
本年度資金収支額	454,194
前年度末資金残高	9,389,412
本年度末資金残高	9,843,606
前年度末歳計外現金残高	1,962,948
本年度歳計外現金増減額	△ 1,740,282
本年度末歳計外現金残高	222,666
本年度末現金預金残高	10,066,272

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

■令和2年度 流山市財務書類（統一モデル）～連結会計

【様式第1号】

貸借対照表(連結)

(令和 3年 3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	273,430,967	固定負債	123,039,565
有形固定資産	245,583,513	地方債等	76,493,219
事業用資産	101,242,765	長期未払金	1,341,291
土地	54,347,768	退職手当引当金	6,680,213
立木竹	—	損失補償等引当金	—
建物	71,270,924	その他	38,524,842
建物減価償却累計額	△ 31,096,577	流動負債	7,748,424
工作物	3,734,120	1年内償還予定地方債等	5,695,101
工作物減価償却累計額	△ 1,677,738	未払金	1,133,160
船舶	—	未払費用	88
船舶減価償却累計額	—	前受金	73,480
浮標等	—	前受収益	2,552
浮標等減価償却累計額	—	賞与等引当金	613,518
航空機	—	預り金	224,230
航空機減価償却累計額	—	その他	6,295
その他	310,544	負債合計	130,787,989
その他減価償却累計額	△ 200,165	【純資産の部】	
建設仮勘定	4,553,889	固定資産等形成分	281,027,352
インフラ資産	140,517,838	余剰分（不足分）	△ 117,900,915
土地	47,263,365	他団体出資等分	123,995
建物	6,019,154		
建物減価償却累計額	△ 2,264,705		
工作物	143,112,326		
工作物減価償却累計額	△ 54,176,376		
その他	16,527		
その他減価償却累計額	△ 9,143		
建設仮勘定	556,690		
物品	12,608,597		
物品減価償却累計額	△ 8,785,687		
無形固定資産	9,947,627		
ソフトウェア	6,565		
その他	9,941,062		
投資その他の資産	17,899,827		
投資及び出資金	9,857,798		
有価証券	8,912		
出資金	9,848,886		
その他	—		
長期延滞債権	497,178		
長期貸付金	76,103		
基金	7,525,100		
減債基金	33,276		
その他	7,491,824		
その他	762		
徴収不能引当金	△ 57,114		
流動資産	20,607,154		
現金預金	12,130,956		
未収金	2,895,241		
短期貸付金	1,281		
基金	5,002,729		
財政調整基金	5,002,729		
減債基金	—		
棚卸資産	31,021		
その他	549,145		
徴収不能引当金	△ 3,219		
繰延資産	300		
資産合計	294,038,421	純資産合計	163,250,432
		負債及び純資産合計	294,038,421

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第2号】

行政コスト計算書(連結)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	127,495,964
業務費用	43,352,653
人件費	10,986,402
職員給与費	8,916,746
賞与等引当金繰入額	609,717
退職手当引当金繰入額	24,898
その他	1,435,041
物件費等	30,745,311
物件費	22,219,933
維持補修費	1,495,289
減価償却費	5,887,394
その他	1,142,695
その他の業務費用	1,620,940
支払利息	752,380
徴収不能引当金繰入額	48,633
その他	819,927
移転費用	84,143,311
補助金等	71,346,256
社会保障給付	12,111,420
その他	685,635
経常収益	9,389,580
使用料及び手数料	7,193,666
その他	2,195,914
純経常行政コスト	118,106,384
臨時損失	1,087
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	1,087
臨時利益	129,511
資産売却益	24,914
その他	104,597
純行政コスト	117,977,960

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第3号】

純資産変動計算書(連結)

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	157,190,284	275,963,884	△ 118,865,077	91,477
純行政コスト (△)	△ 117,977,960		△ 117,977,960	
財源	122,444,270		122,444,270	—
収等	57,266,588		57,266,588	—
国県等補助金	65,177,682		65,177,682	—
本年度差額	4,466,310		4,466,310	—
固定資産等の変動 (内部変動)		3,791,705	△ 3,791,705	
有形固定資産等の増加		10,343,498	△ 10,343,498	
有形固定資産等の減少		△ 6,131,247	6,131,247	
貸付金・基金等の増加		1,378,488	△ 1,378,488	
貸付金・基金等の減少		△ 1,799,034	1,799,034	
資産評価差額	△ 100	△ 100		
無償所管換等	1,232,021	1,232,021		
他団体出資等分の増加	—			—
他団体出資等分の減少	—			—
比例連結割合変更に伴う差額	32,518			32,518
その他	329,399	39,842	289,557	
本年度純資産変動額	6,060,148	5,063,468	964,162	32,518
本年度末純資産残高	163,250,432	281,027,352	△ 117,900,915	123,995

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【様式第4号】

資金収支計算書(連結)

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	121,406,386
業務費用支出	37,263,214
人件費支出	10,947,047
物件費等支出	24,835,686
支払利息支出	752,380
その他の支出	728,101
移転費用支出	84,143,172
補助金等支出	71,346,250
社会保障給付支出	12,111,420
その他の支出	685,502
業務収入	126,854,777
税金等収入	56,509,409
国県等補助金収入	61,132,190
使用料及び手数料収入	7,156,283
その他の収入	2,056,895
臨時支出	660
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	660
臨時収入	—
業務活動収支	5,447,731
【投資活動収支】	
投資活動支出	11,300,065
公共施設等整備費支出	10,322,483
基金積立金支出	544,115
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	9,200
その他の支出	424,267
投資活動収入	5,120,635
国県等補助金収入	3,397,230
基金取崩収入	787,556
貸付金元金回収収入	8,831
資産売却収入	60,714
その他の収入	866,304
投資活動収支	△ 6,179,430
【財務活動収支】	
財務活動支出	5,415,434
地方債等償還支出	5,387,366
その他の支出	28,068
財務活動収入	7,186,829
地方債等発行収入	7,162,479
その他の収入	24,350
財務活動収支	1,771,395
本年度資金収支額	1,039,696
前年度末資金残高	10,861,022
比例連結割合に伴う差額	7,290
本年度末資金残高	11,908,008
前年度末歳計外現金残高	1,963,141
本年度歳計外現金増減額	△ 1,740,193
本年度末歳計外現金残高	222,948
本年度末現金預金残高	12,130,956

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

主要な財政指標の算出式

◎経常収支比率（14、50ページ）

$$\frac{\text{経常的経費} - \text{経常特定財源}}{\text{経常一般財源}}$$

【令和2年度数値（単位：千円）】

$$\frac{(48,701,106 - 18,326,707)}{(34,512,356)} \times 100 = 88.0\%$$

経常的な収入のうちどんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）が、どの程度経常的な支出に充てられているかによってその自治体の財政構造の弾力性を表す指標です。

この率が高いほど、臨時的な支出をする余裕がないことになります。

◎将来負担比率（16、59ページ）

$$\frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

【令和2年度数値（単位：千円）】

$$\frac{67,261,716 - (9,304,894 + 12,037,916 + 36,450,531)}{34,129,636 - 3,028,606} \times 100 = 30.4\%$$

※将来負担額：イ～チの合計額

イ 一般会計等の令和2年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 充当可能基金額：イ～ヘの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

将来の年度で必ず負担することになる地方債・職員の退職金・連結実質赤字などをひとまとめにして、これらが財政規模と比べてどのくらいの割合を占めているかを示す指標です。

この率が高いほど、抱えている負債の額が多いことになります。

◎公債費負担比率（51ページ）

【令和2年度数値（単位：千円）】

公債費充当一般財源

一般財源

$$\frac{3,612,235}{41,026,376} \times 100 = 8.8\%$$

一般財源のうち、地方債の元利償還金がどのくらいの割合を占めているかを示す指標です。

この率が高いほど、市債の元利償還のために、自由度の高い一般財源を使ってしまっていることになり、財政構造の硬直性が高まっていることになります。

◎実質公債費比率（15、58ページ）

（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）

－（特定財源＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

標準財政規模 － 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【令和2年度数値（単位：千円）】

$$\frac{(3,608,435 + 710,117) - (1,022,746 + 3,028,606)}{34,129,636 - 3,028,606} \times 100 = 0.9\%$$

平成30年度： 1.4%

令和元年度： 1.0% 3か年平均： 1.0%

※準元利償還金：イ～ホの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

元利償還金及び準元利償還金が、財政規模と比べてどのくらいの割合を占めるかを示す指標で、3か年の平均値を用います。

この率が高いほど、借入金（地方債）の返済額が財政を圧迫していることになります。

この率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

財政用語の説明 《本編にない用語もありますが、参考に掲載します。》

(あ行)

依存財源

歳入のうち、国庫支出金や県支出金、市債などのように国、県などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。本来、会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしています。〔関連語〕特別会計、企業会計、普通会計

一般財源

市税や地方交付税のように、財源として使途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいいます。〔関連語〕特定財源

インフラ資産

資産形成のための資本的支出がなされた後、当該資産から将来の経済的便益（現金）の流入が見込まれない非金融資産のことをいいます。一例として、道路が挙げられます。道路を整備するために投資を行った後、基本的には、その道路資産から現金収入は見込まれないためです。〔関連語〕事業用資産

(か行)

会計年度

地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

企業会計

地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行うものの会計をいいます。

基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。

〔関連語〕財政調整積立基金・減債基金・特定目的基金

起債

市債（地方債）などの発行や募集をすることをいいます。

起債制限比率

地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の、標準財政規模に対する割合をいいます。この比率が20%を超えた場合は、一部の地方債の発行が制限されます。

基準財政収入額

地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入のことをいいます。市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。〔関連語〕普通交付税・基準財政需要額

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を一定の手法により合理的に算定したものをいいます。〔関連語〕普通交付税・基準財政収入額

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の3つをいいます。

繰出金

各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰出すものや、競輪事業会計のような収益事業会計から一般会計へ繰出すものがあります。

形式収支

決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。〔関連語〕実質収支、実質単年度収支、単年度収支

経常一般財源

毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。

経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合です。

経常的経費

歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。〔関連語〕臨時的経費

決算

一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。

決算統計

「地方財政状況調査」の通称で、各地方公共団体の普通会計を基本に決算について分析調査が行われます。

減価償却（費）

固定資産の価値は、使用したり、時間の経過によって徐々に目減りしていきま。この価値の目減り分をコストとして会計記録することを減価償却といい、目減りコストのことを減価償却費といいます。

現金主義

現金主義とは、現金の収入・支出という事実に基づいて会計処理を行う考え方です。現金の動きがない取引は会計記録がされません。現行の地方自治体の会計（官庁会計）では、予算統制の観点から現金主義を採用しています。

減債基金

将来の地方債の償還及びその信用の維持のために設置される基金です。

減収補てん債

地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債をいいます。

減税補てん債

市民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債をいいます。

公債費

地方公共団体が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費に分類され、その増加は財政の硬直化の原因となりかねません。また、公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されますが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もあります。

公債費比率

各年度の公債費の一般財源に占める割合をいいます。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性が高いことを示しています。一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

(さ行)

歳出

会計年度における一切の支出をいいます。

財政調整積立基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害時などの財源として活用します。〔関連語〕基金・減債基金・特定目的基金

財政力指数

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、または1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。

歳入

会計年度における一切の収入をいいます。

事業用資産

地方公会計制度で定義されている考え方です。資産形成のための資本的支出がな

された後、将来の経済的便益（現金）の流入が見込まれる非金融資産のことをいいます。一例として、文化施設（美術館、博物館等）が挙げられます。文化施設を整備するために投資を行った後、その文化施設から、入場料という現金収入が見込まれるためです。〔関連語〕インフラ資産

市債（→地方債と同義語）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

市債現在高（→地方債現在高と同義語）

市が借り入れた市債の、各年度末の未償還元金の額です。市は市債を借り入れた後、元金の他に利子を返済します。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源です。地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源

市場公募地方債

地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。

実質収支

決算において、歳入歳出差引額（形式収支）から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。

実質単年度収支

単年度収支の中には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。

人件費

第1部では、決算統計上の性質別分類の項目のひとつで、義務的経費に属し、職員等に対して勤労の対価、報酬として支払うものをいいます。

第2部では、行政コスト上の経常業務費用の項目のひとつで、議員歳費、職員給料、賞与引当金繰入、退職給付費用、その他の人件費からなります。

出納整理期間

会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払の整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日（4月1日）から、5月31日までの2か月間をいいます。

す。

性質別分類

地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といい、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分類されます。

〔関連語〕目的別分類

政府資金

地方債のうち、政府機関から借り入れる資金をいい、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金があります。

総務省方式

平成12年3月、平成13年3月に総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示された、財務書類作成モデルです。官庁会計の決算を組み換える方法で作成します。

その他の経費

性質別分類の中で、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などをいいます。

（た行）

単式簿記

ある取引を現金の増加・減少という観点からのみ帳簿に記録する方法です。現金の動きのみが記録されるため、ある時点の現金残高のみは把握可能です。現行の地方自治体の会計（官庁会計）では、単式簿記を採用しています。

〔関連語〕複式簿記

単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。

地方交付税

地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。

地方公会計制度

現在の地方自治体の会計制度（官庁会計）の弱点を補完するため、企業会計の考え方を取り入れようとする取組のことです。官庁会計は、現金の収支のみを適正に把握するという点で優れていますが、建物や道路等の資産や減価償却費等の情報を取り扱わないため、正確なコスト分析や総合的な財務情報を説明する上で、限界があるといわれています。

総務省からは、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、企業会計的な財政分析を取り入れることで、今まで見えなかった様々な情報を把握することができ、公共施設のマネジメントなどの行財政運営に活用していくことが可能となります。

地方債（→市債と同義語）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

地方債現在高（→市債残高と同義語）

地方公共団体が借り入れた地方債の、各年度末の未償還元金の額です。地方公共団体は地方債を借り入れた後、元金の他に利子を返済します。

地方譲与税

国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「地方揮発油譲与税」、「自動車重量譲与税」、「特別とん譲与税」、「森林環境譲与税」などがあります。

地方税

租税のうち、国が課税権の主体であるものを国税、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

地方特例交付金

地方税の減税に伴う減収などの一部を補てんするために、国から交付されるものです。

徴収不能引当金

債権額のうち、将来的に回収が見込まれない額のことをいいます。債権は資産として貸借対照表に計上されますが、その計上額は債権額満額ではなく、将来的に実際に回収できると見込まれる額で計上することが求められています。

積立金

計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。

統一モデル（統一的な基準による財務書類）

総務省から、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」として示された財務書類の作成モデルです。複式簿記・発生主義を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複数仕訳を作成することにより、現金取引以外のフロー情報及びストック情報を記録・表示する、固定資産台帳の整備を前提に事業や公共施設等のマネジメントに活用することを目的とする点などが特徴として挙げられます。

平成28年度決算以降は、全国的に統一モデルによる財務書類の作成が行われ、各地方公共団体との比較が可能となります。

投資的経費

資本形成のための支出で、施設等がストックとして将来に残るものを投資的経費といい、性質別分類では、普通建設事業費、災害復旧費などであり、義務的経費などとは区分されます。〔関連語〕義務的経費

当初予算

一会計年度を通じて定められる基本的予算で、一年間の歳入歳出の全てを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算

特定財源

財源のうち、使途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。〔関連語〕一般財源

特定目的基金

教育、文化の振興や福祉、消防など、特定の事業の財源とするために積み立てておく資金をいいます。〔関連語〕基金

特別会計

特定の目的の歳入歳出について経理するため、法律や条例によって設置された会計をいいます。〔関連語〕一般会計

特別交付税

地方交付税のうち、突発的な災害などの特別な事情を反映して配分されるものです。地方交付税の総額は、94%が普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%が特別交付税として突発的な災害などの特別な事情

を反映して配分されています。〔関連語〕地方交付税・普通交付税

(は行)

発生主義

現金の収支にかかわらず、資産の増減や費用・収益が発生したという事実に基づいて会計処理を行う考え方です。現金の動きだけでなく、例えば、減価償却費といった現金の動きを伴わない取引についても会計記録がなされます。企業会計では、発生主義を採用しています。〔関連語〕現金主義

標準財政規模

地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます。

(市町村の場合) $(\text{基準財政収入額} - \text{譲与税等}^{\ast}) \times 100/75 + \text{譲与税等}^{\ast} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$

(※譲与税等：地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋地方特例交付金)

標準税収入額

法定普通税を標準税率をもって算定した収入見込額で、市町村分にあつては、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち、基準税額に75分の100を乗じて算出します。

複式簿記

取引を二面的に捉え、仕訳という処理によって帳簿に記録します。そこでは一つの取引に対して二つの記録、例えば、「資産の減少」と「費用の増加」というように、資産、負債、純資産、費用、収益のいずれかの増減の組合せという二面的記録がされます。現金以外の要素についても記録がされるため、ある時点での残高は、現金以外についても把握可能です。企業会計では、複式簿記を採用しています。

〔関連語〕単式簿記

扶助費

法令に基づいて支給する生活保護費や福祉手当のほか、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属します。

普通会計

各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。

〔関連語〕一般会計・特別会計

普通建設事業費

道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業、それ以外を単独事業といいます。

普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、総額の94%に相当する額をいいます。その交付額は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額となります。

〔関連語〕特別交付税

補助金

補助金には、国や県が予算などの定めにより特定の目的実現のために、市町村へ現金を給付する場合と、市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。

補助事業

地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けて行うものをいいます。

〔関連語〕単独事業

(ま行)

目的別分類

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで、議会費、総務費、民生費、土木費などに分類しています。 〔関連語〕性質別分類

(や行)

有形固定資産

地方自治体が行政活動を行うために保有している財産のうち、一定の形を有し、長期にわたって使用することが想定されている財産のことをいいます。

予算

一定の期間における収入支出の予定を予算といい、地方公共団体の予算は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金などを定め、議会の議決により承認を得ます。 〔関連語〕当初予算・補正予算

(ら行)

臨時財政対策債

平成13年度から、国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対して、国と地方が折半で負担するという考えの下、その地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。

臨時的経費

一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する経費や単年度限りの事業に要する経費、建設事業費などです。〔関連語〕経常的経費

ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給料の水準を示したものです。

類似団体

指定都市、中核市、特例市等の行政権能の相違を踏まえつつ、国勢調査を基にした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって市町村を35の類型に分類したとき、同じ分類となった全国の市町村を指します。

財政白書（令和２年度決算版）

発行 令和４年６月

編集 流山市財政部財政調整課

千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

電話 ０４－７１５０－６０７１

